
鮫川村子ども・子育て支援事業計画

みんなで見つめ みんなで支え みんなで子育て

令和2年3月

鮫 川 村

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の対象 1
- 3 計画の位置づけ 2
- 4 計画の期間 2

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

- 1 人口と世帯等の動向 3
- 2 村民の子育て意識 11

第3章 計画の基本的方向

- 1 基本理念 47
- 2 基本的な目標 47
- 3 施策の体系 48

第4章 地域の子育て支援

- 1 子育て家庭への支援 49
- 2 子育て支援ネットワークの充実 52
- 3 児童の健全育成 53
- 4 経済的支援の充実 54

第5章 母親と乳幼児等の健康の確保及び増進

- 1 母子の健康増進支援 58
- 2 思春期保健対策の充実 65
- 3 医療に関わる支援の充実 68

第6章 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

- 1 次代を担う親の育成 71
- 2 学校の教育環境の整備 71
- 3 家庭や地域の教育力の向上 72

第7章 子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良好な住宅の確保 73
- 2 安全・安心のむらづくり 73
- 3 子ども等の安全の確保 74

第8章 仕事と家庭との両立の推進

- 1 働き方の見直し等の啓発 76
- 2 仕事と子育ての両立の推進 77

第9章 要保護児童への対応

- 1 児童虐待防止対策の充実 78
- 2 ひとり親家庭の支援の推進 79
- 3 障害児施策の充実 79

第10章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等

- 1 教育・保育提供区域 80
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 80
- 3 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
..... 81

第11章 計画の推進に向けて

- 1 庁内における推進体制の充実 83
- 2 住民への情報の公開 83

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本村では、平成 24 年 8 月の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、平成 27 年 3 月に「鮫川村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組むとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかしながら、国や県の対策が進められている中でも、出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や、待機児童の発生、子どもの貧困など、子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援や多様な機関が連携した対応の必要性が高まっています。

このような現状に対応するため、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援が重要であり、子どもと子育て家庭に対する支援推進が求められています。

令和元年度をもって第 1 期計画が計画期間の満了を迎えることから、第 1 期計画を継承しつつ、子どもの成長段階に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「第 2 期鮫川村子ども子育て支援事業計画」を策定するものです。

◆ 子ども・子育て関連 3 法（平成 24 年 8 月 22 日公布）

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記 2 法による児童福祉法等の改正）

2 計画の対象

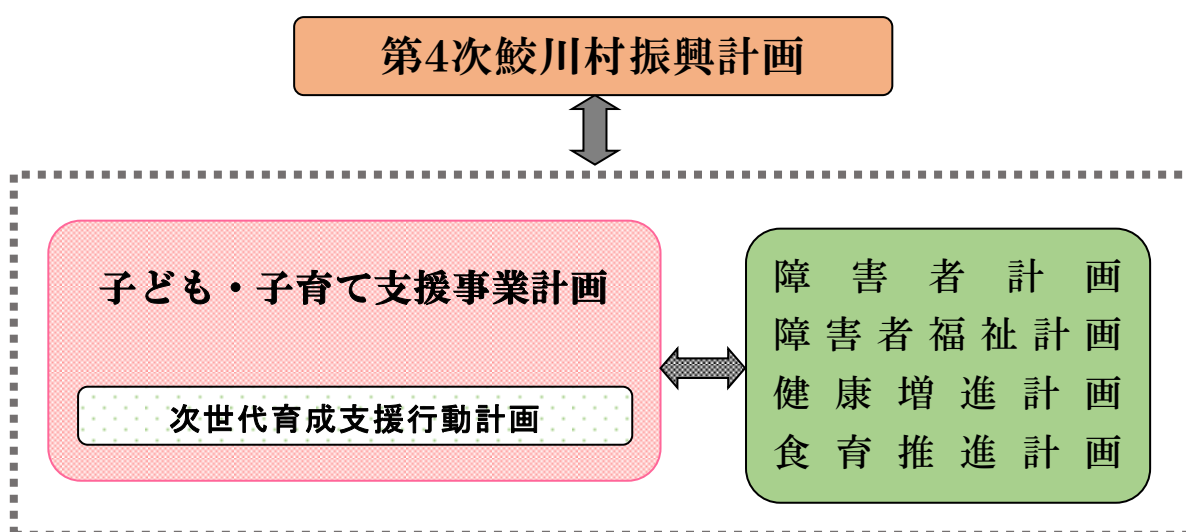
本計画の対象は、村内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第 4 条に基づき、おおむね 18 歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね 11 歳の小学生までを対象としています。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の「市町村行動計画」として策定します。

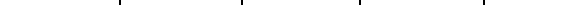
また、本村の上位計画である「第４次鮫川村振興計画」で示された施策を具現化する計画として位置づけ、鮫川村の今後の施策や子育て環境づくりに関するすべての施策を包括するものとします。

子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に則し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年を一期とする計画とします。計画期間中に大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

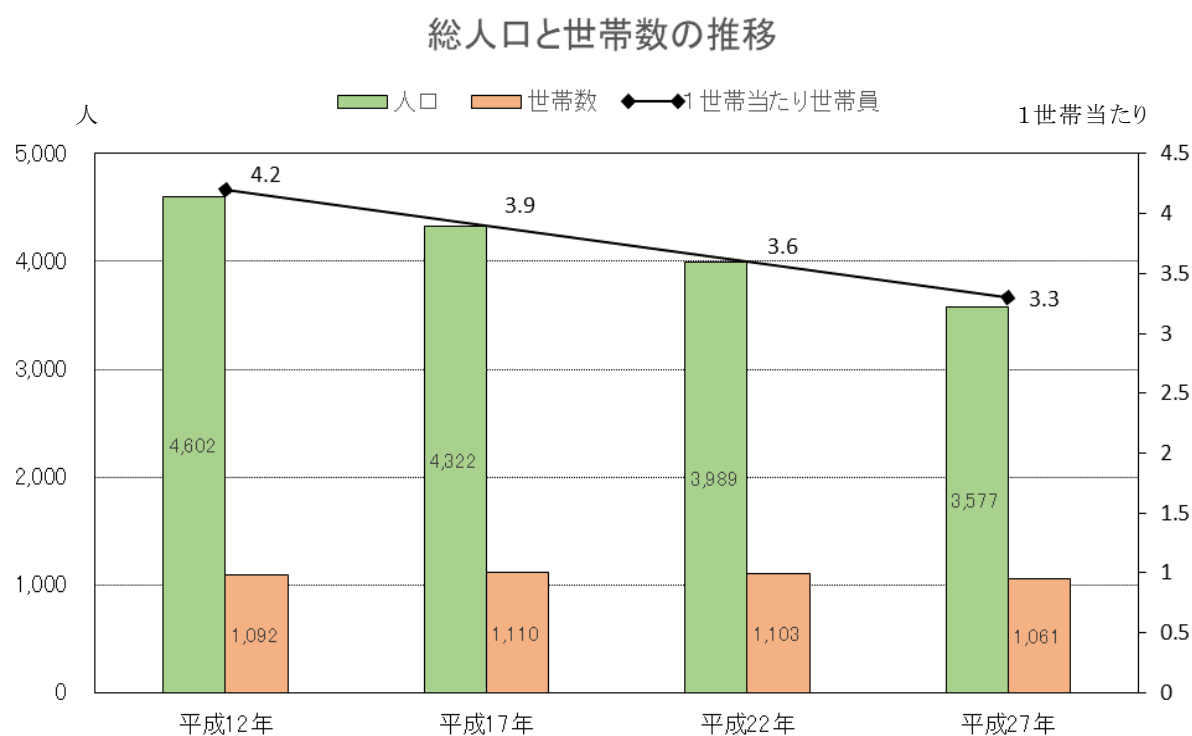
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
									
鮫川村子ども・子育て支援事業計画					第2期鮫川村子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口と世帯等の動向

(1) 総人口と世帯数の推移

本村の総人口は、減少傾向で推移しており、平成 27 年の国勢調査では平成 22 年より 412 人減少し、3,577 人となり、1 世帯当たりの世帯員も 3.6 人から 3.3 人に減少しています。また、コーホート法による令和 7 年推計は、3,013 人に減少するとしています。



単位：人／世帯

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 7 年 推計
男	2,271	2,119	1,973	1,788	
女	2,331	2,203	2,016	1,789	
計	4,602	4,322	3,989	3,577	3,013
世帯数	1,092	1,110	1,103	1,061	
1 世帯当たり世帯員	4.2	3.9	3.6	3.3	

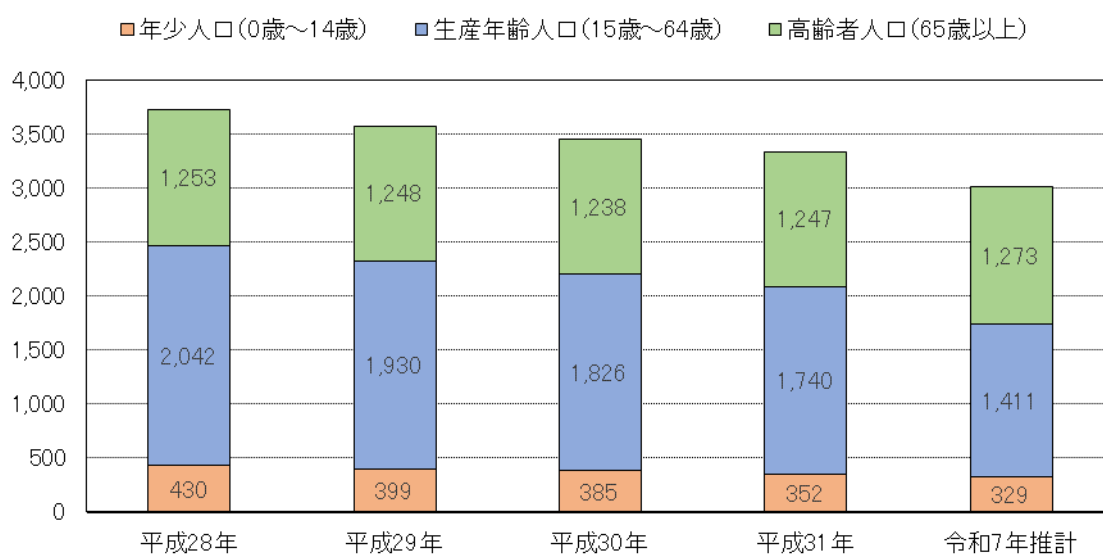
資料：国勢調査 各年 10 月 1 日

(2) 人口構成の推移

本村の住民基本台帳人口による年齢区分での構成を比較しますと、年少人口（0歳～14歳）は、平成28年から平成31年には78人、構成比は1.1%減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成28年から平成31年には302人、構成比は2.7%減少しています。高齢者人口割合（65歳以上）は、平成28年から平成31年には6人減少していますが、構成比は、3.8%増加しています。

また、コーホート法による令和7年推計は、年少人口割合が横ばいであるのに対し、生産年齢人口割合がさらに減少し、高齢者人口割合が増加すると予測しています。

人口構成の推移



区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 7 年 推 計
年 少 人 口 (0 歳～14 歳)	430	399	385	352	329
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	2,042	1,930	1,826	1,740	1,411
高 齢 者 人 口 (65 歳以上)	1,253	1,248	1,238	1,247	1,273
合 計	3,725	3,577	3,449	3,339	3,013
年 少 人 口 割 合 (少子化率)	11.6	11.2	11.2	11.5	10.9
生 産 年 齢 割 合	54.8	53.9	52.9	52.1	46.8
高 齢 者 人 口 割 合 (高齢化率)	33.6	34.9	35.9	37.4	42.3

資料：住民基本台帳各年 4 月 1 日

(3) 世帯の状況

国勢調査結果から見る一般世帯の状況をみると、核家族世帯が増加傾向にあり、全体に占める割合も平成 17 年が 31.8%であったのに対し、平成 27 年は 42.9%と増加しています。

また、平成 27 年の核家族世帯の状況をみると、455 世帯のうち、6 歳未満の親族がいる世帯が 38 世帯、18 歳未満の親族がいる世帯が 81 世帯となっています。これに対し、3 世代、4 世代といったその他の親族世帯の割合は、平成 17 年が 54.2%、平成 27 年が 40.6%と減少しています。

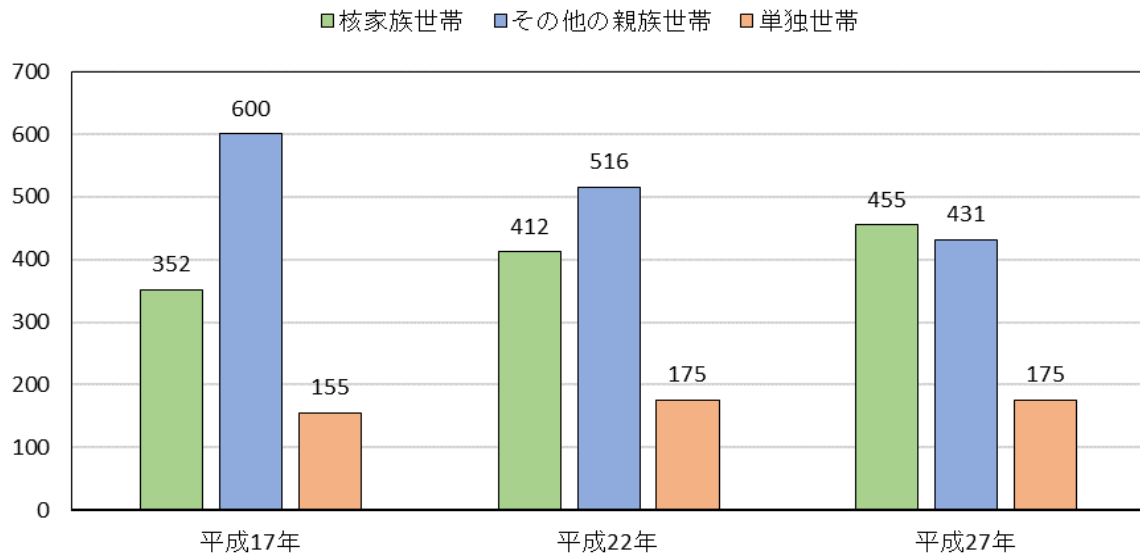
世帯構成の状況

区分	全体			平成 27 年	
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	6 歳未満の いる世帯	18 歳未満 のいる世 帯
一般世帯数	1, 107	1, 103	1, 061	107	270
核家族世帯	352	412	455	38	81
夫婦のみの世帯	139	159	191	0	0
夫婦と子どもからなる世帯	149	182	181	36	72
男親と子どもからなる世帯	10	13	12	0	1
女親と子どもからなる世帯	54	58	71	2	8
その他の親族世帯	600	516	431	69	189
単独世帯	155	175	175		
構成比率	100. 0	100. 0	100. 0	10. 1	25. 4
核家族世帯	31. 8	37. 4	42. 9		
夫婦のみの世帯	12. 6	14. 4	18. 0		
夫婦と子どもからなる世帯	13. 4	16. 5	17. 1		
男親と子どもからなる世帯	0. 9	1. 2	1. 1		
女親と子どもからなる世帯	4. 9	5. 3	6. 7		
その他の親族世帯	54. 2	46. 8	40. 6		
単独世帯	14. 0	15. 8	16. 5		

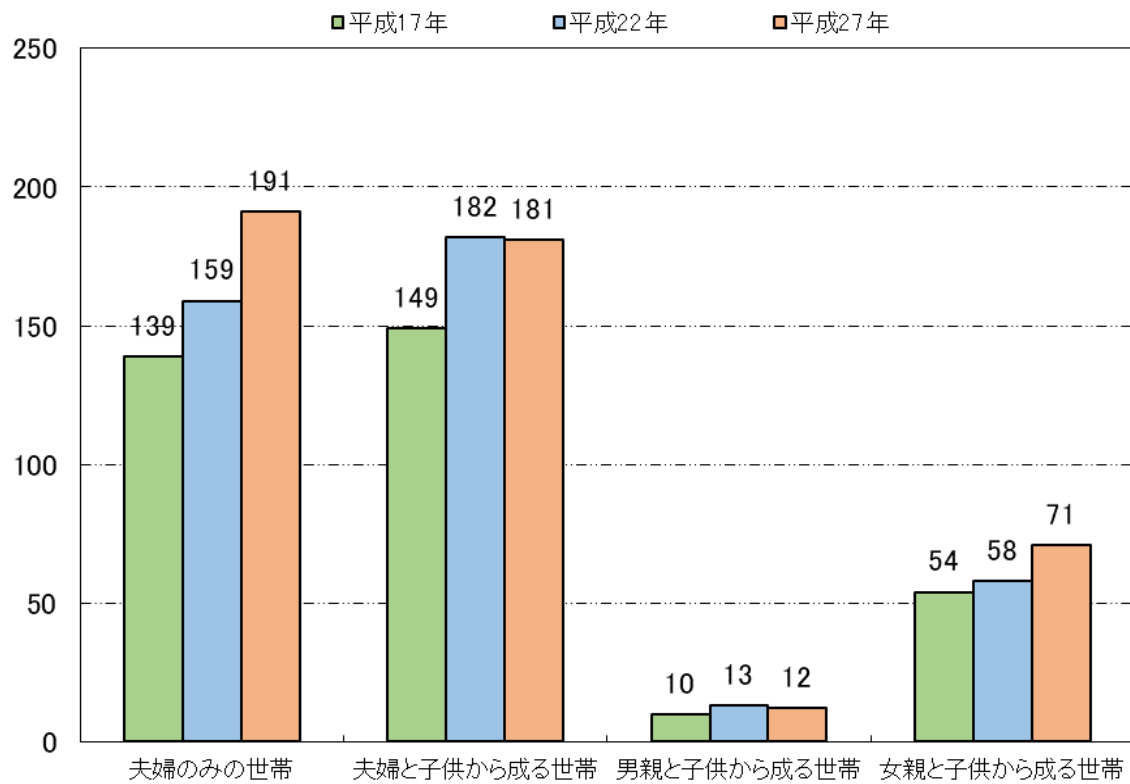
単位：人／世帯

資料：国勢調査 各年 10 月 1 日

一般世帯の状況



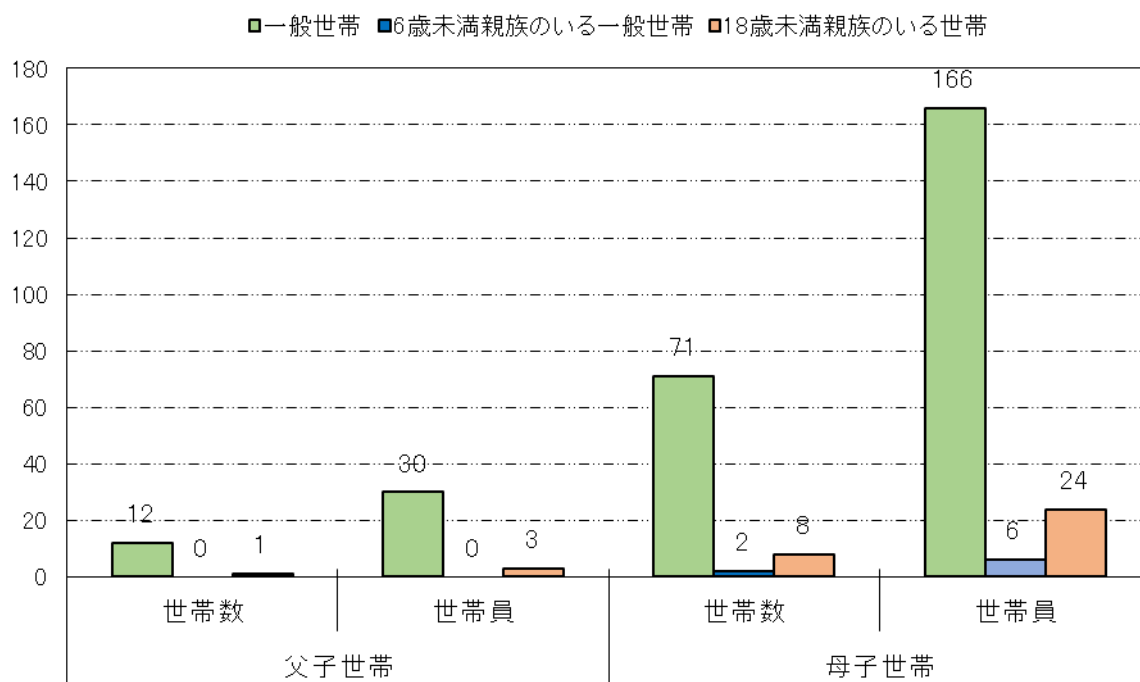
核家族世帯の内訳



(4) 父子世帯・母子世帯の状況

父子世帯・母子世帯は、平成 22 年は 6 世帯と減少傾向にありましたが、平成 27 年は、9 世帯に増加しています。

父子世帯・母子世帯の親族の状況(平成27年)



区 分		平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
		一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる世帯	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる世帯	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる世帯
父子世帯	世帯数	10	1	2	13	0	1	12	0	1
	世帯員	24	4	7	29	0	3	30	0	3
母子世帯	世帯数	54	2	10	58	0	5	71	2	8
	世帯員	127	10	34	133	0	18	166	6	24
計	世帯数	64	3	12	71	0	6	83	2	9
	世帯員	151	14	41	162	0	21	196	6	27

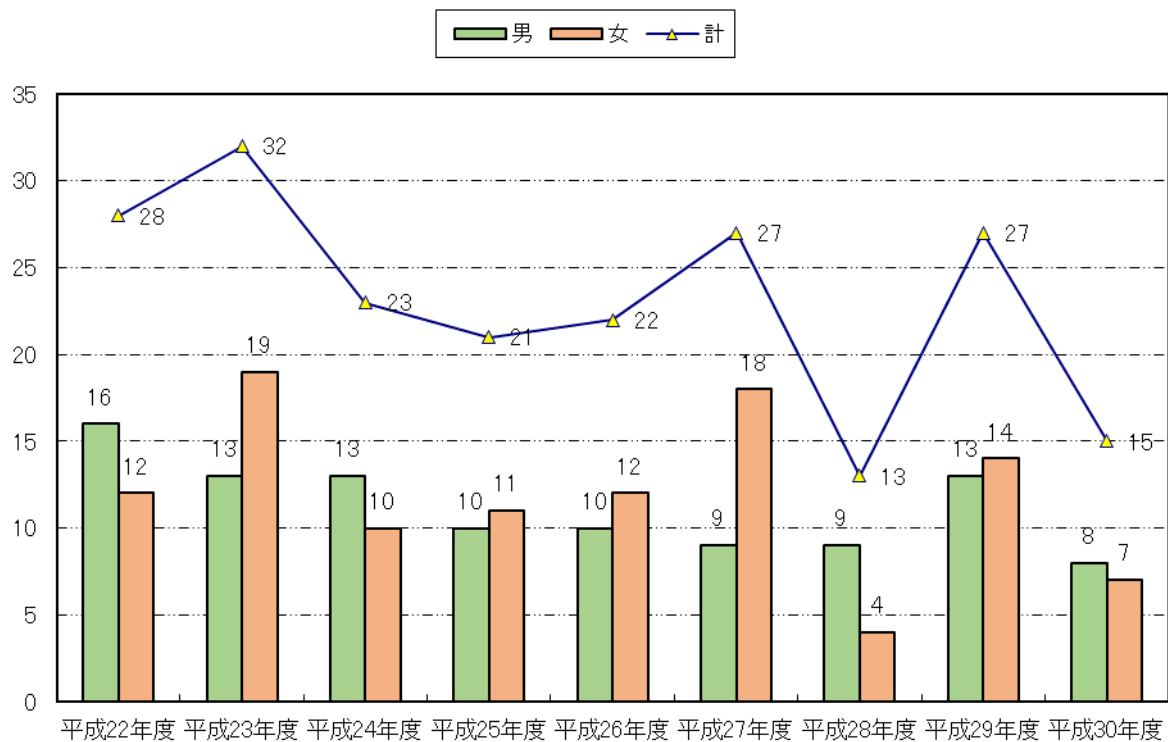
資料：国勢調査

※国勢調査では、母子世帯、父子世帯の定義は母親あるいは父親と 20 歳未満の子供からなる世帯と定義されています。

(5) 出生の推移

本村の出生数は、平成 23 年度をピークに年々減少し、平成 28 年度及び平成 30 年度は 20 人を下回っています。

男女別出生数の推移



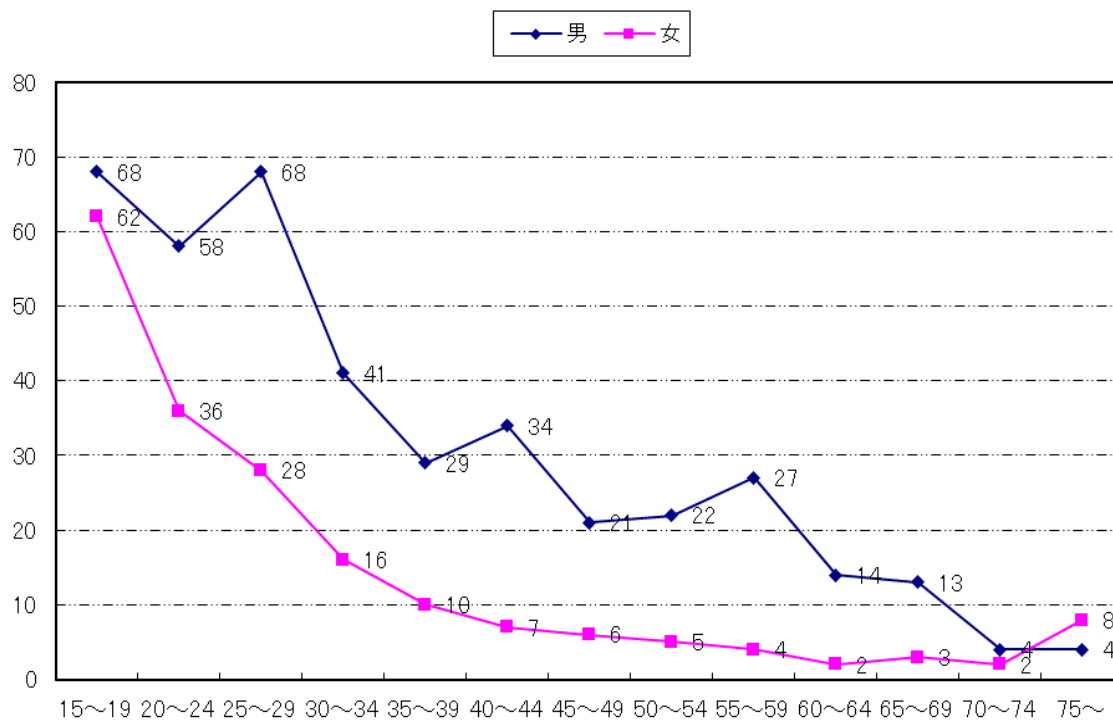
出生数	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
男	16	13	13	10	10	9	9	13	8
女	12	19	10	11	12	18	4	14	7
計	28	32	23	21	22	27	13	27	15

※ 住民基本台帳による。(4月1日～翌年3月31日)

(6) 未婚の状況

未婚の状況は、男性は女性に比べ各年代の未婚率が高くなっています。

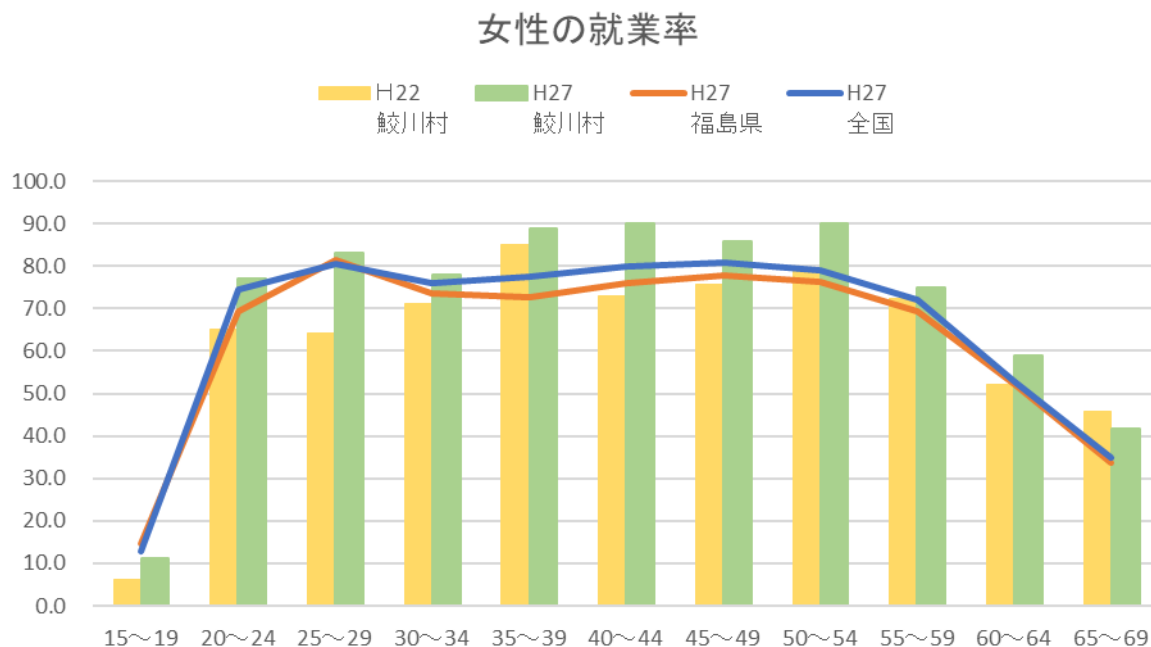
男女別未婚者数(平成27年)



区 分	平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15～19	147	123	270	118	97	215	68	62	130
20～24	83	72	155	75	64	139	58	36	94
25～29	59	31	90	55	36	91	68	28	96
30～34	42	14	56	45	18	63	41	16	57
35～39	30	5	35	39	8	47	29	10	39
40～44	28	7	35	30	6	36	34	7	41
45～49	30	3	33	27	5	32	21	6	27
50～54	18	2	20	25	2	27	22	5	27
55～59	17	4	21	15	2	17	27	4	31
60～64	6	2	8	16	2	18	14	2	16
65～69	6	1	7	4	1	5	13	3	16
70～74	5	1	6	3	2	5	4	2	6
75～		3	3	3	3	6	4	8	12
計	471	268	739	455	246	701	403	189	592

(7) 女性の就業状況

本村の女性の就業率は、平成 22 年度は全国より低い就業率であったが、平成 27 年度は全国と同様に高い就業率となっています。



単位：％

年齢	平成 22 年	平成 27 年		
	鯨川村	鯨川村	福島県	全国
15～19	6.2	11.1	14.7	12.7
20～24	65.1	77.1	69.5	74.6
25～29	64.1	83.1	81.4	80.5
30～34	71.3	77.9	73.5	76.1
35～39	85.0	88.7	72.7	77.6
40～44	72.9	90.2	76.0	80.0
45～49	75.6	85.9	77.9	80.7
50～54	78.9	90.2	76.2	79.0
55～59	72.3	74.8	69.4	72.0
60～64	52.2	58.8	52.1	52.7
65～69	45.7	41.6	33.8	34.9
計	44.1	50.2	49.5	50.0

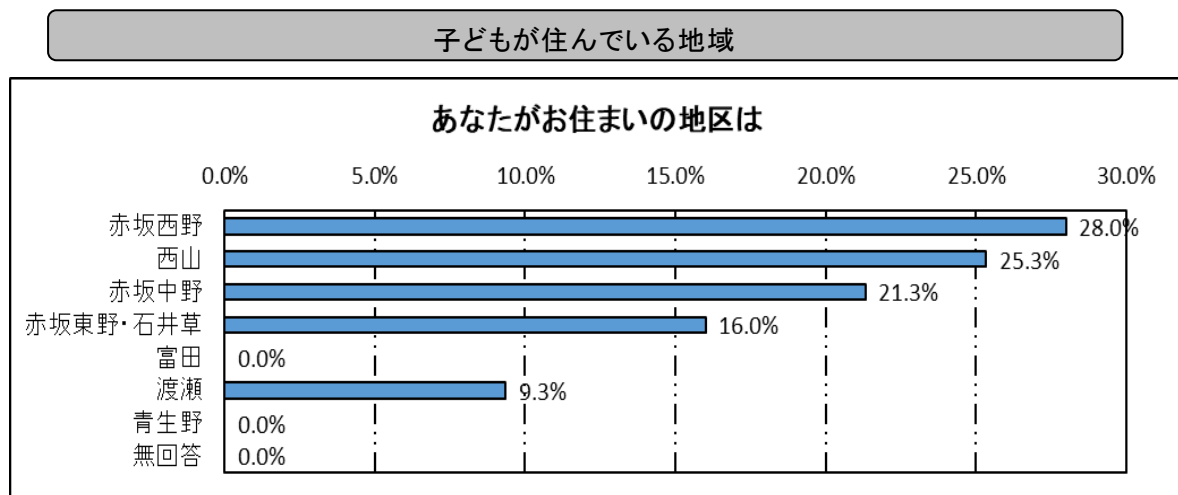
2 村民の子育て意識

(1) アンケート調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しています。

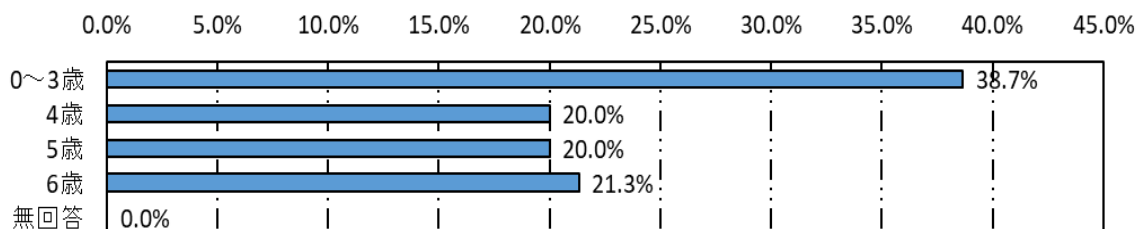
- 調査対象者
こどもセンターを利用する児童の実保護者 76 人
- 調査期間
令和元年 12 月 5 日～12 月 19 日
- 調査回収結果
配布数：76 件 回収数：75 件 回収率：98.7%

(2) アンケートの結果

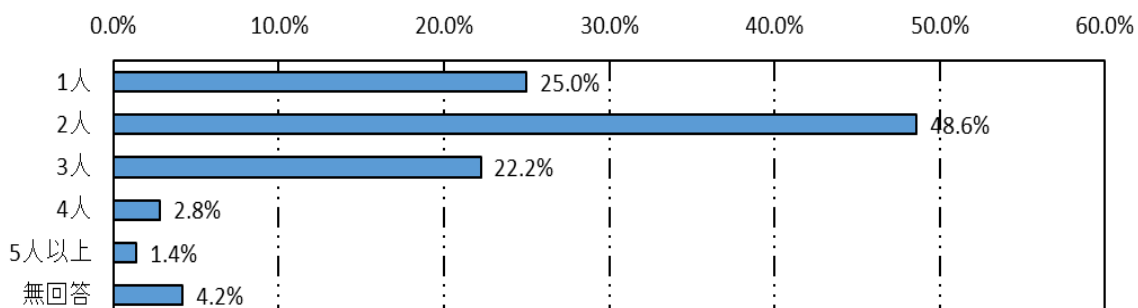


子どもと家族の状況

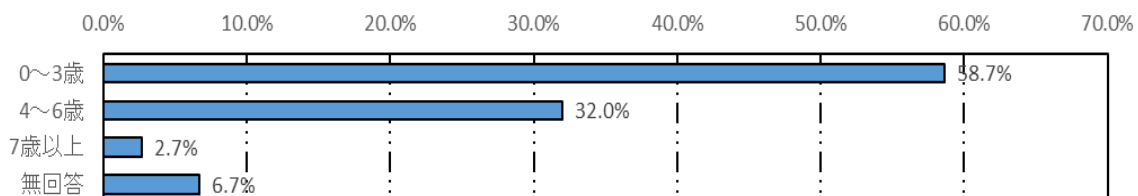
お子さんの年齢は



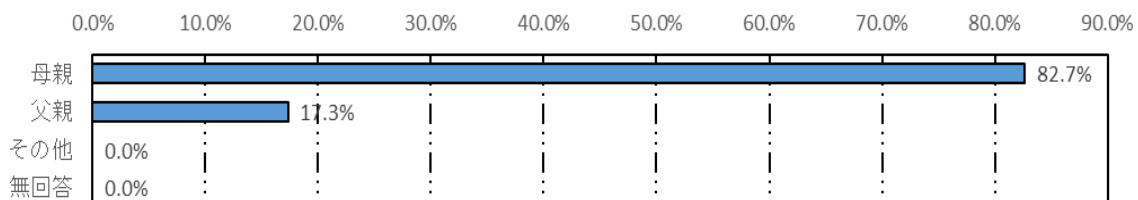
お子さんのご兄弟の人数は

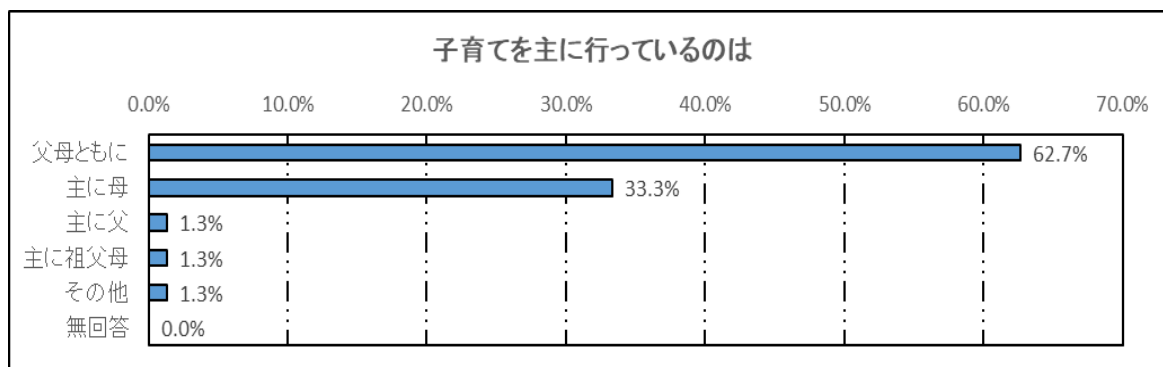
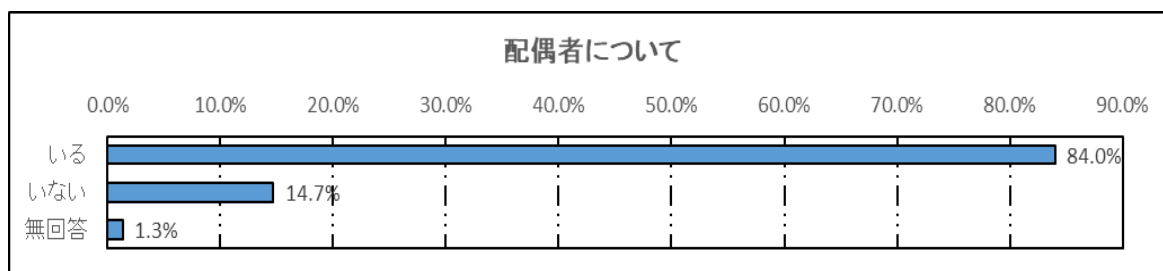


兄弟の末子の年齢は

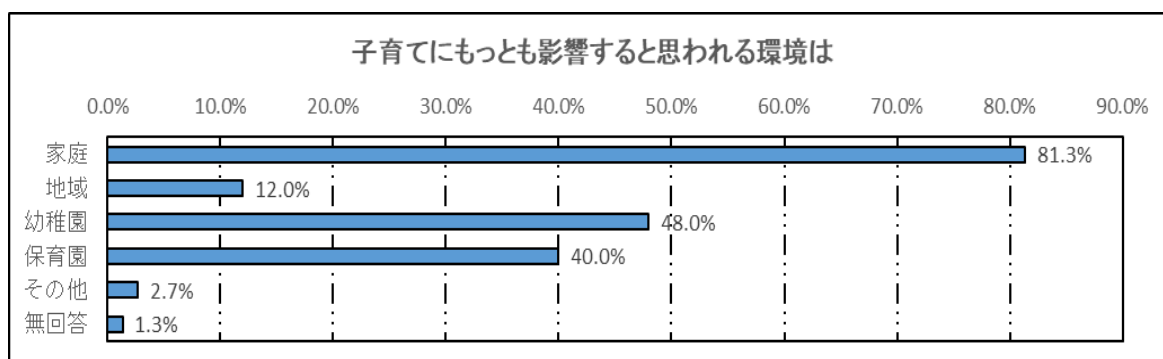
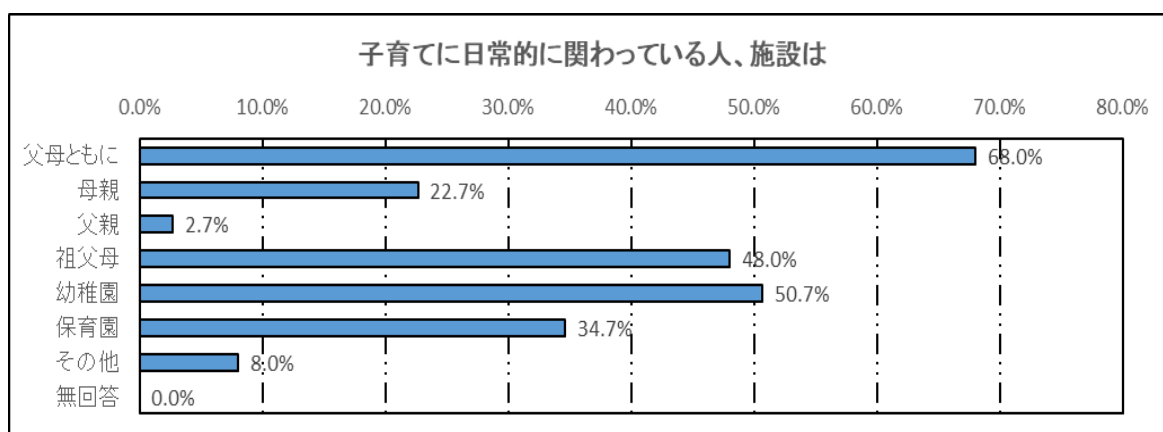


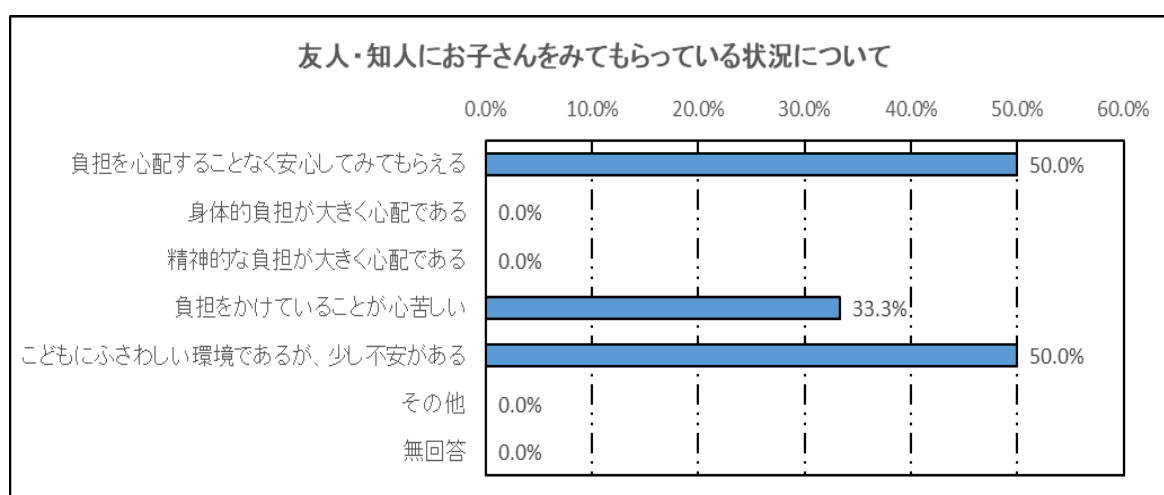
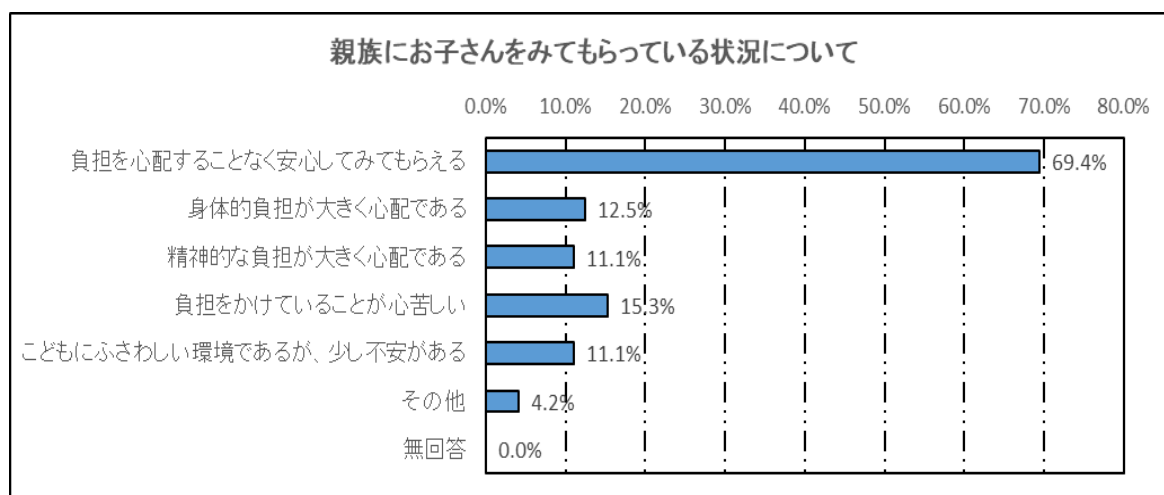
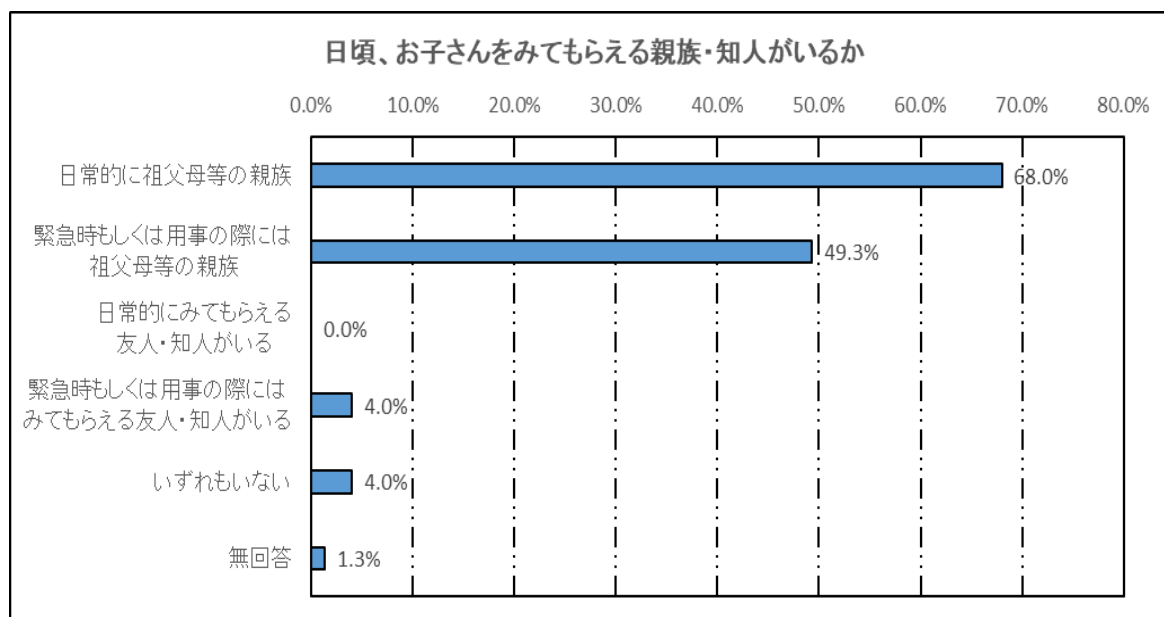
調査票の記入者は

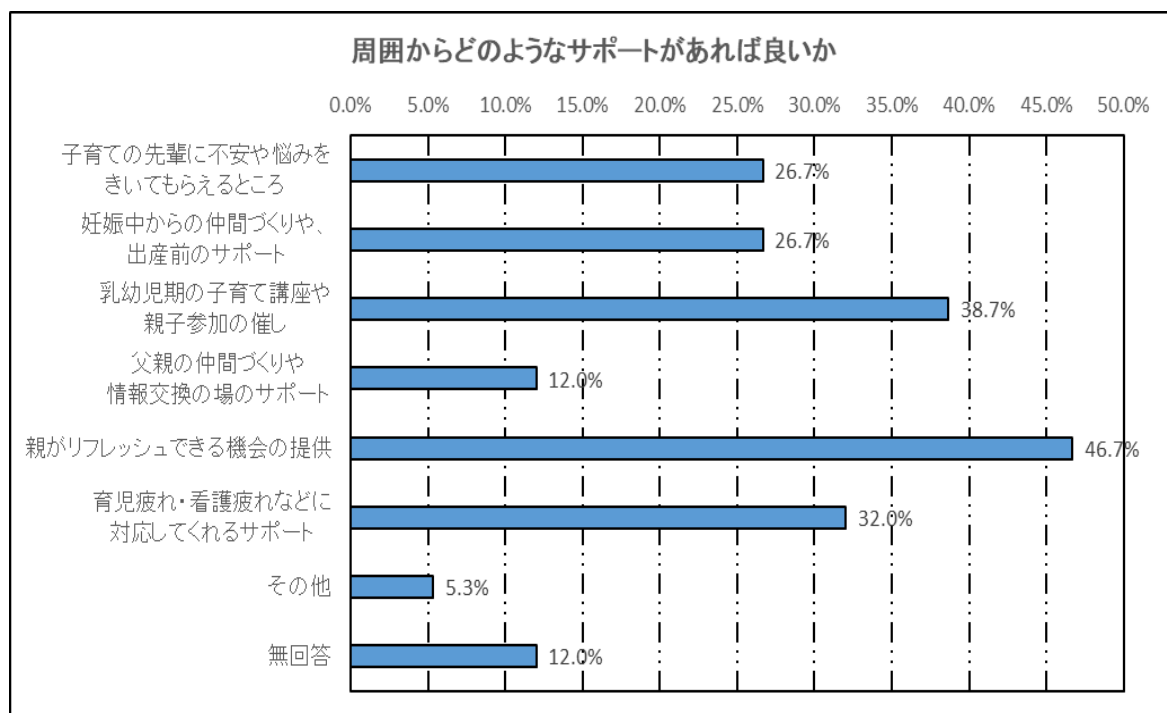
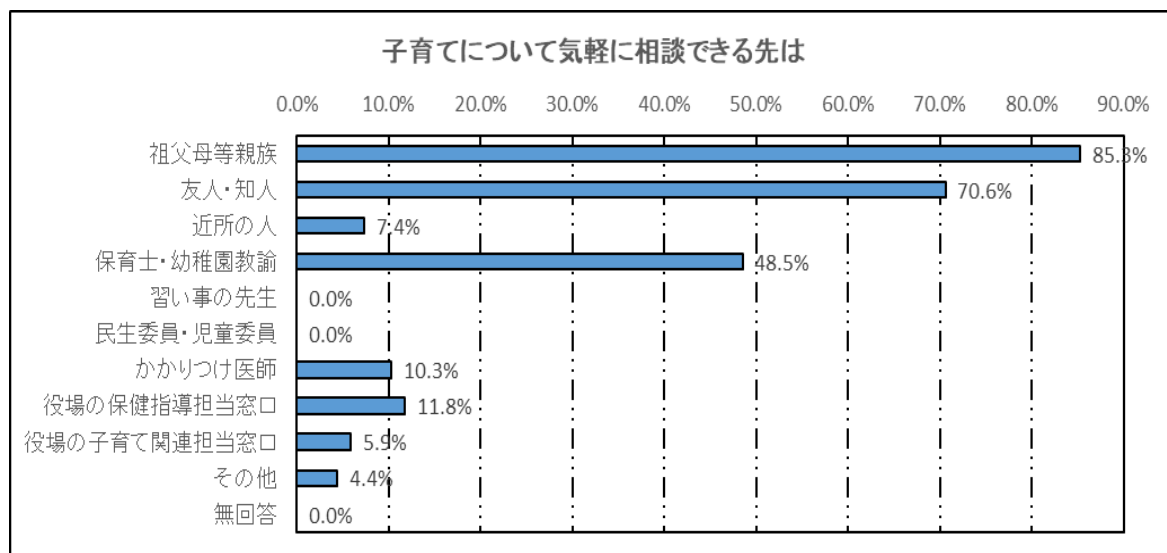
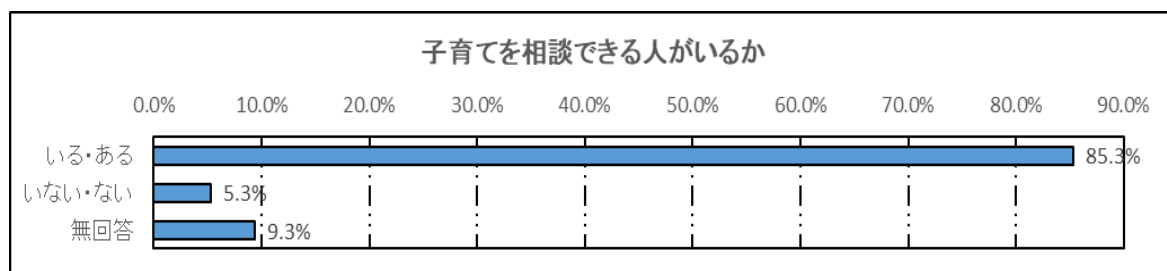




子どもの育ちをめぐる環境

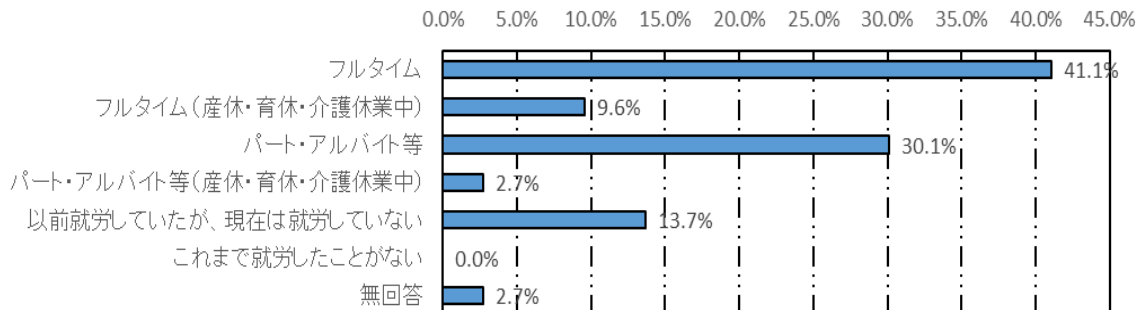




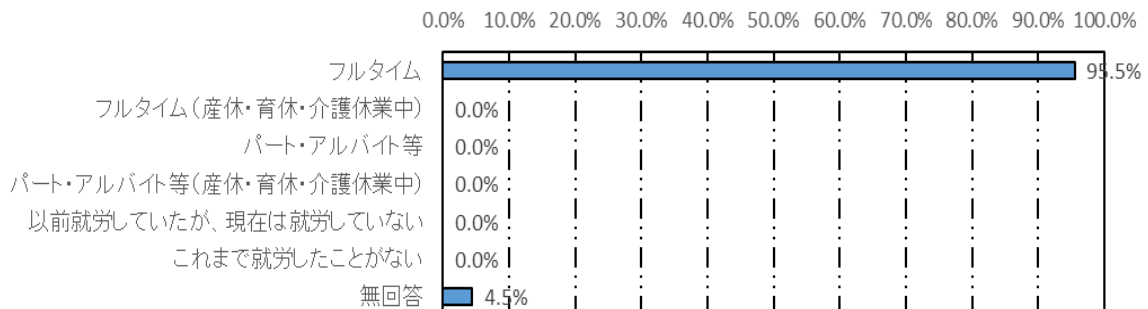


子どもの保護者の就労状況

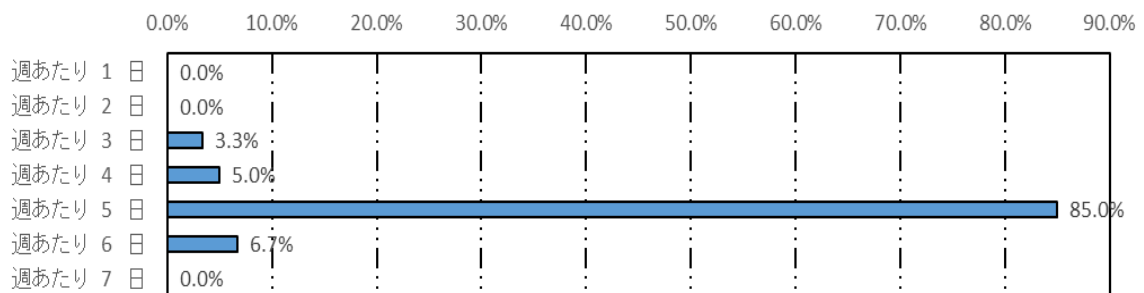
母親の就労状況は



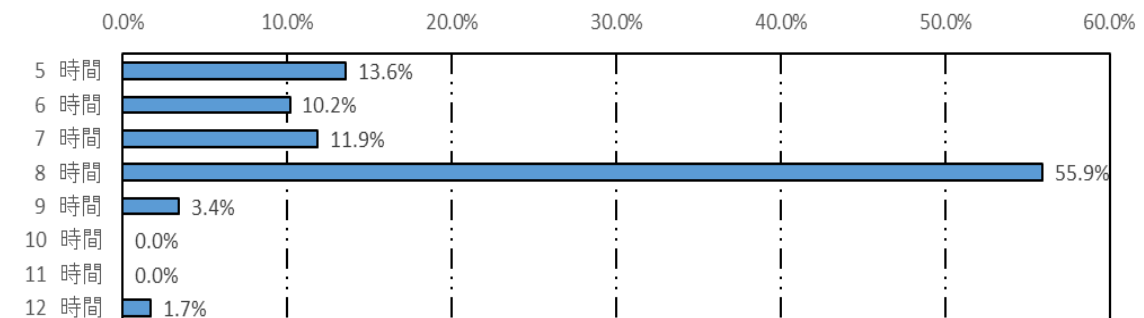
父親の就労状況は

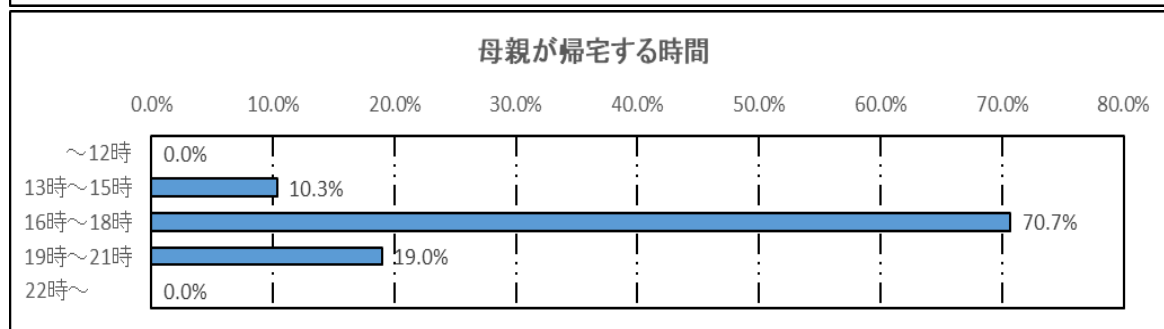
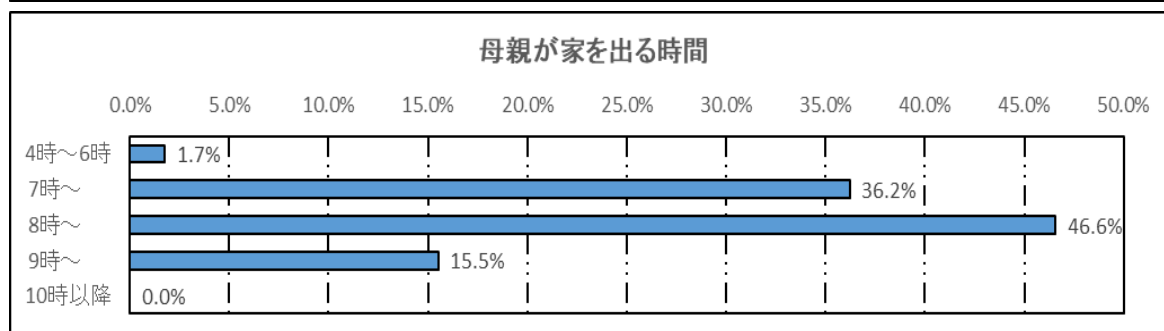
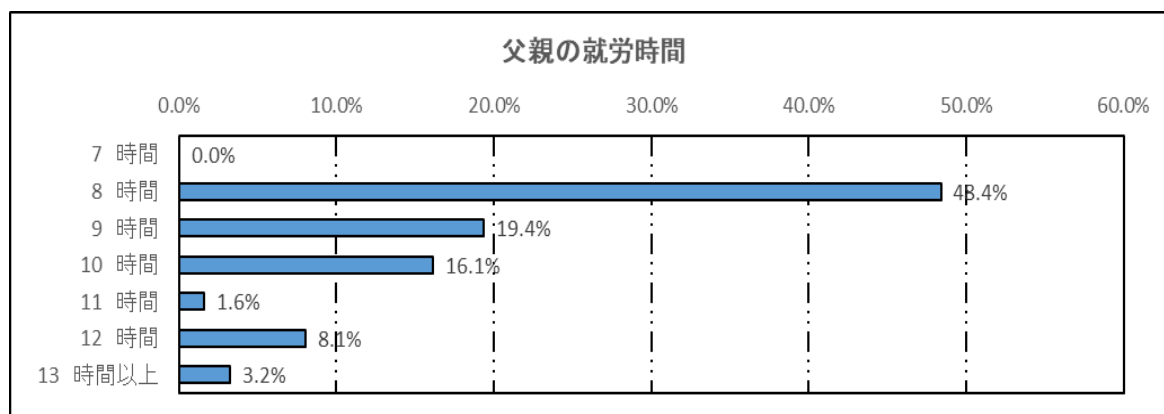
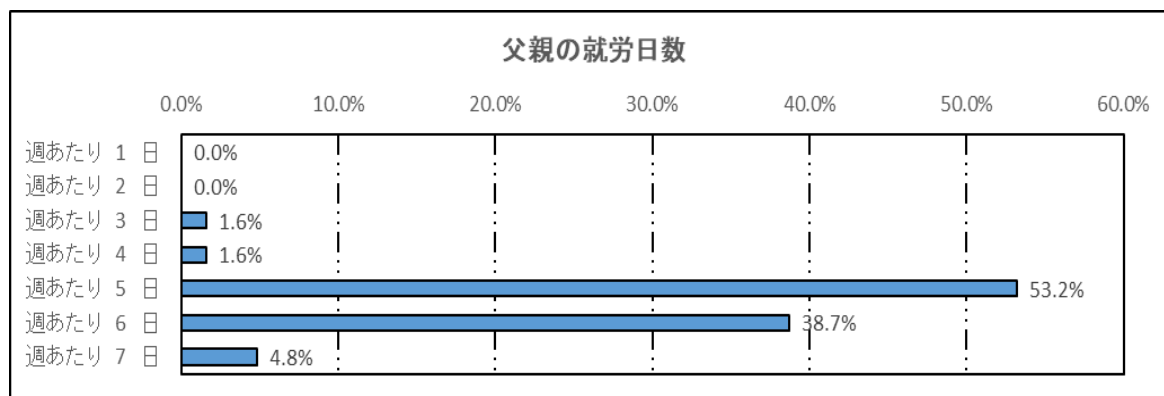


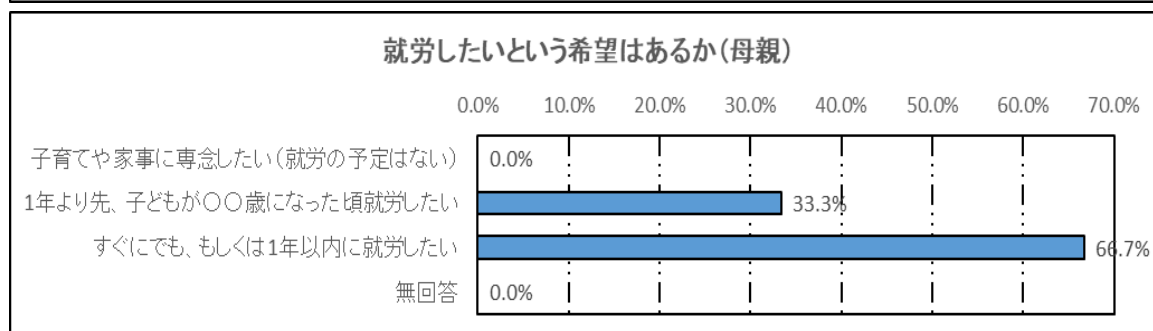
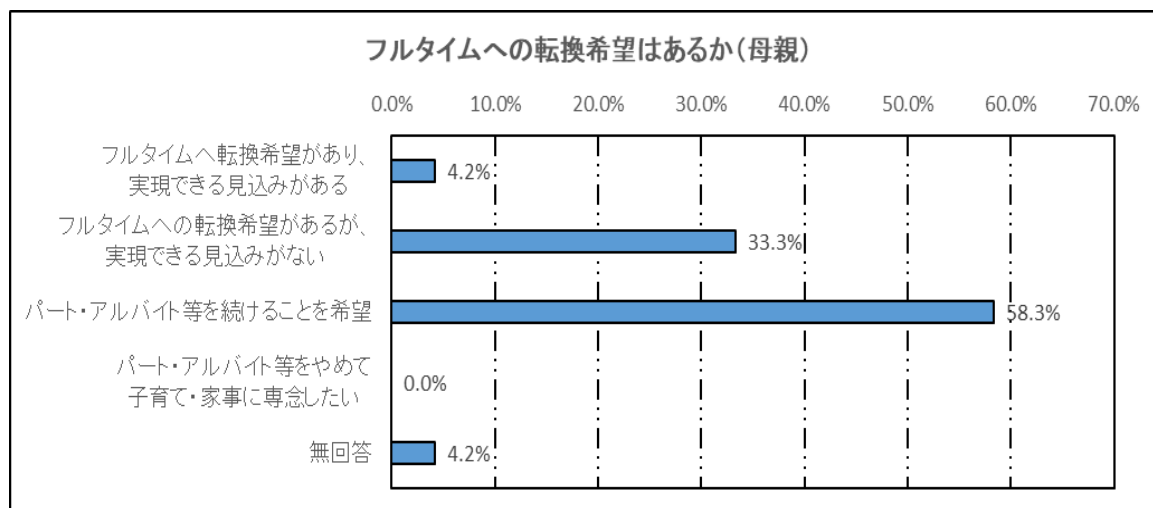
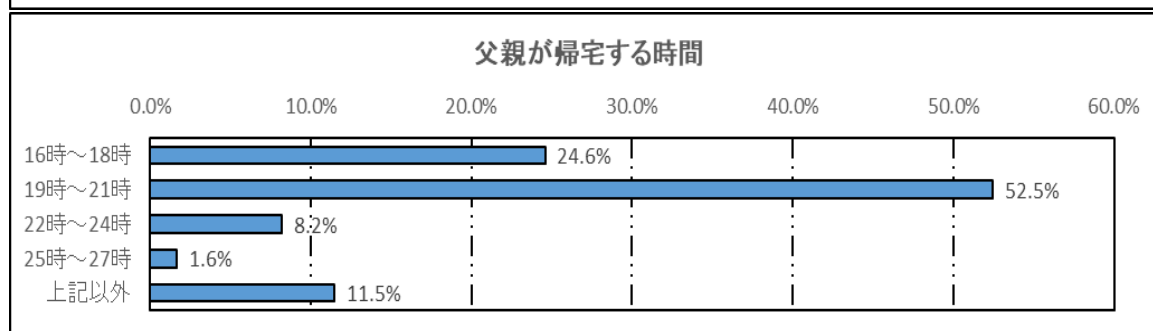
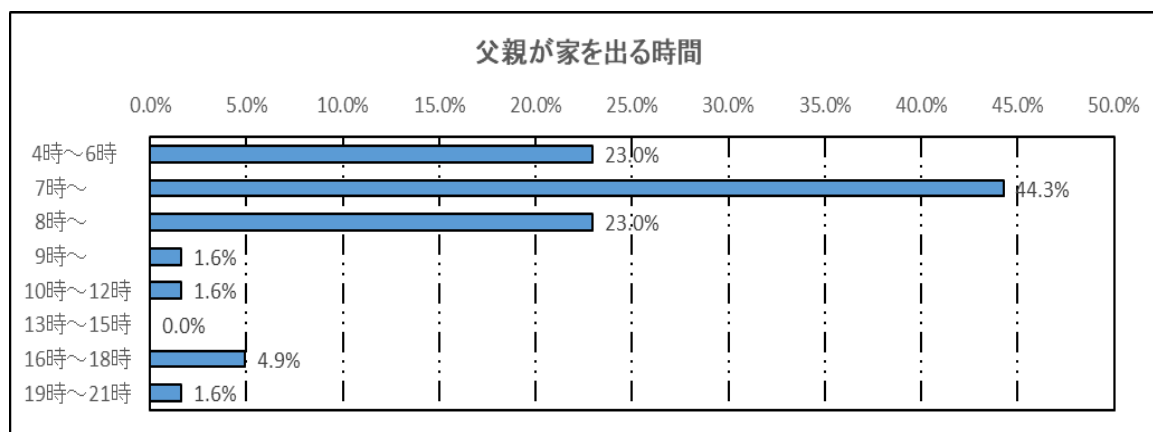
母親の就労日数

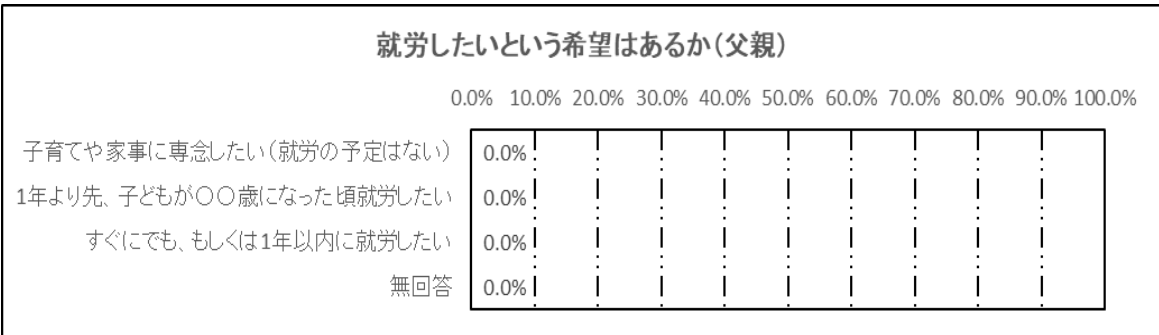
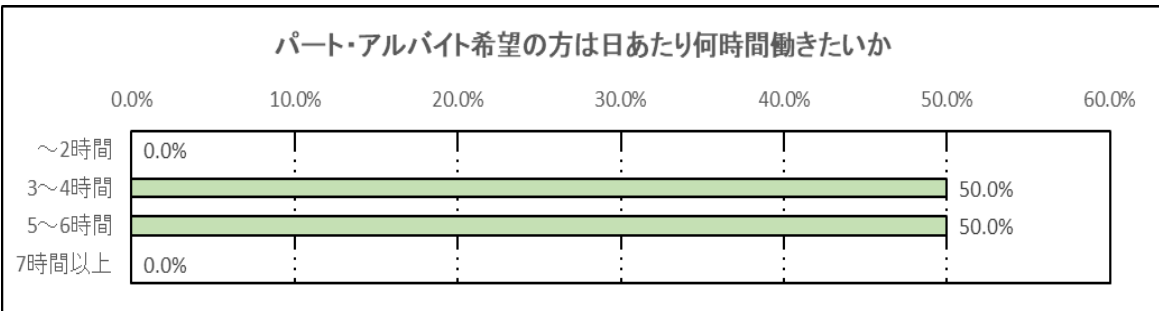
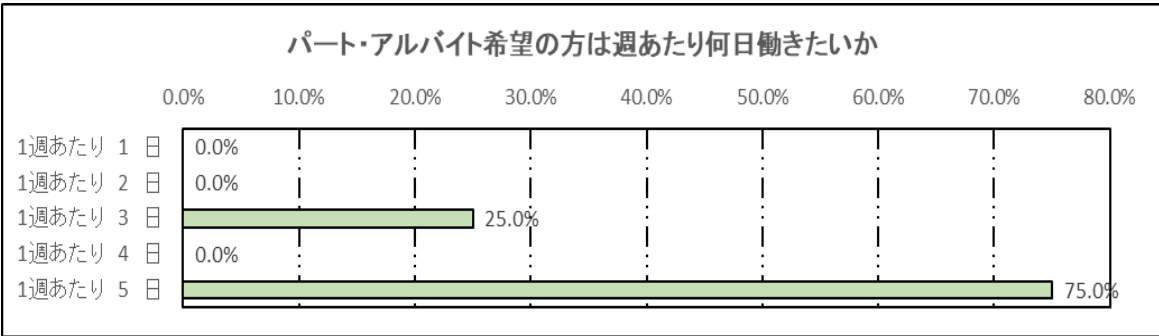
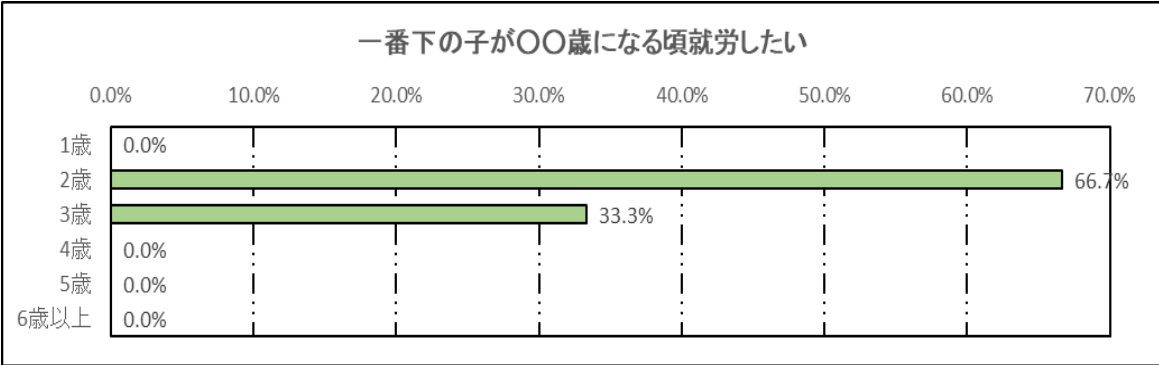


母親の就労時間



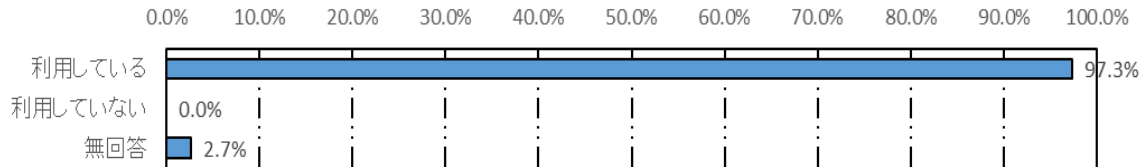




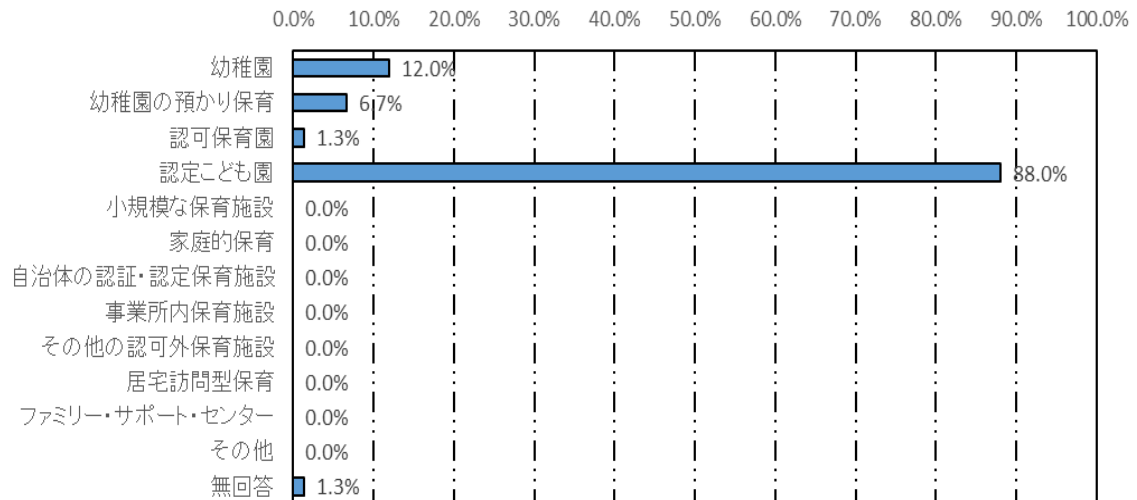


子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

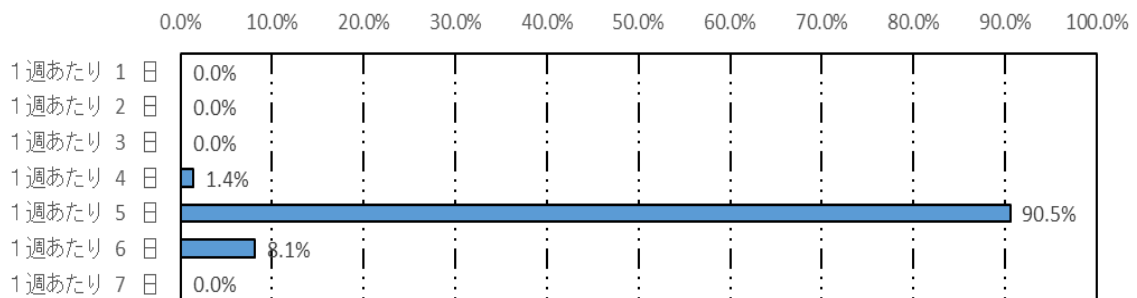
定期的な教育・保育事業について



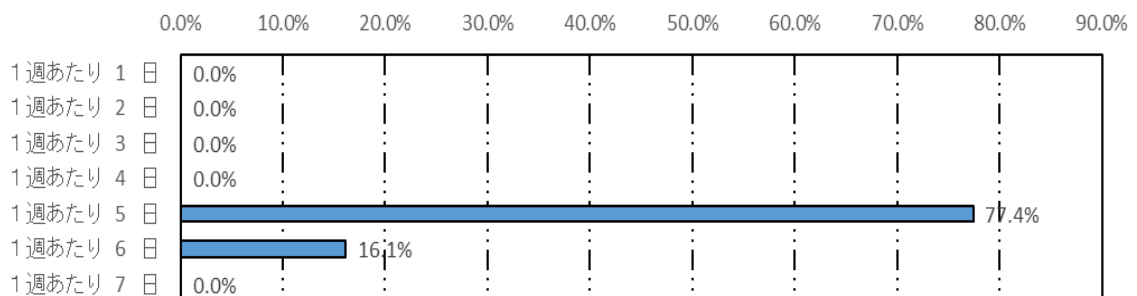
年間を通じて「定期的に」利用している事業は

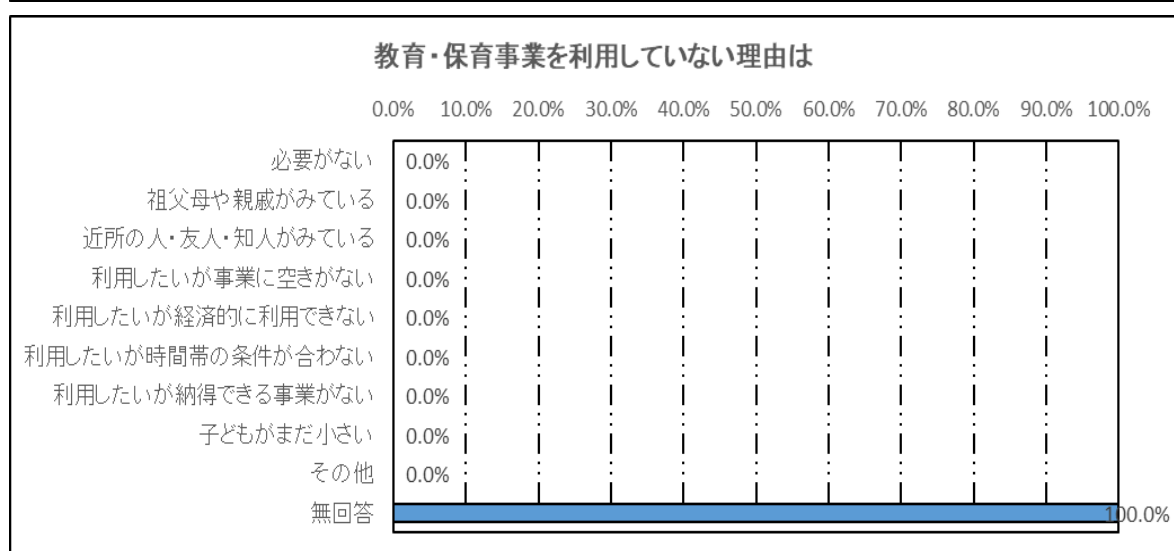
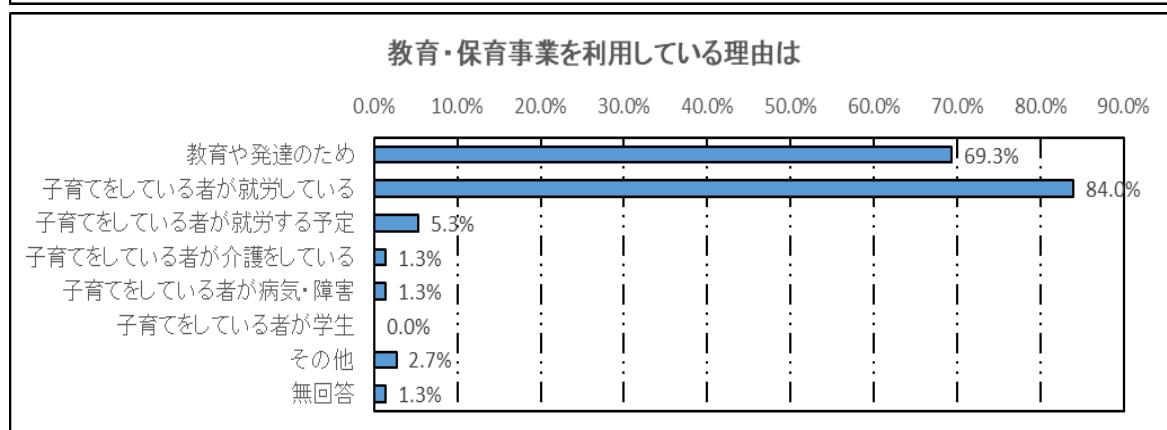
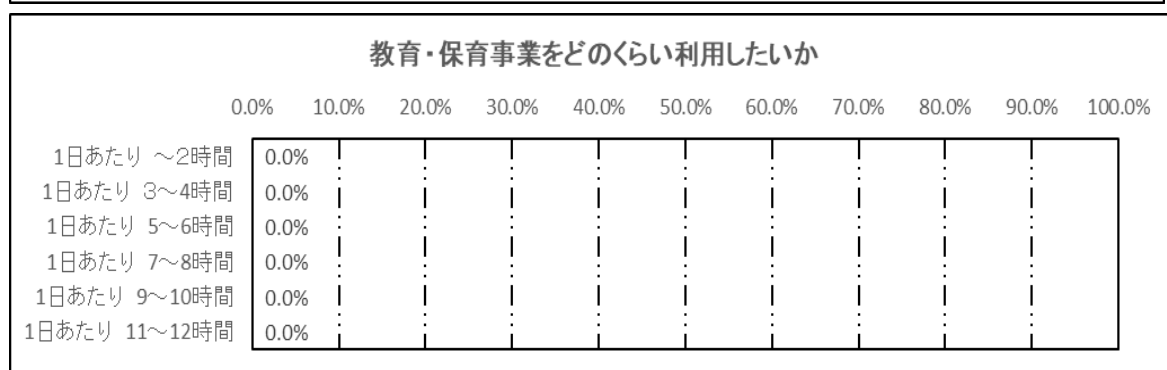
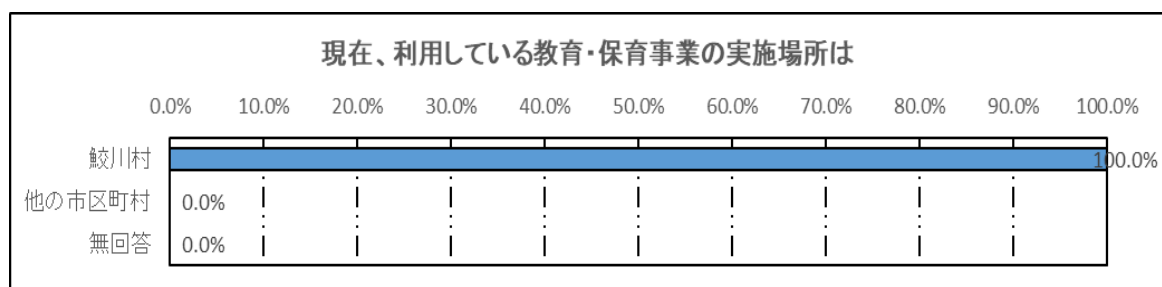


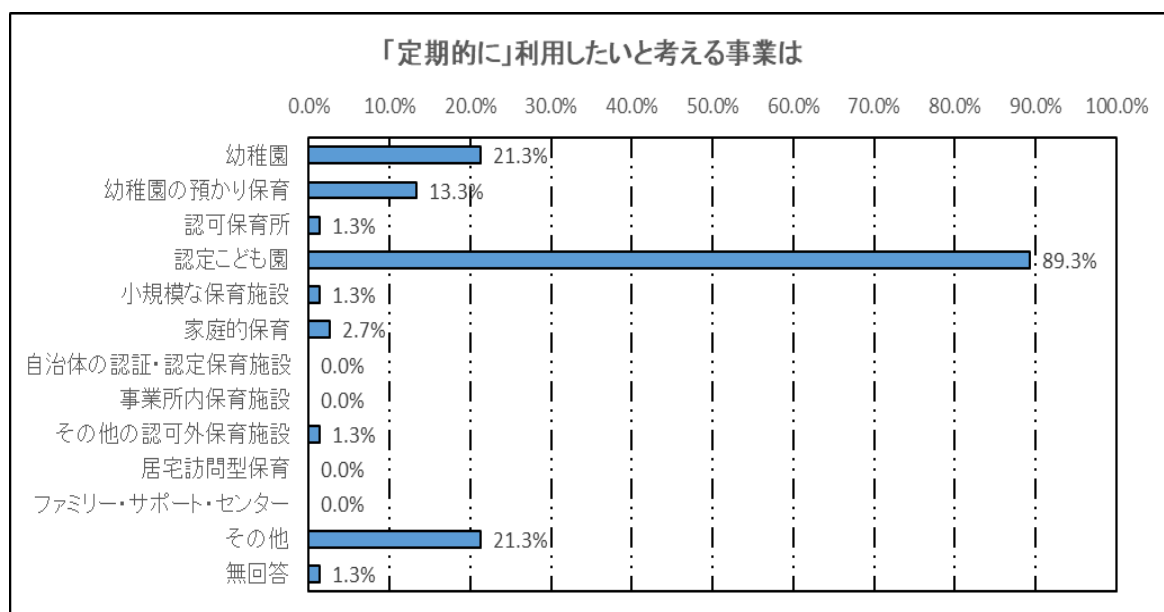
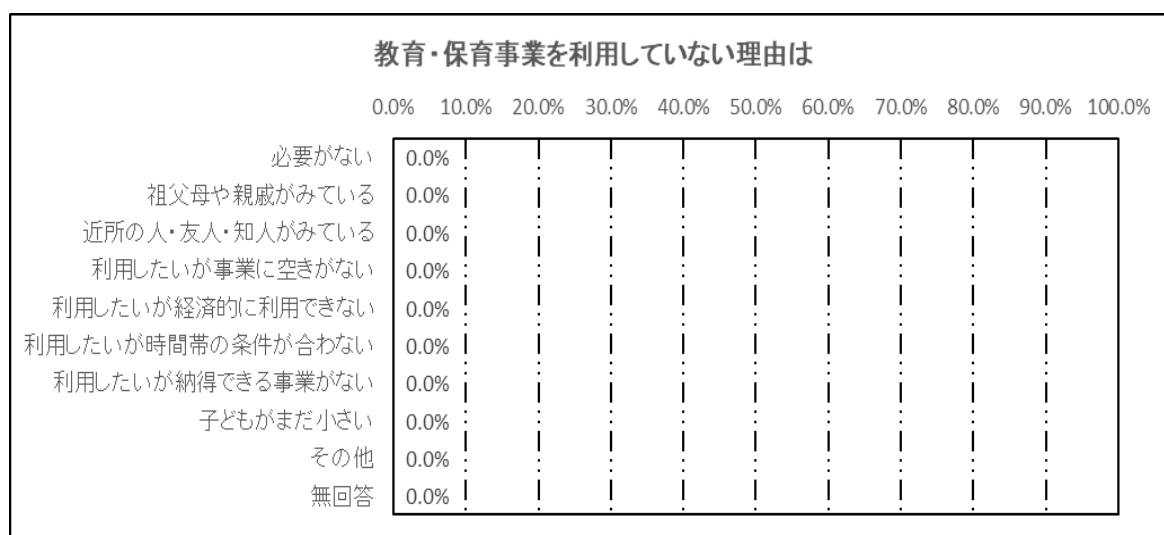
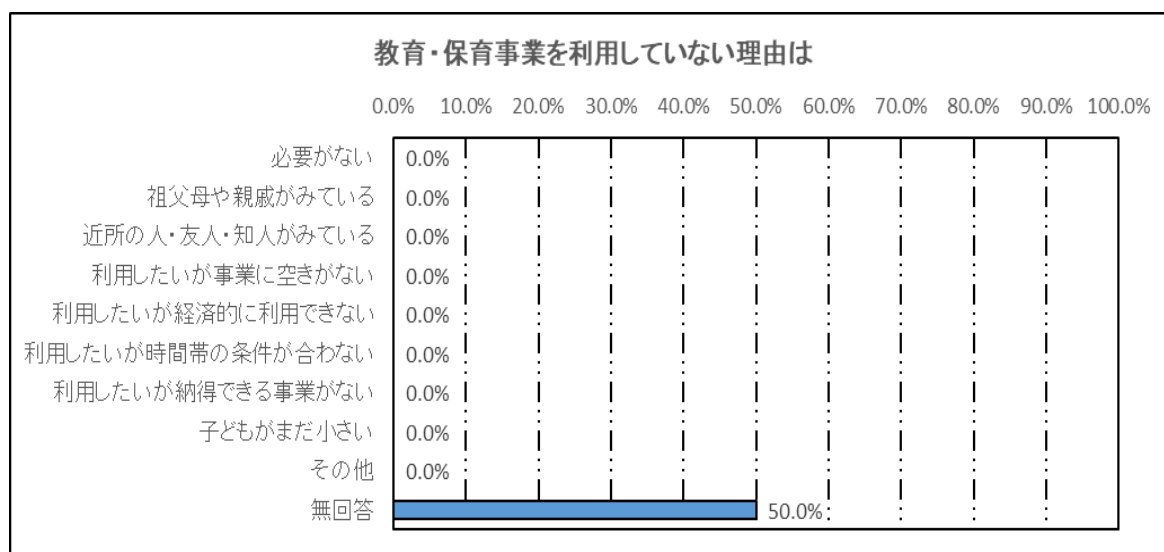
現在、教育・保育事業をどのくらい利用しているか

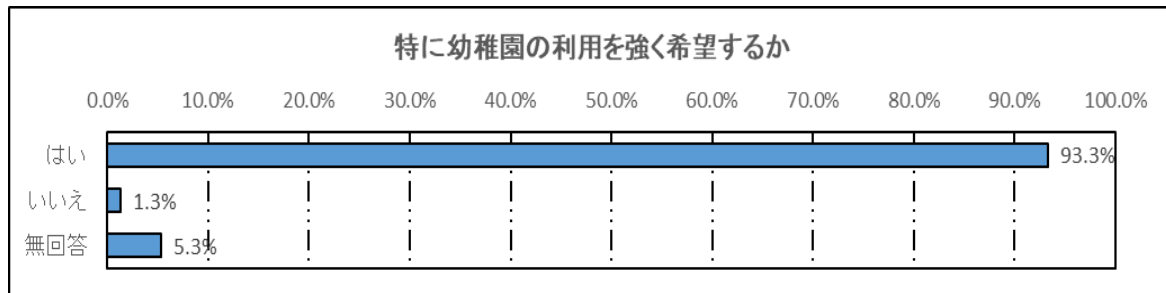
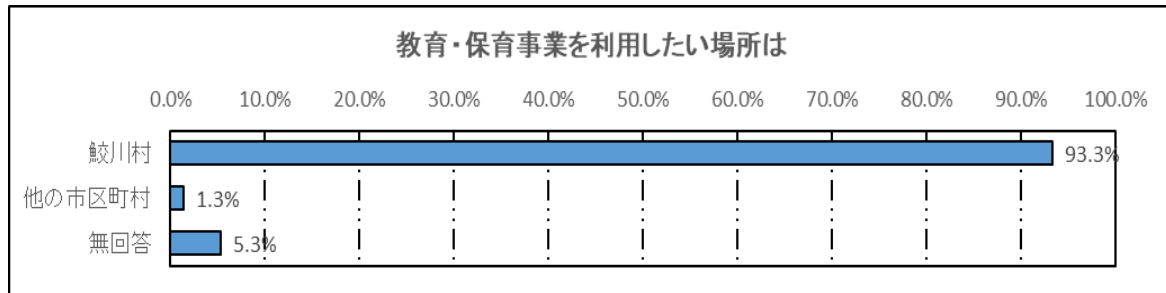


教育・保育事業をどのくらい利用したいか

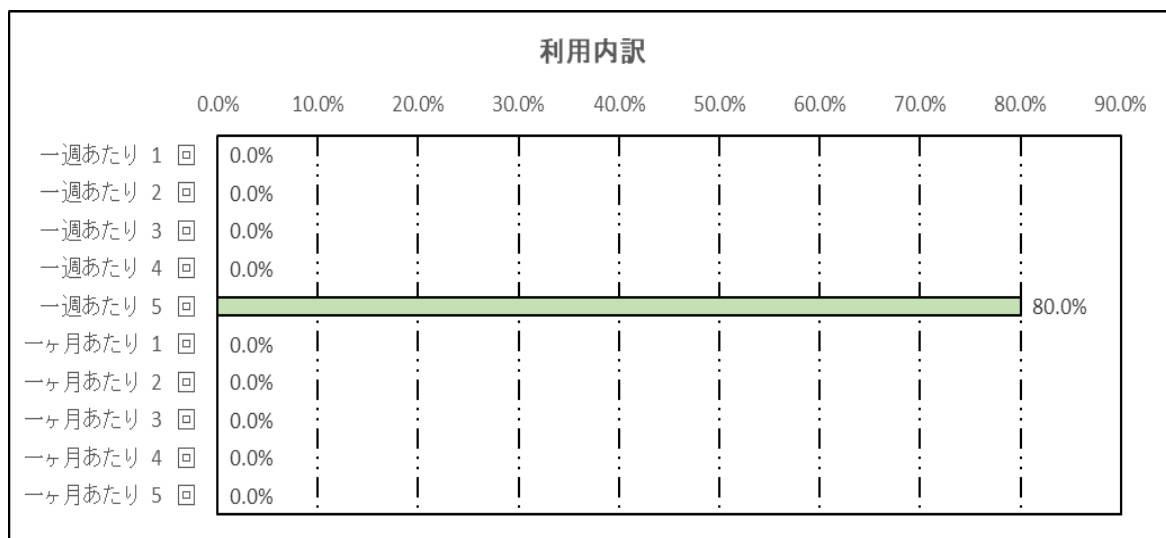
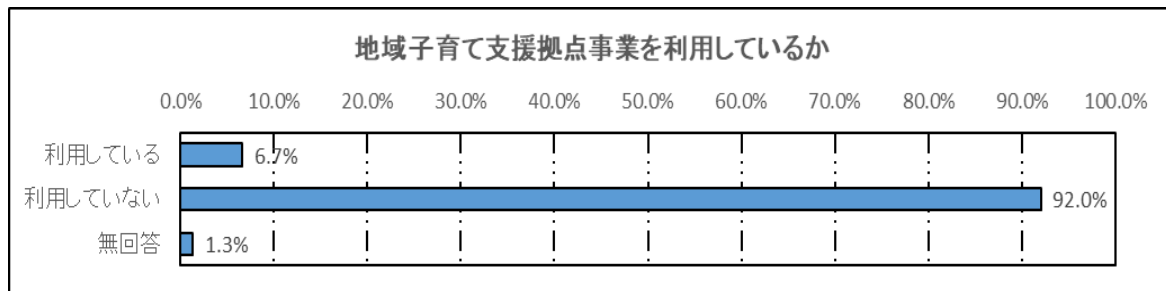




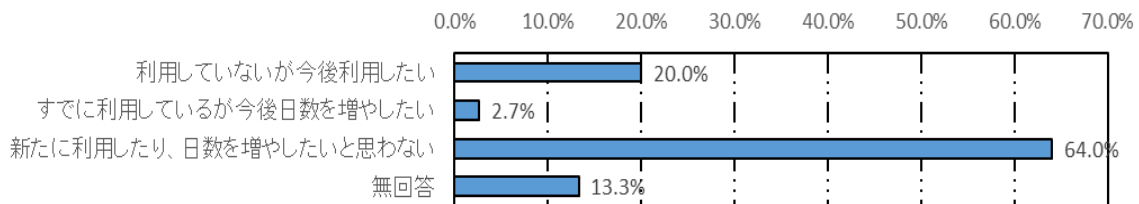




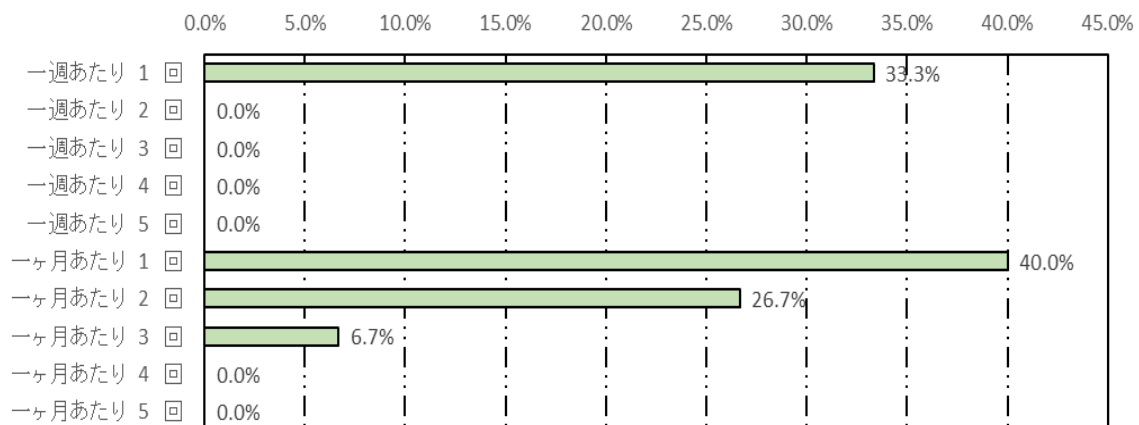
子どもの住んでいる地域の子育て支援事業の利用状況



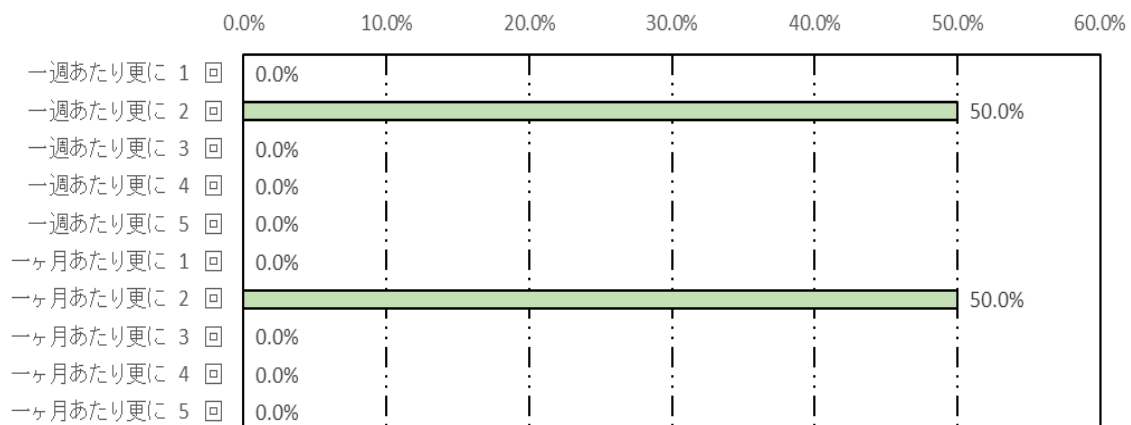
地域子育て支援拠点事業の利用について

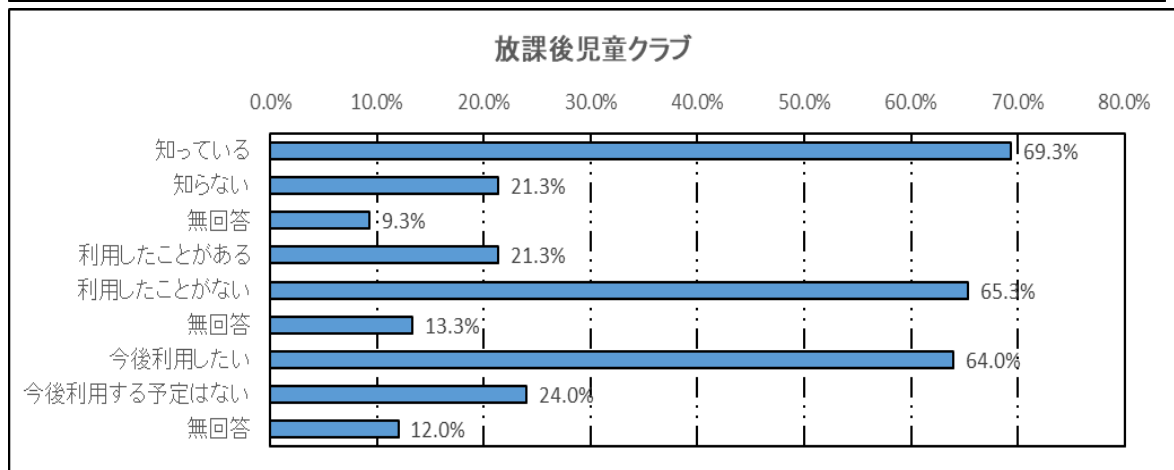
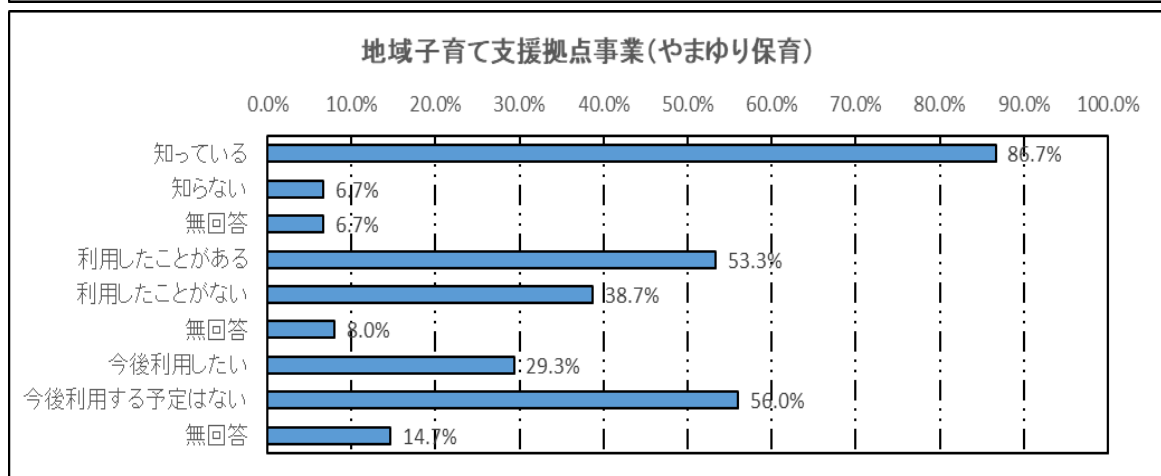
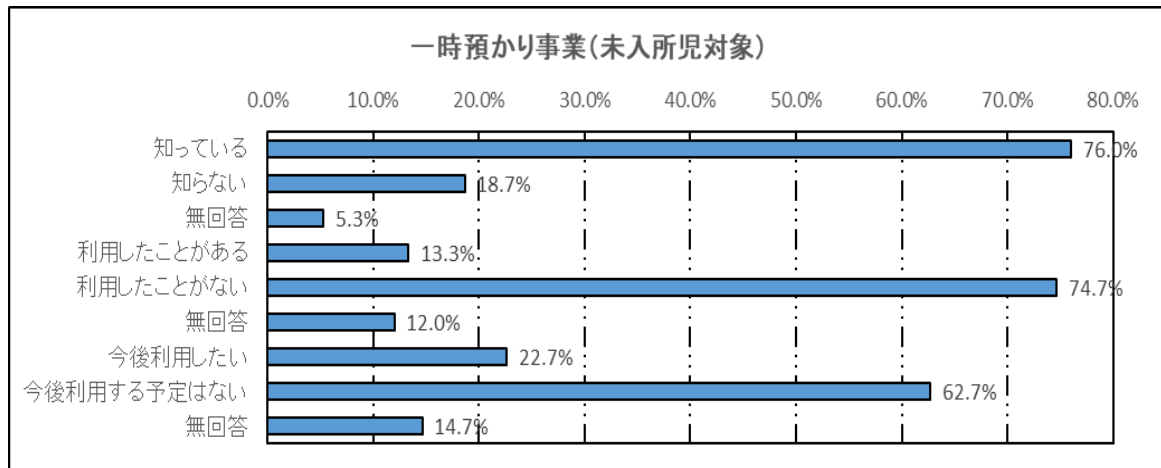


今後利用したい人について

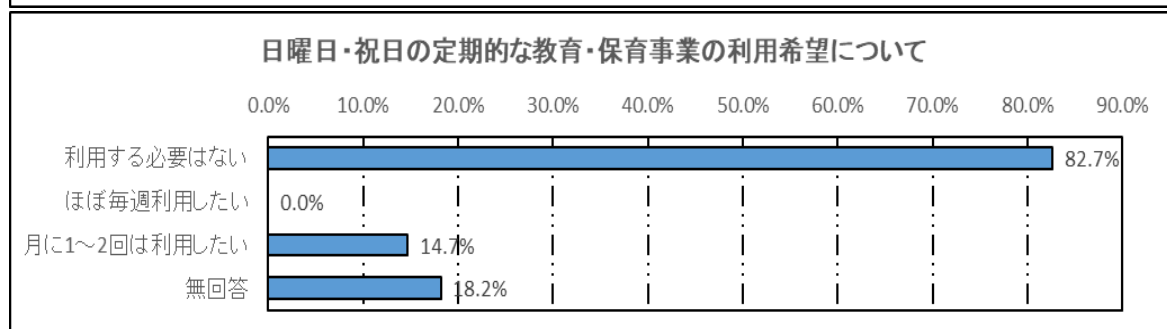
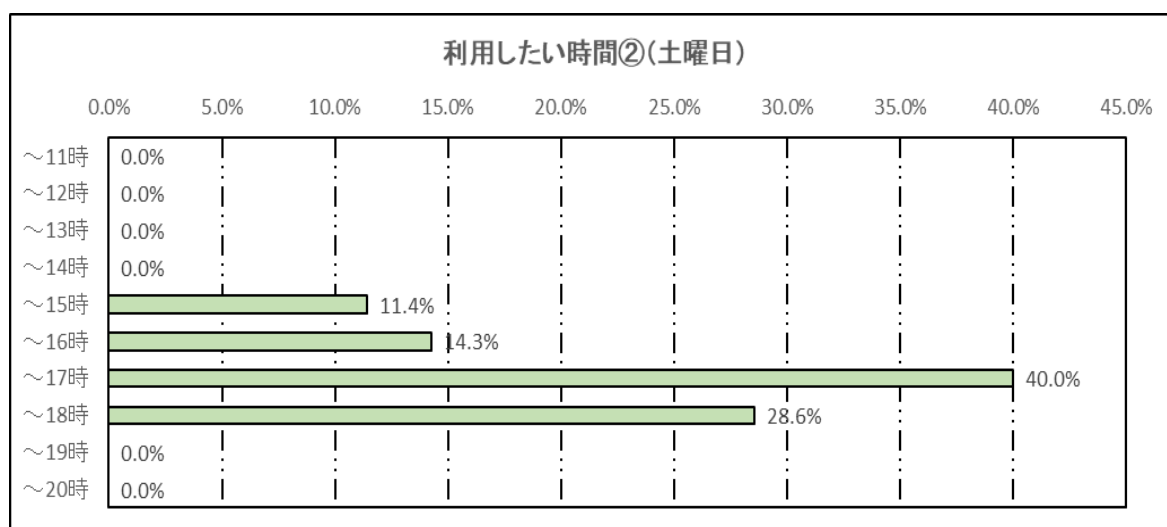
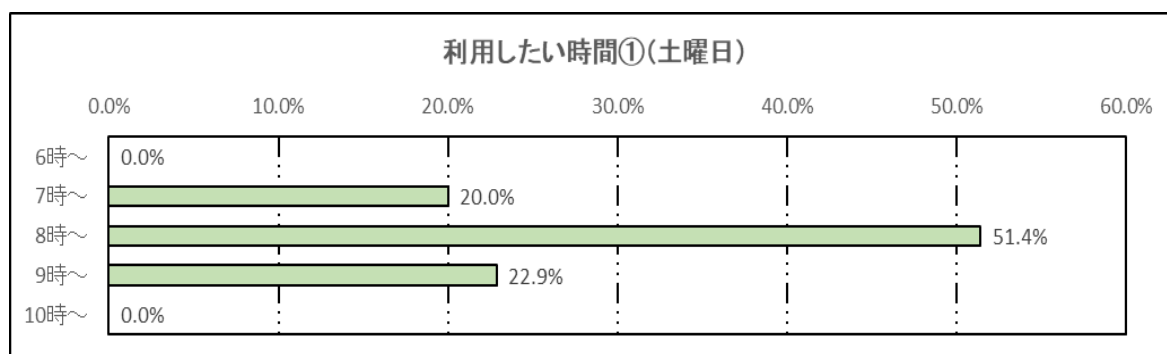
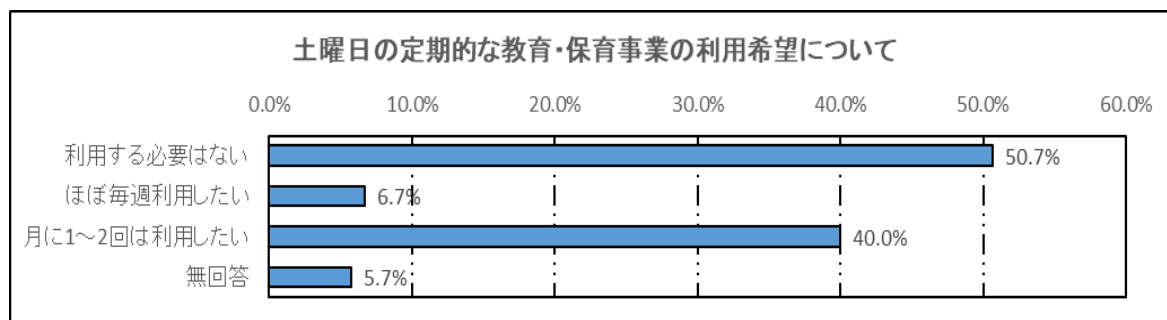


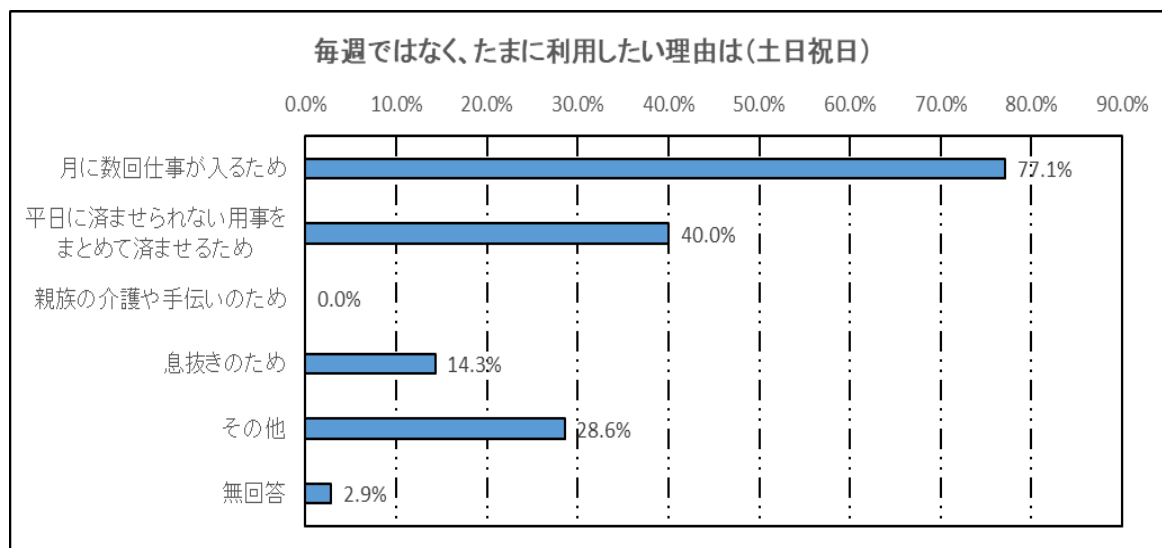
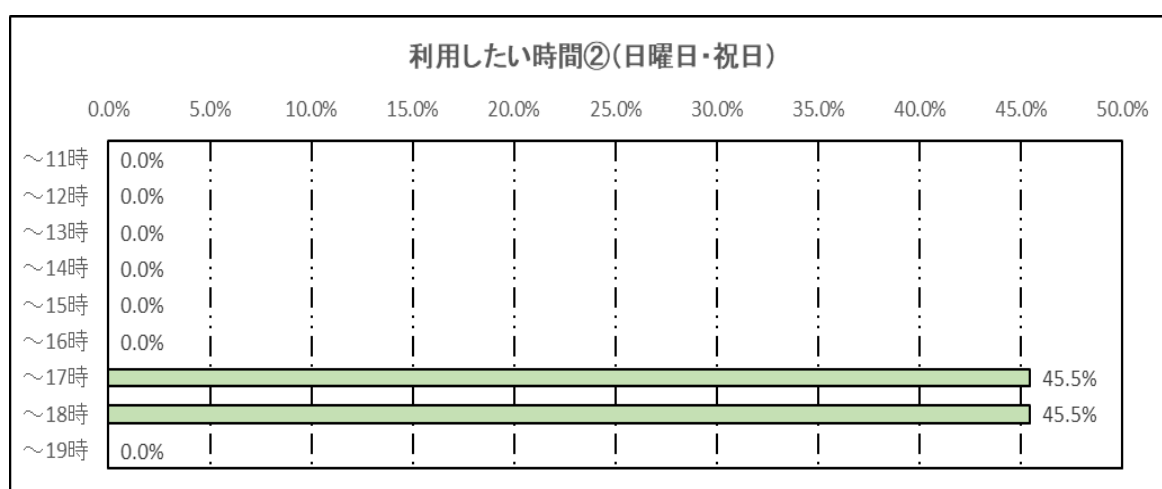
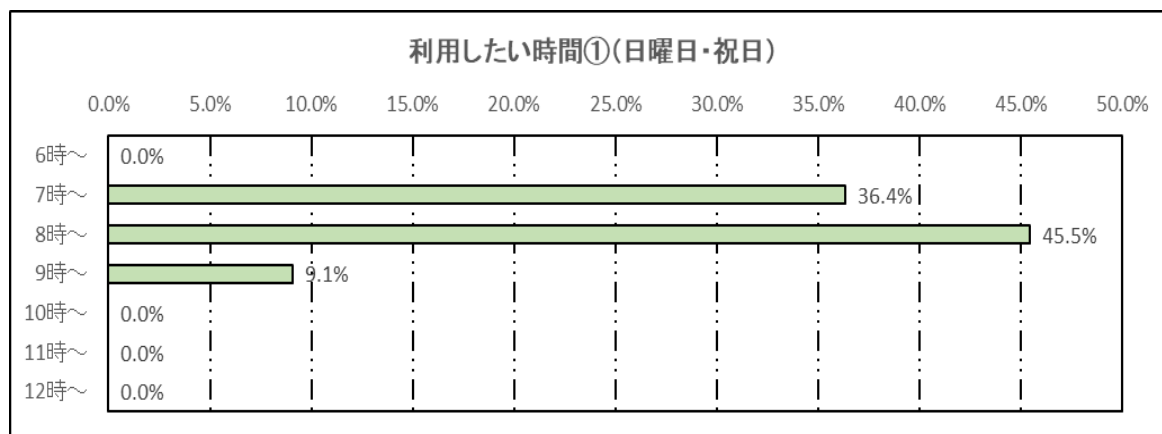
利用日数を増やしたい人について

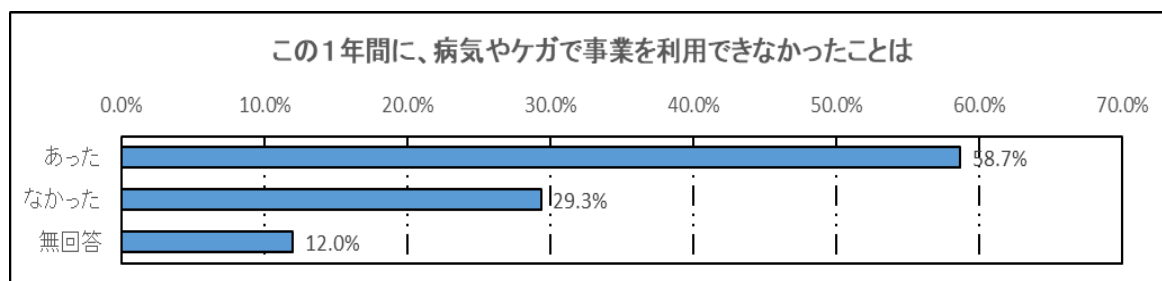
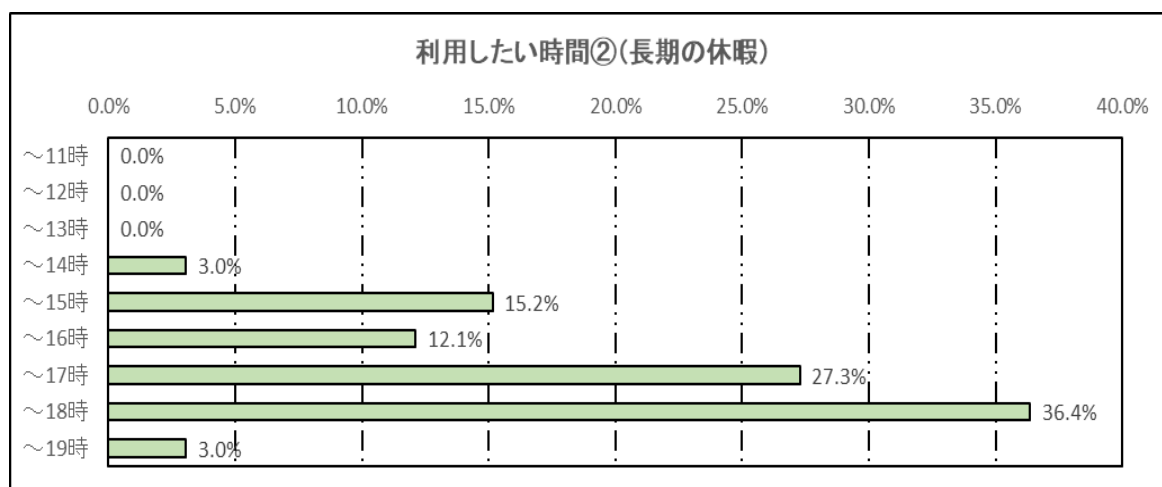
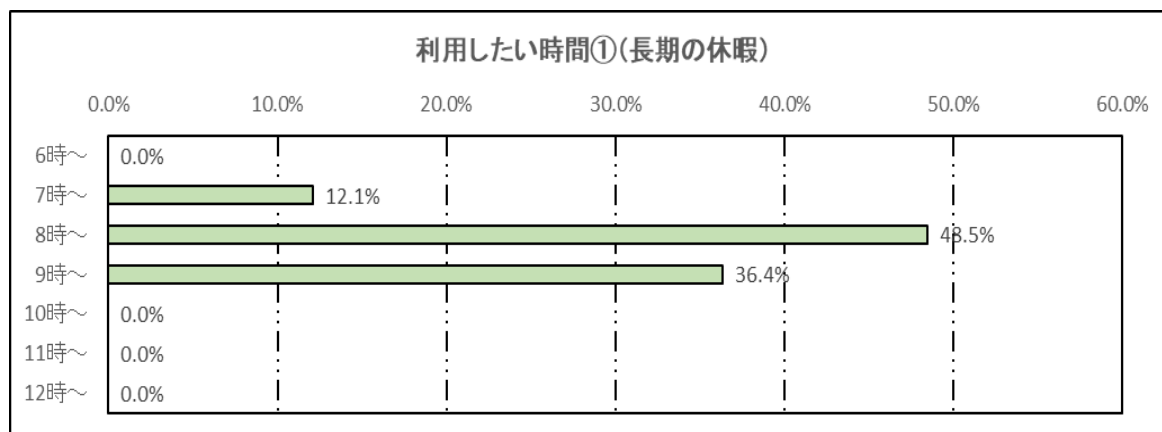
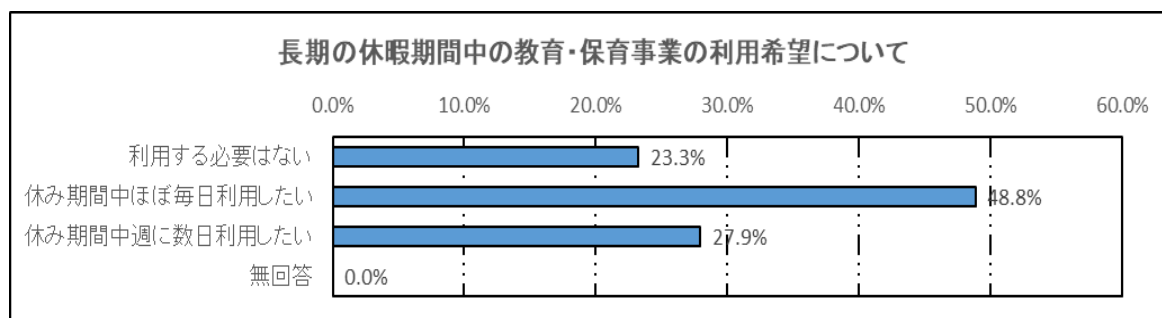


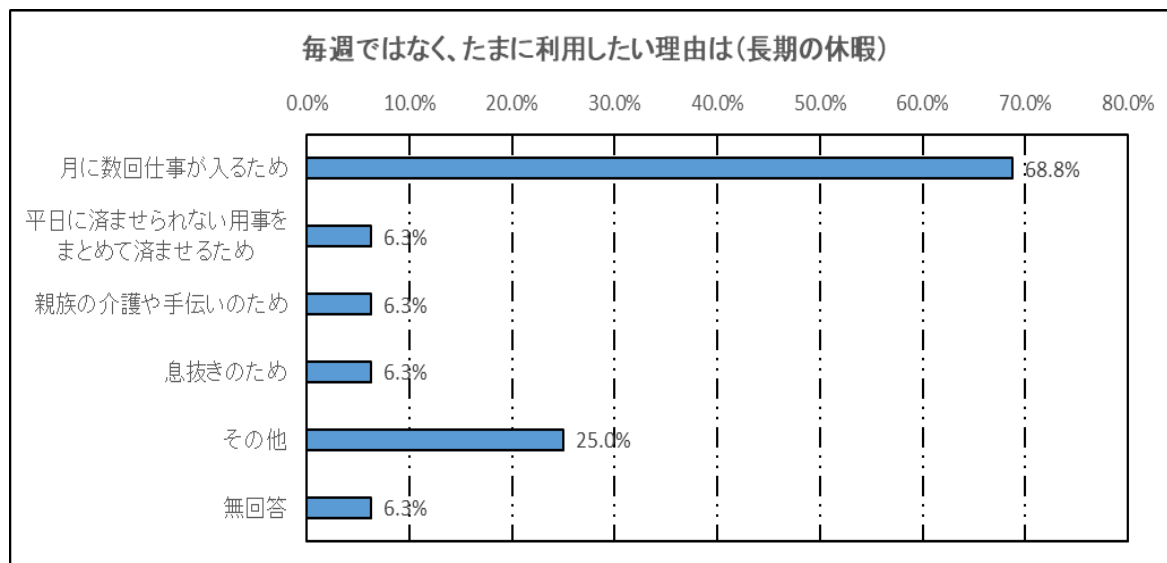


子どもの土曜・休日、長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

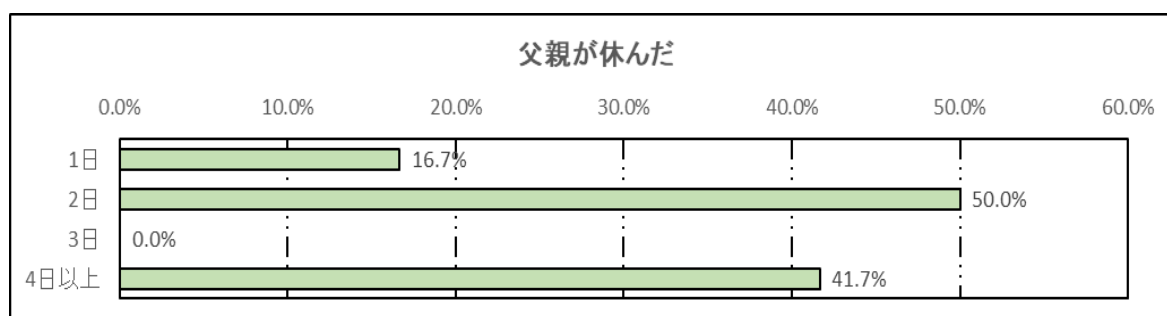
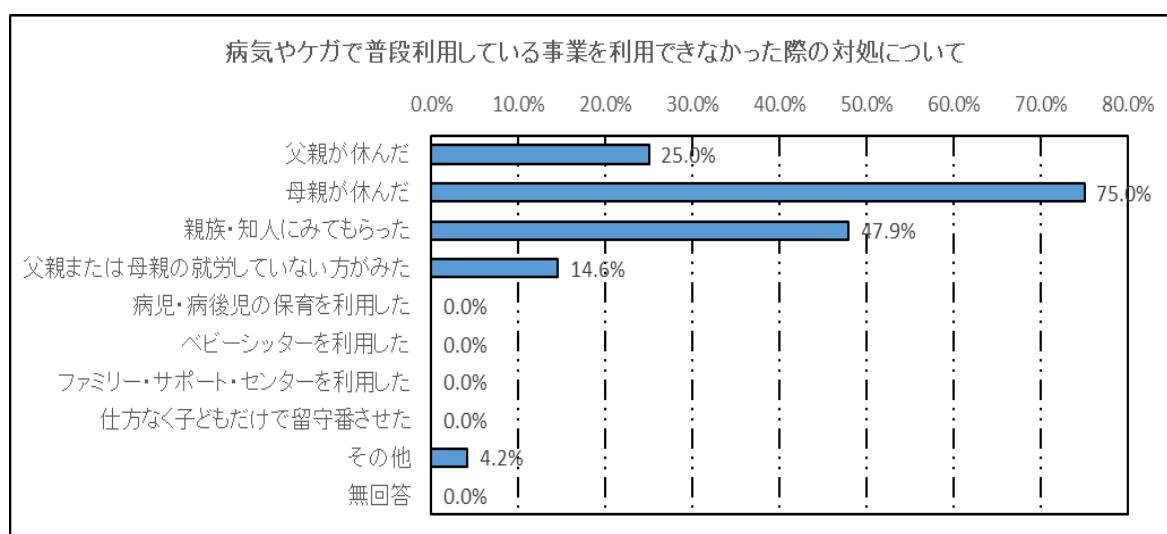


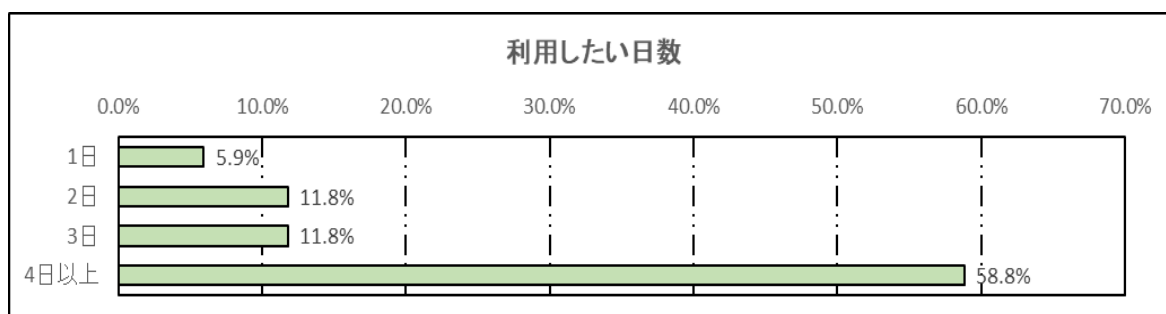
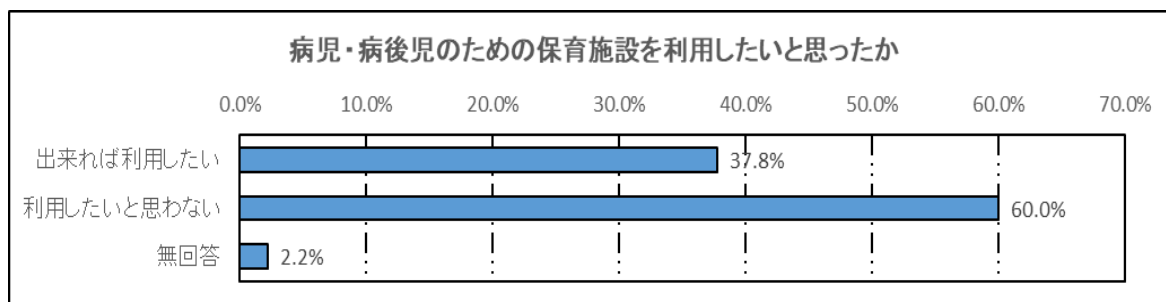
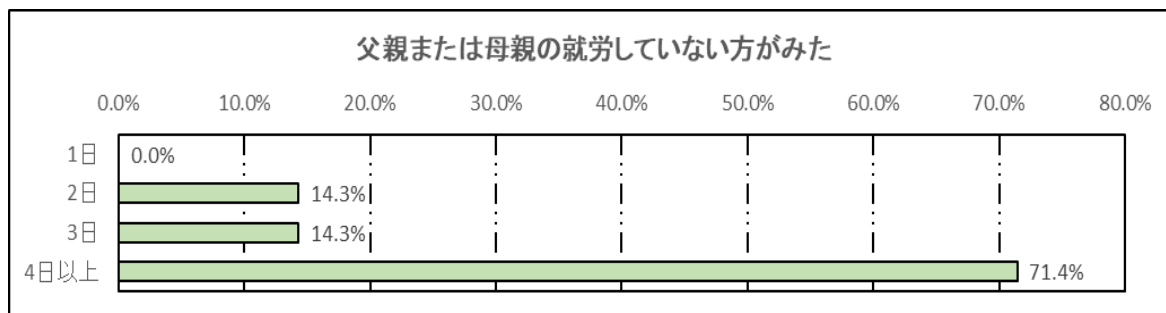
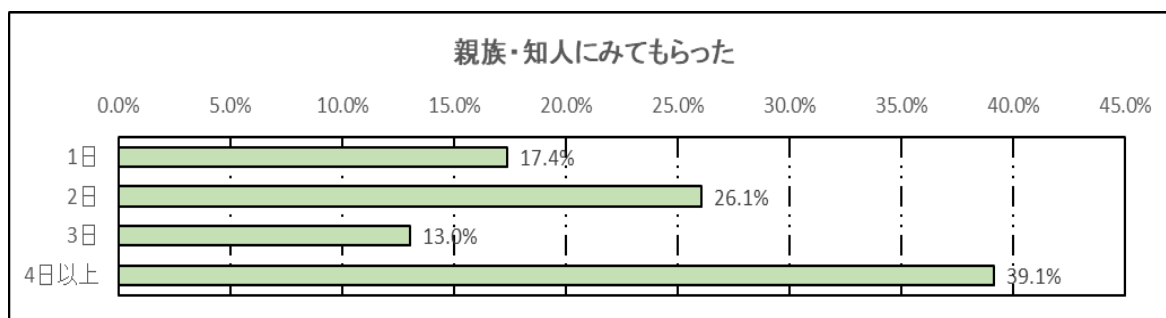
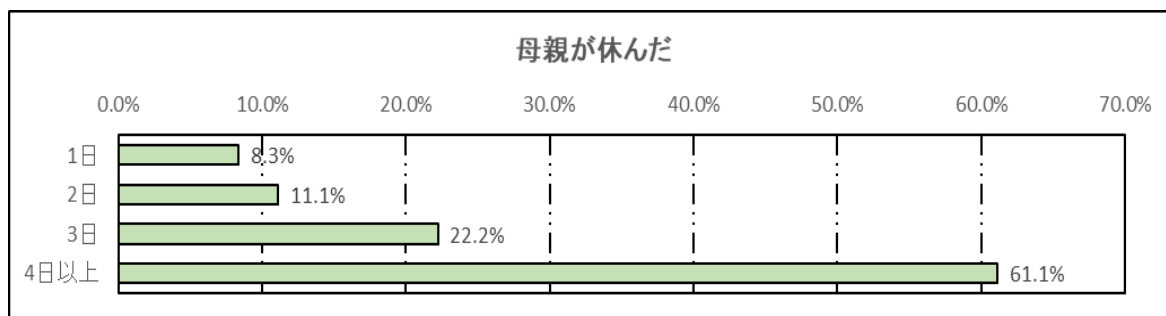




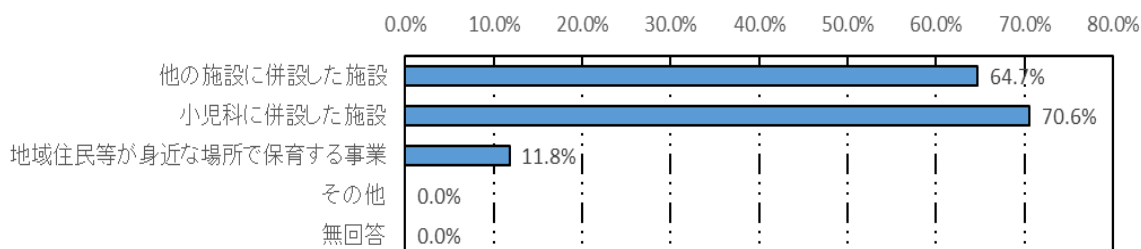


子どもの病気の際の対応

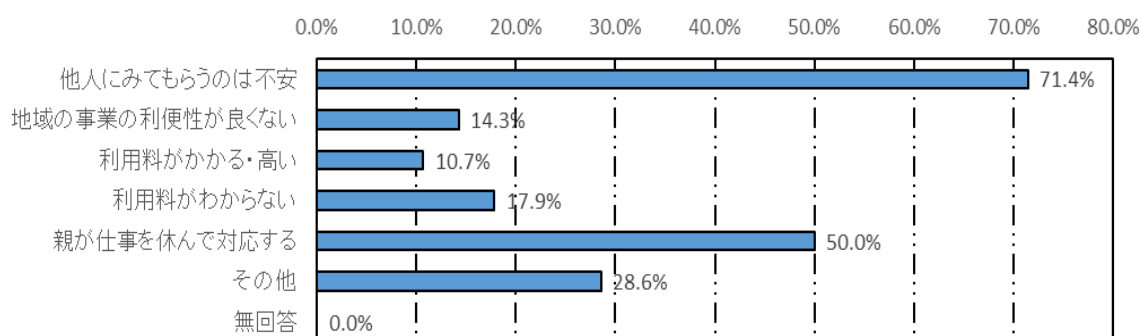




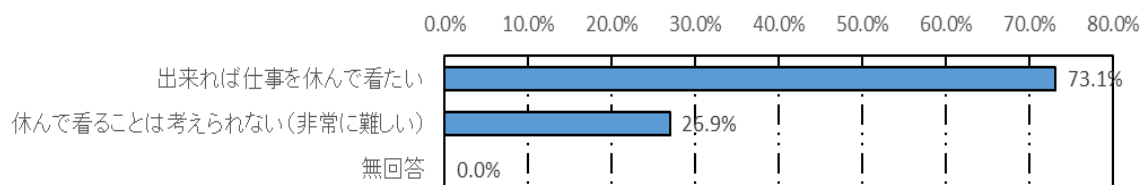
病児・病後児の子どもを預ける場合、どの事業形態が望ましいか



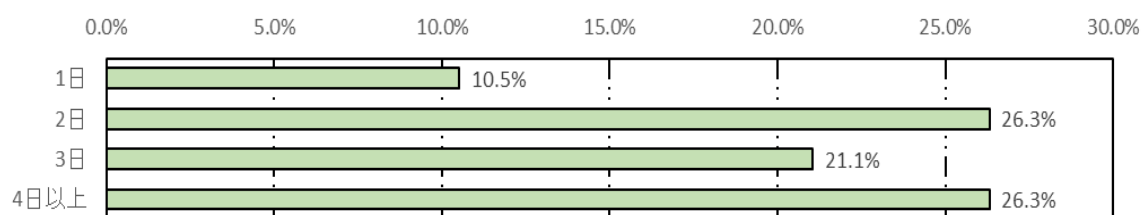
病児・病後児の保育事業を利用したいと思わない理由



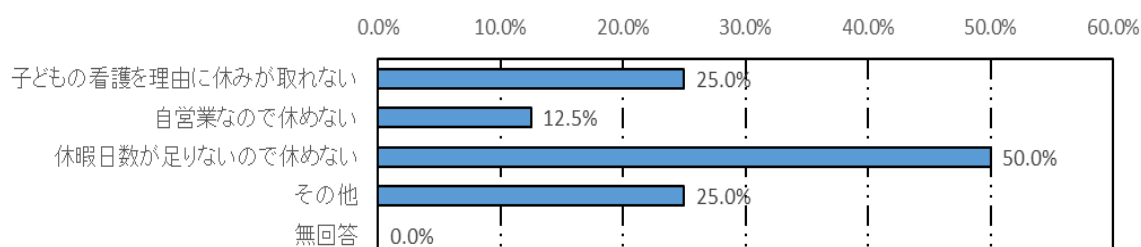
仕事を休んで病気やケガの子どもを看たいと思ったか



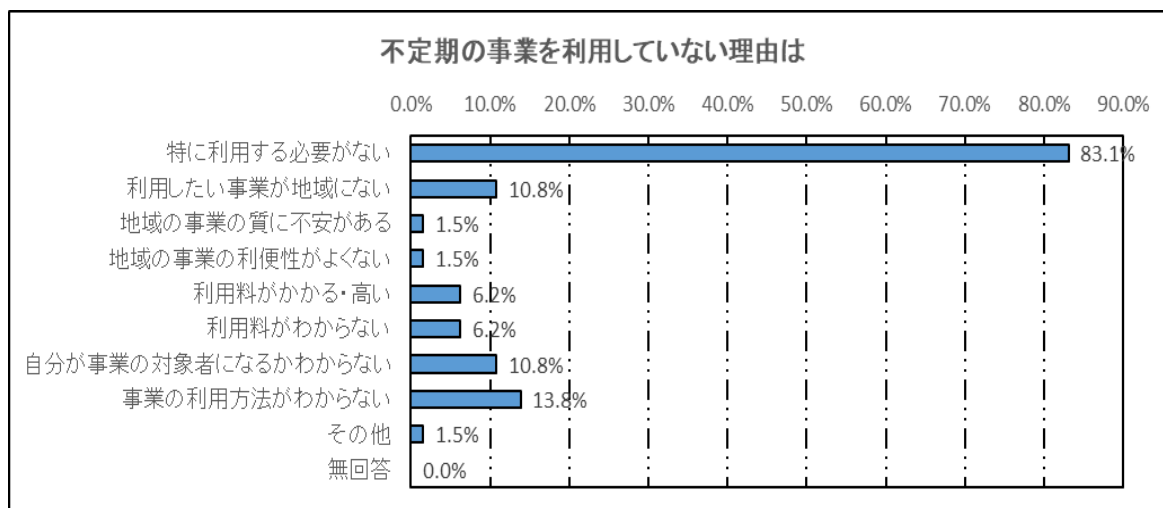
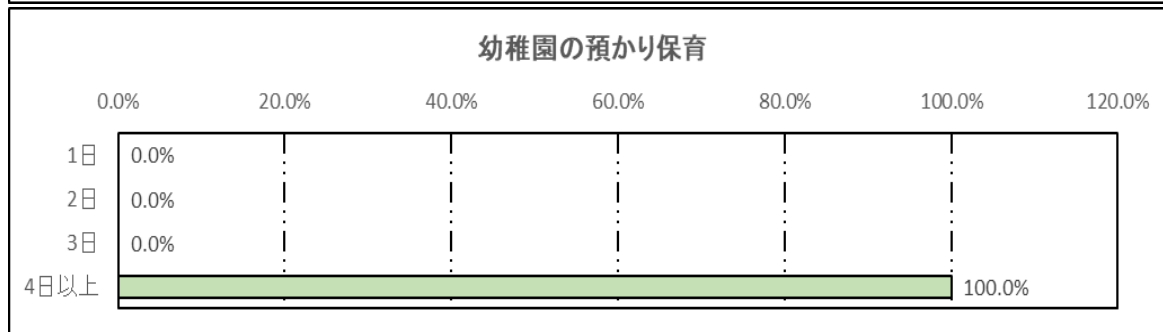
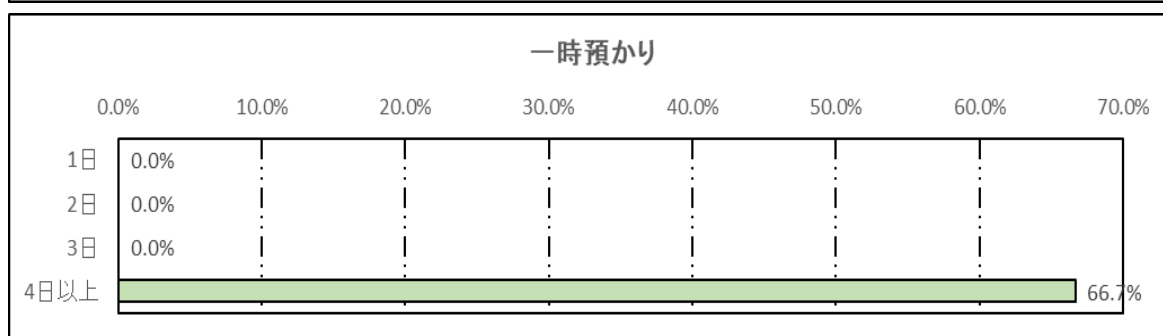
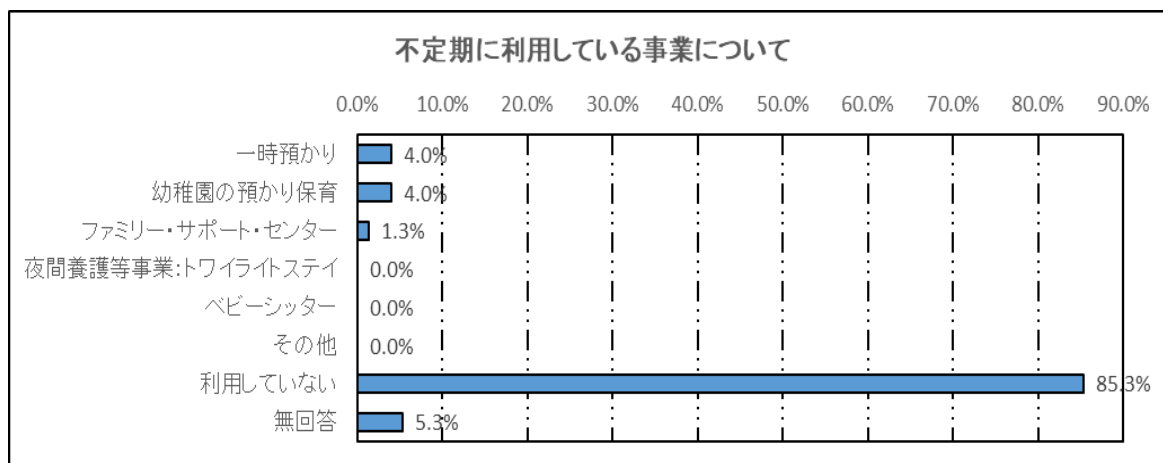
仕事を休んで看たい日数

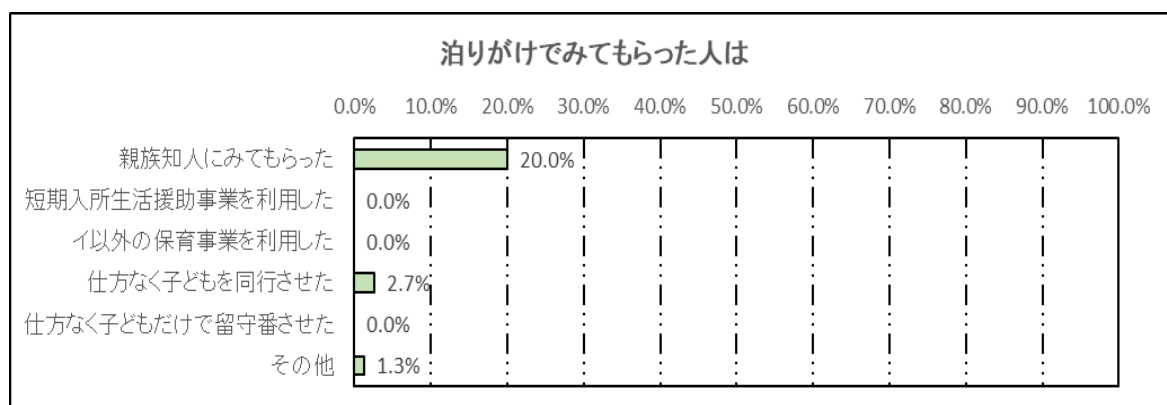
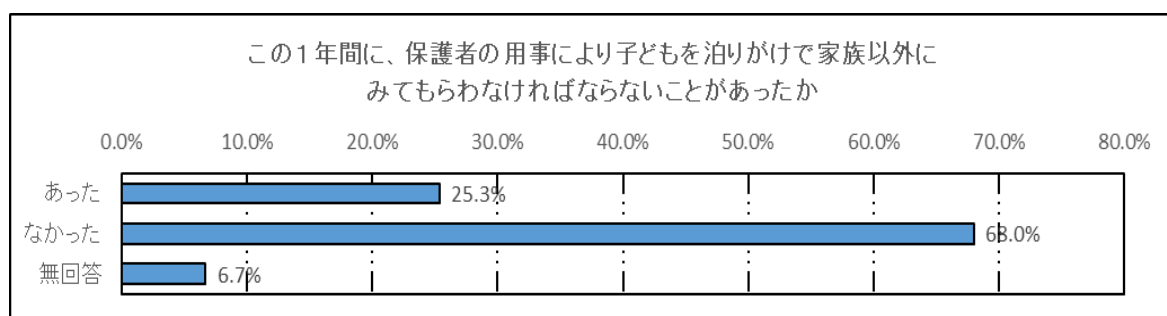
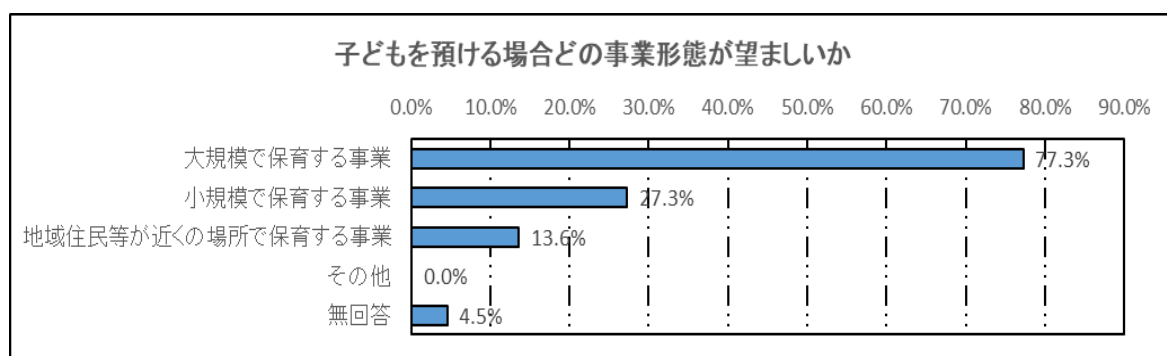
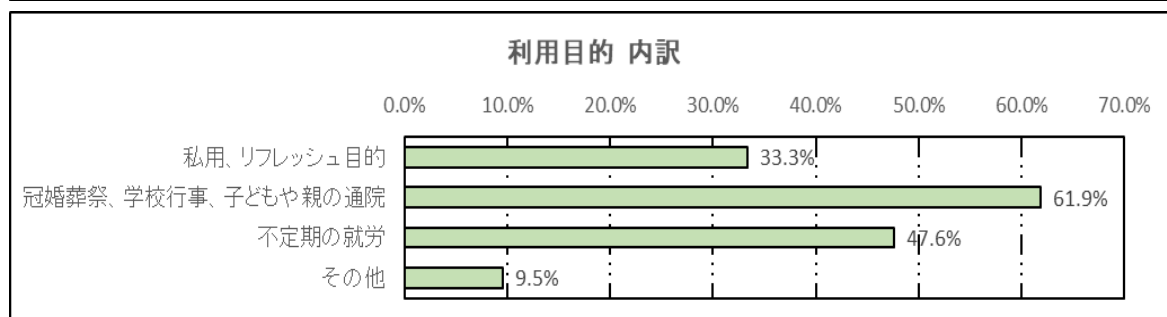
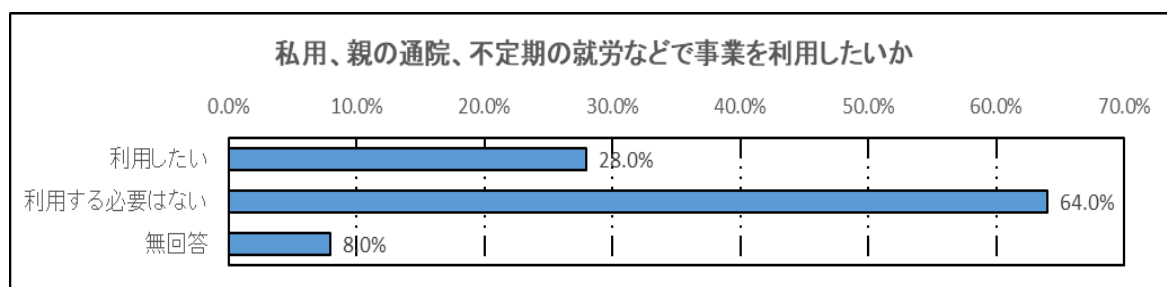


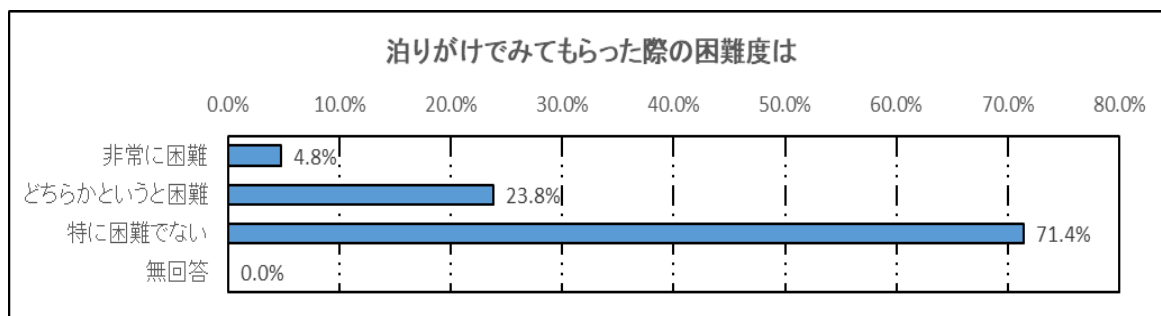
休んで看ることが考えられない理由は



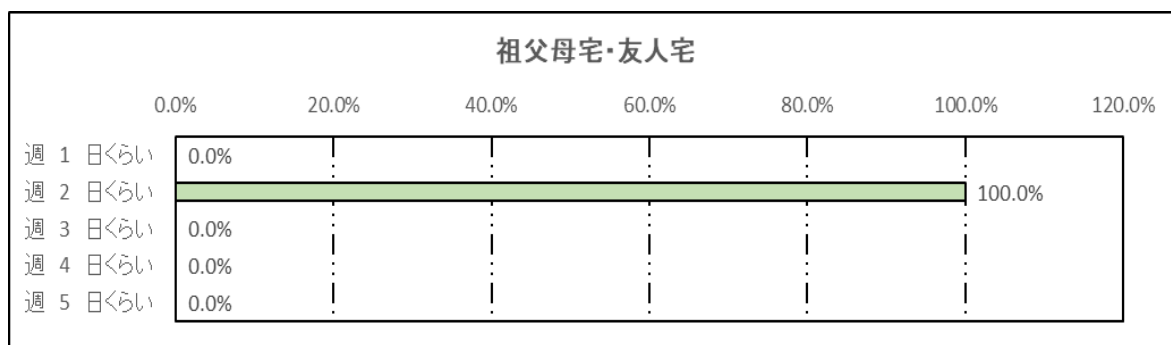
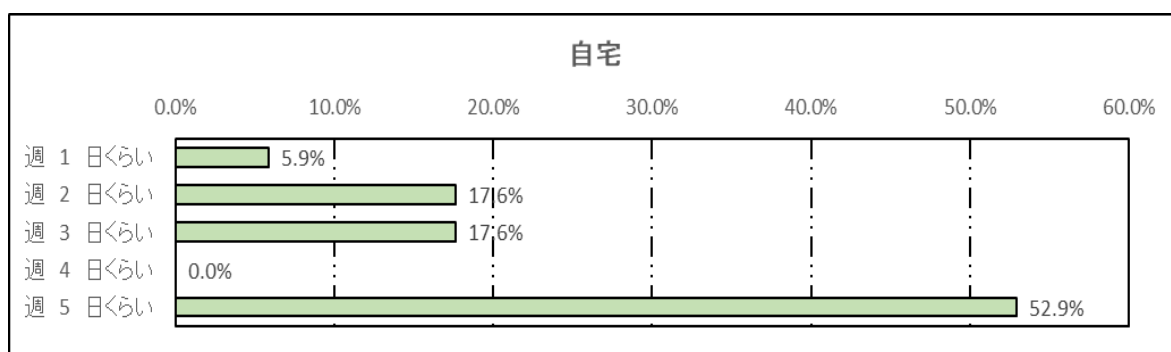
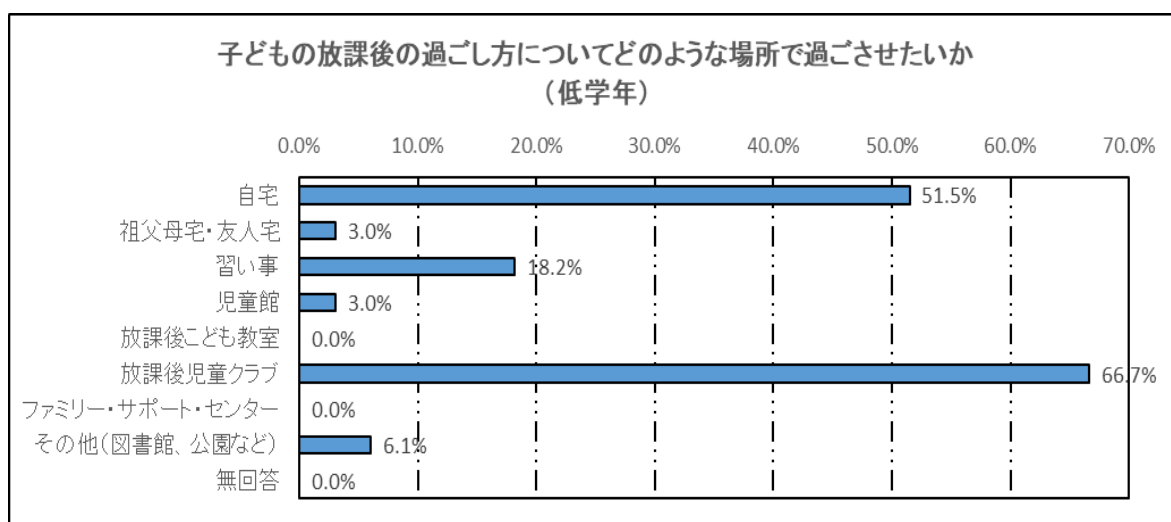
子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

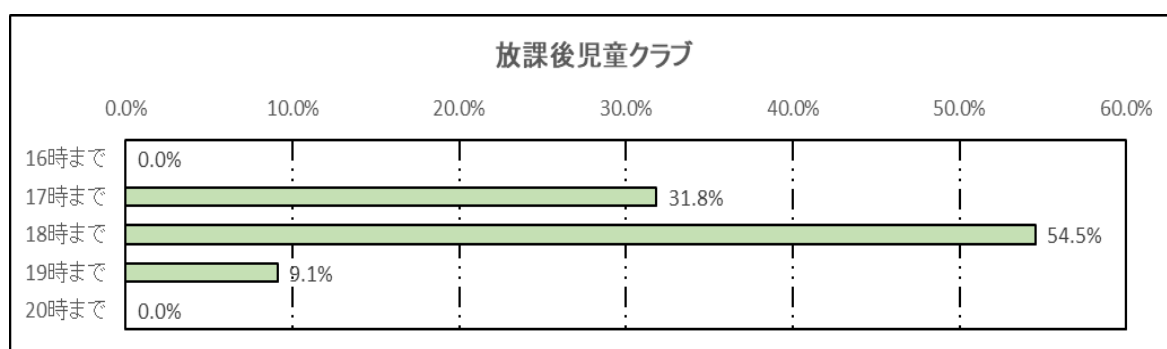
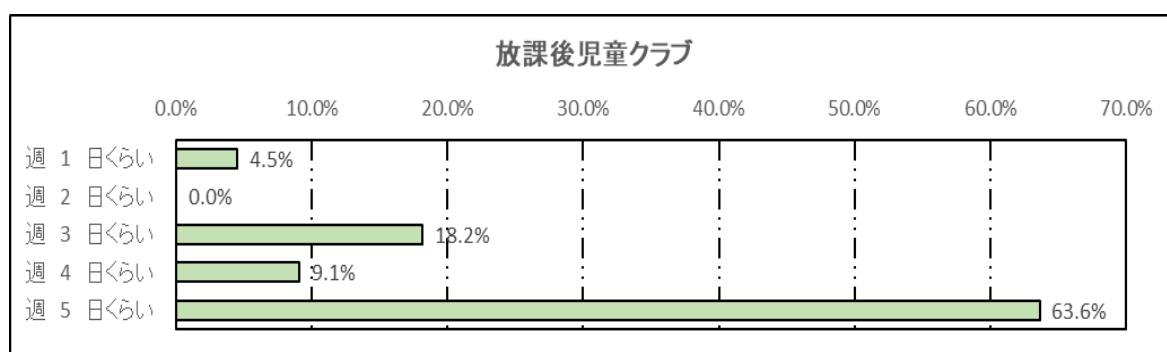
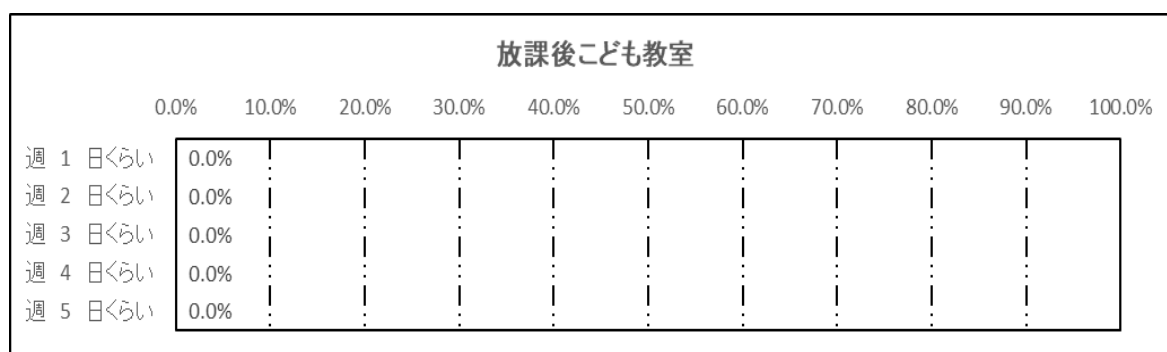
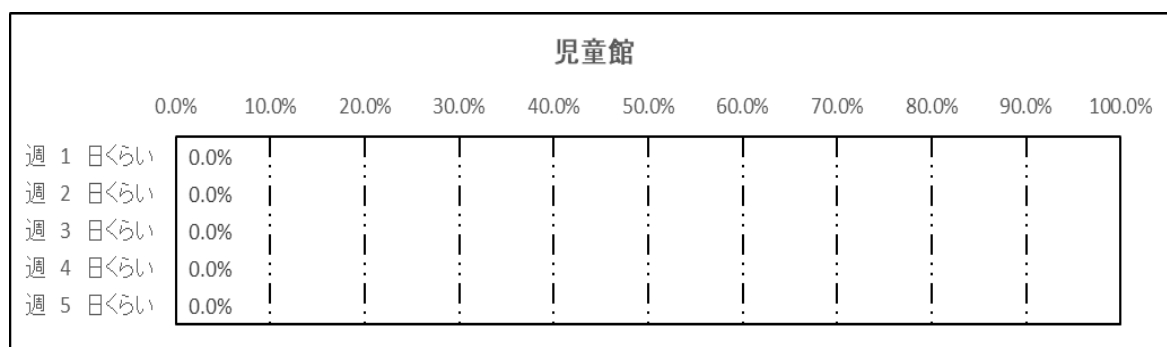
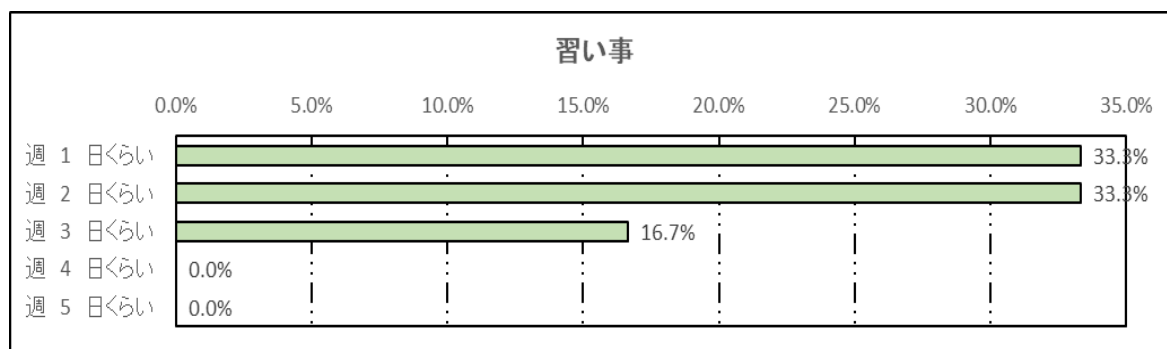


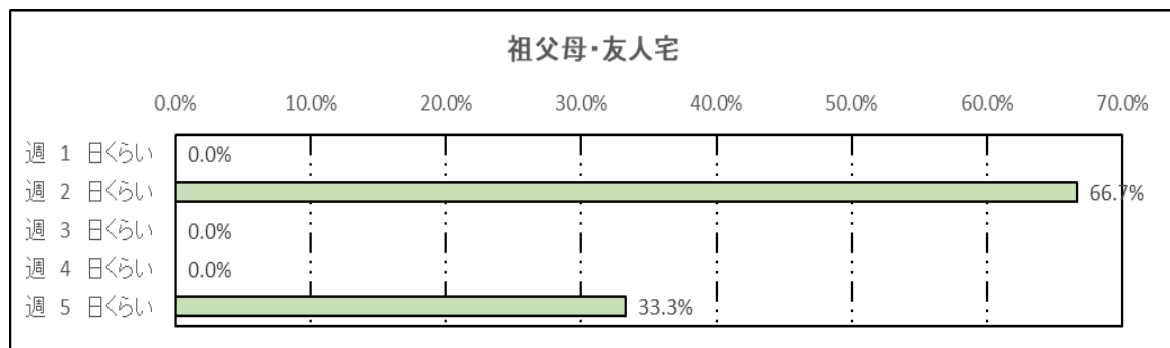
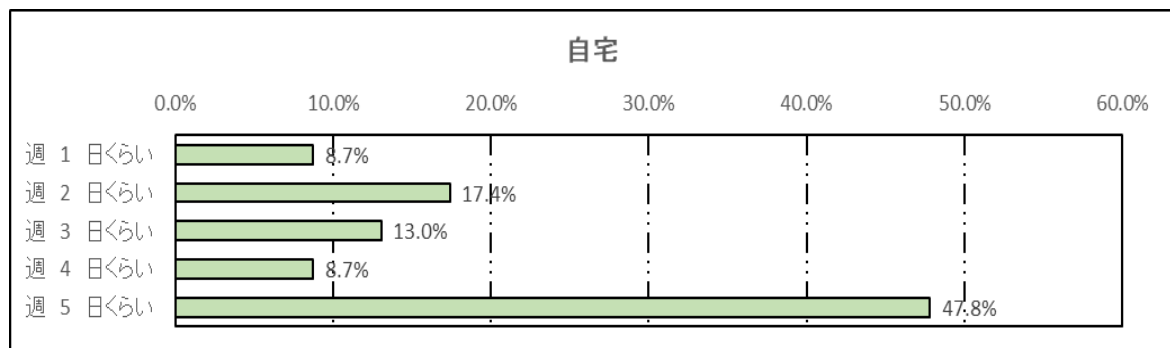
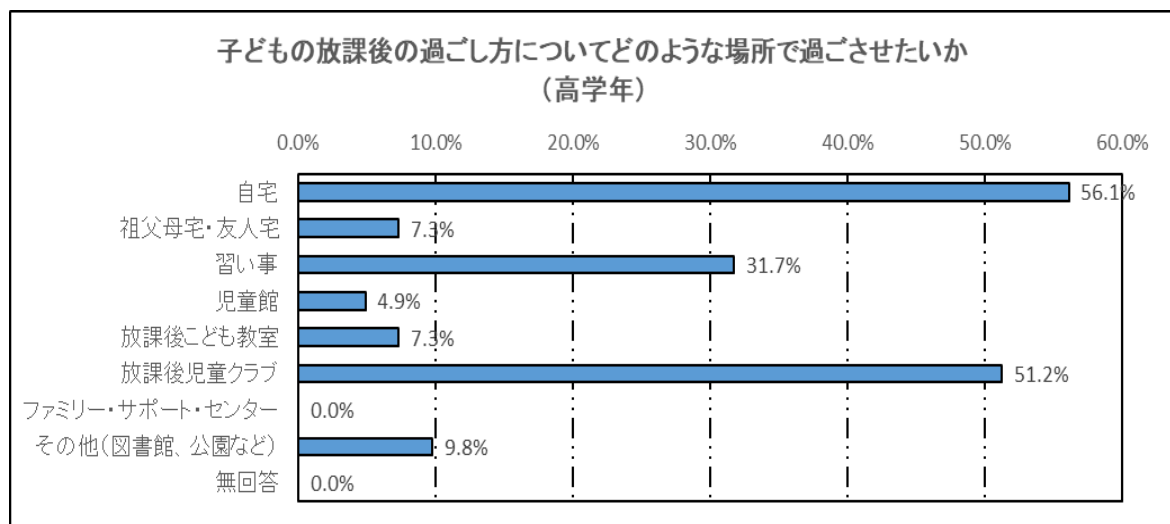
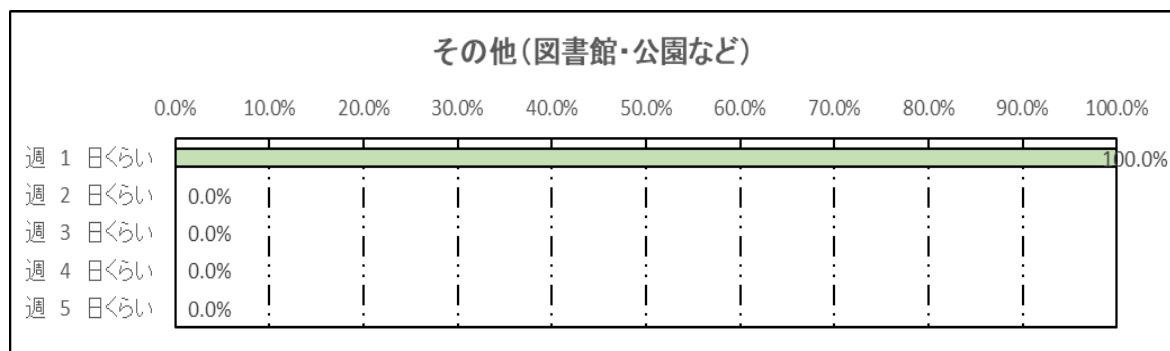


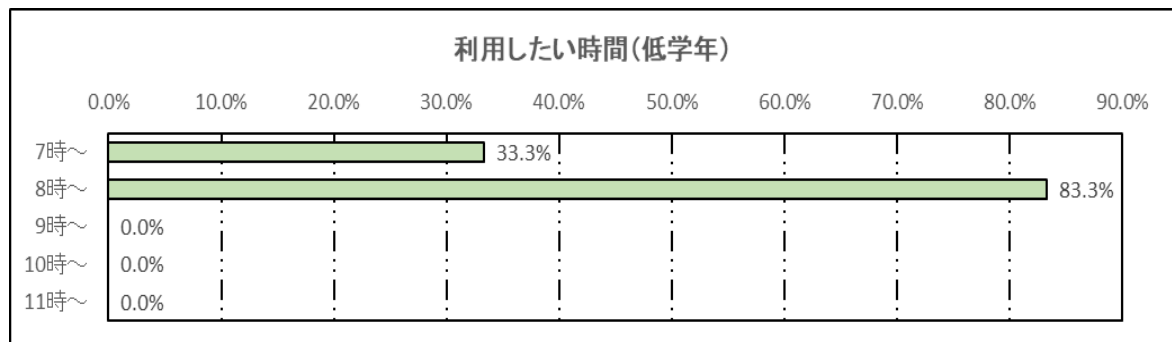
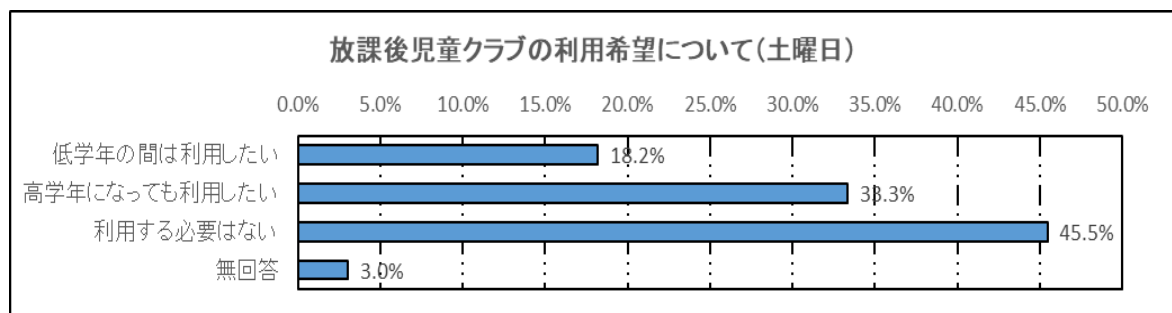
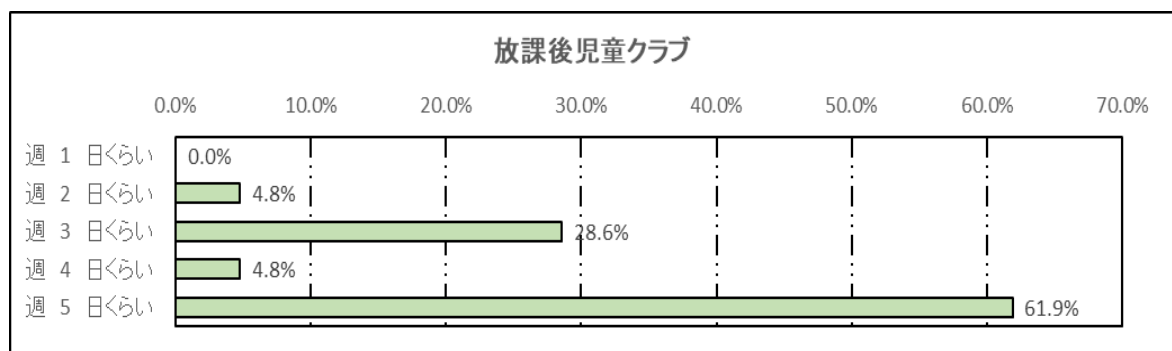
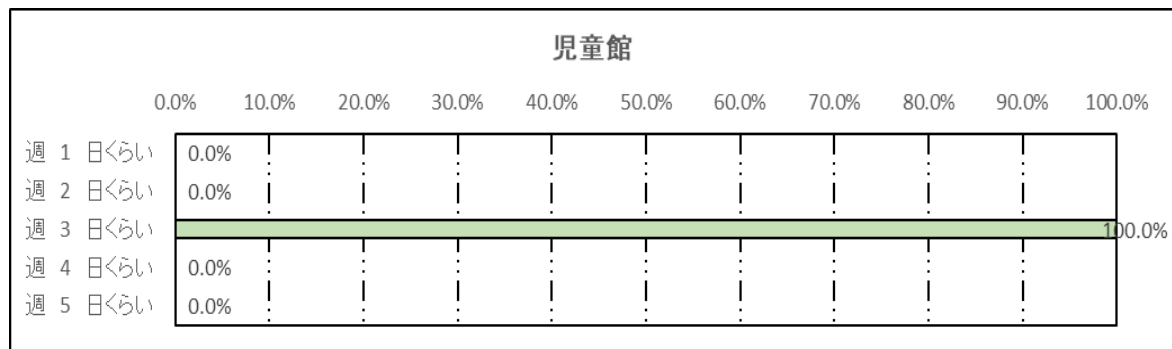
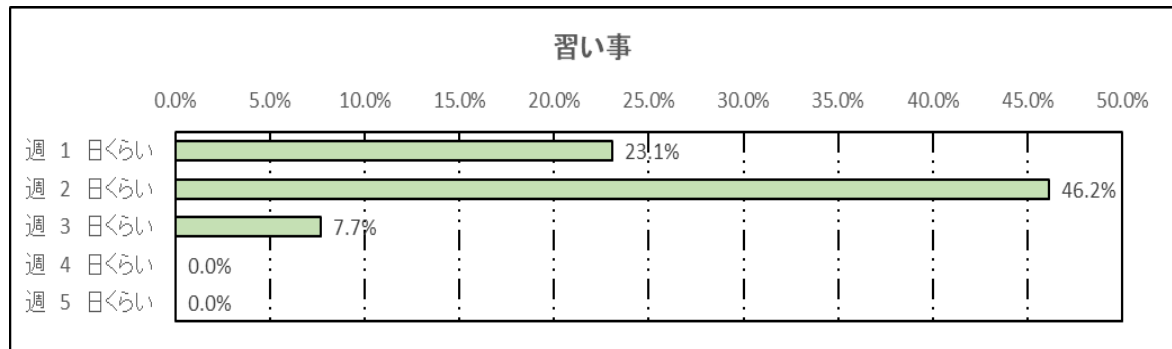


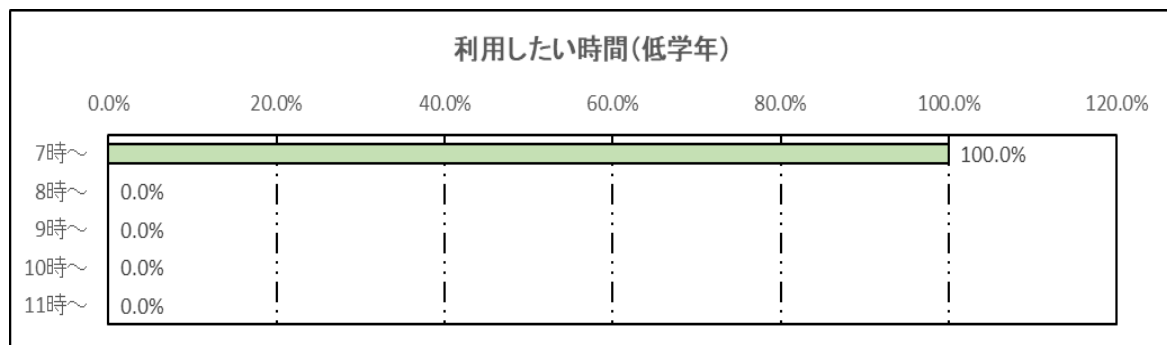
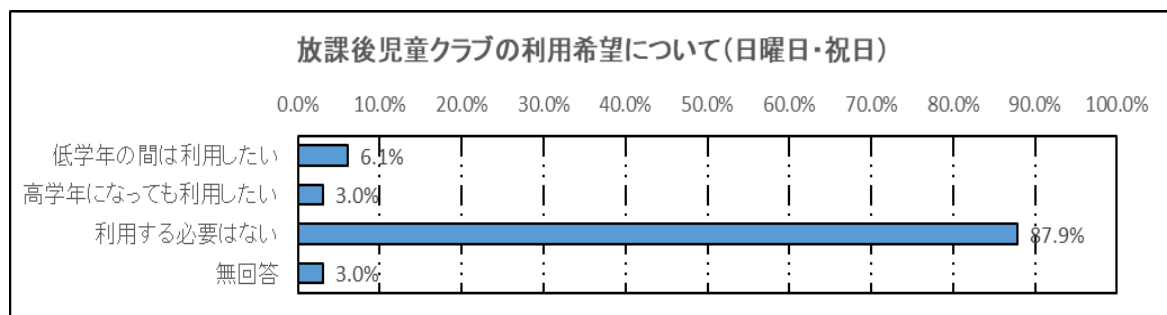
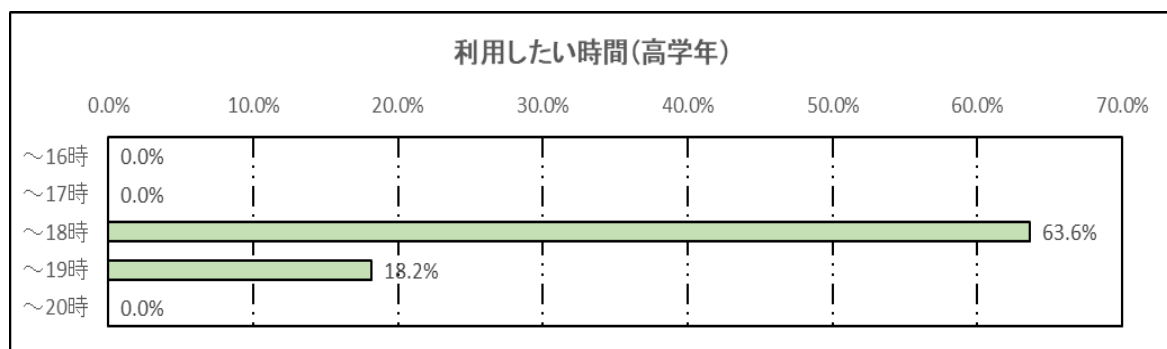
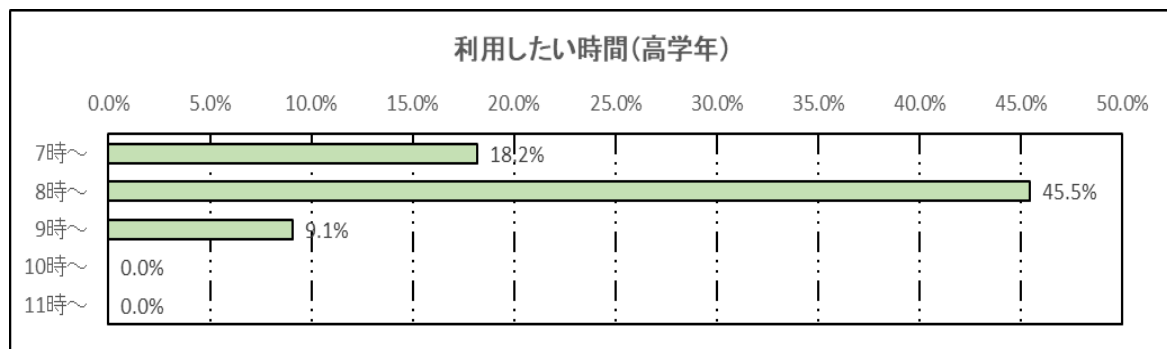
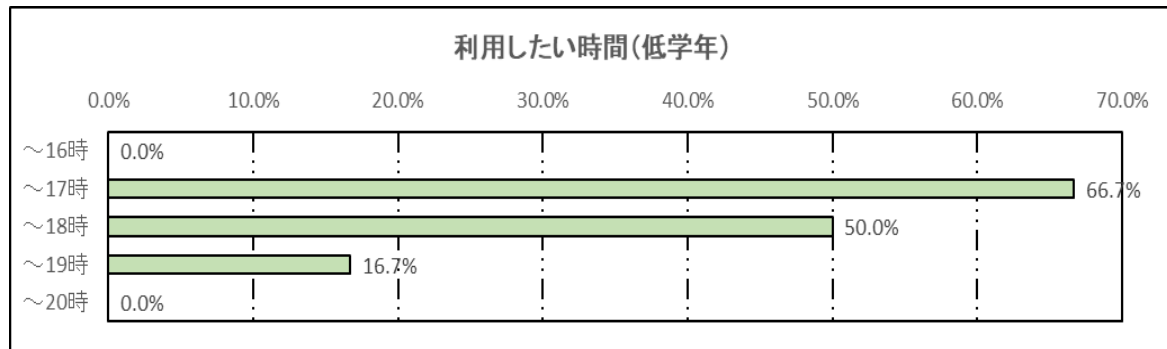
子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

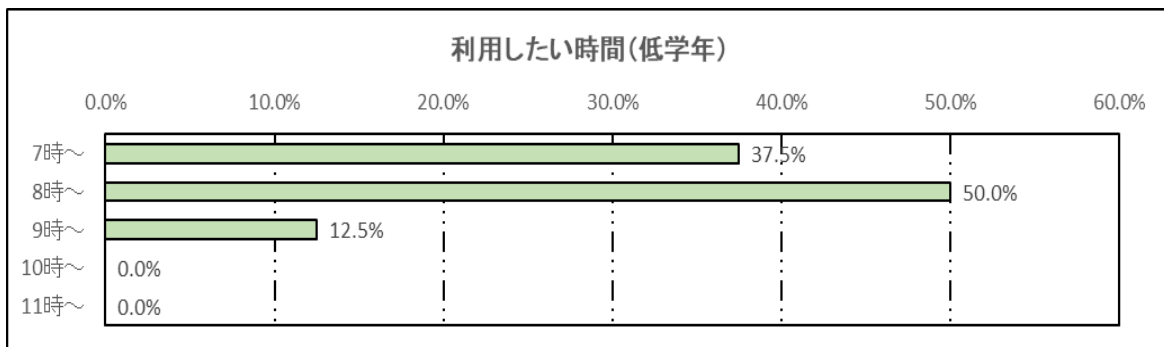
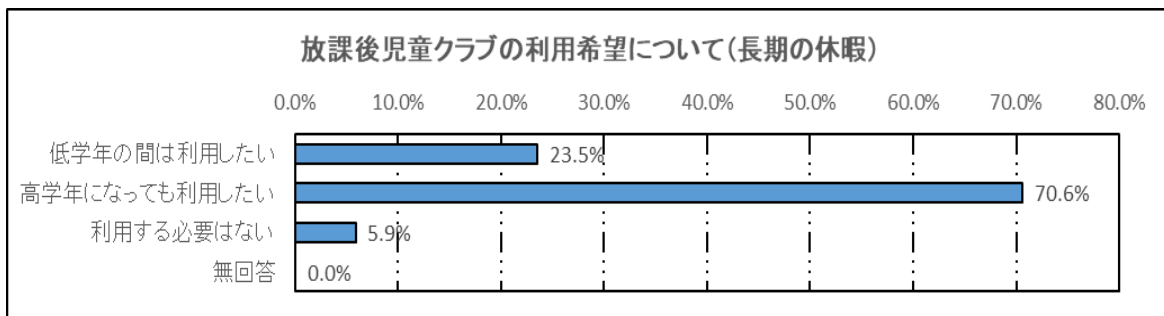
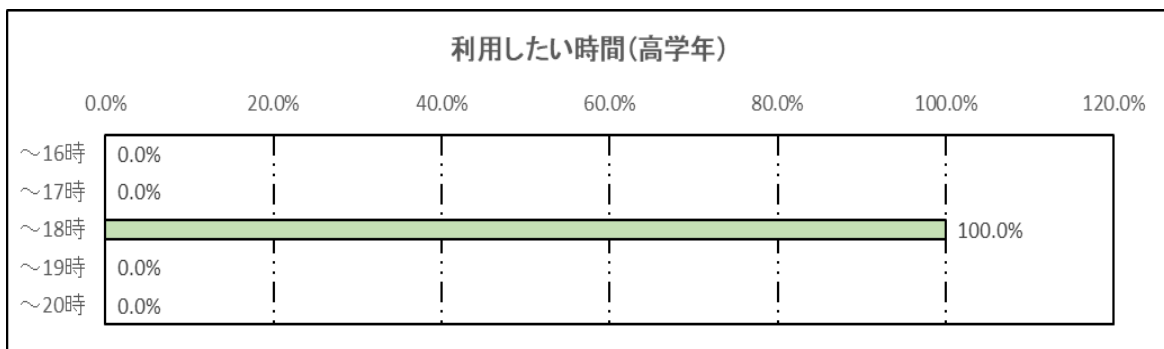
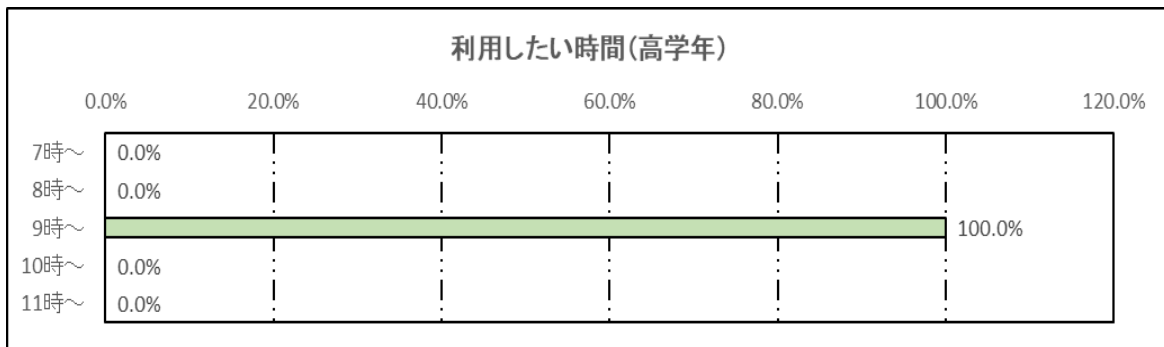
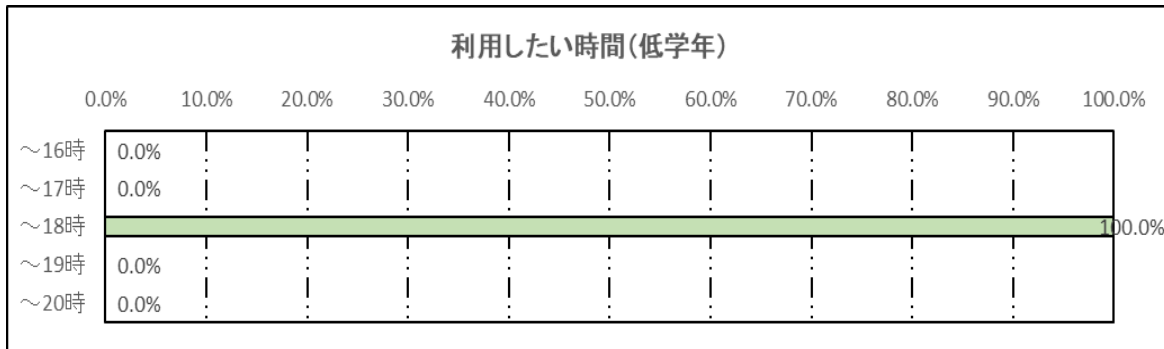


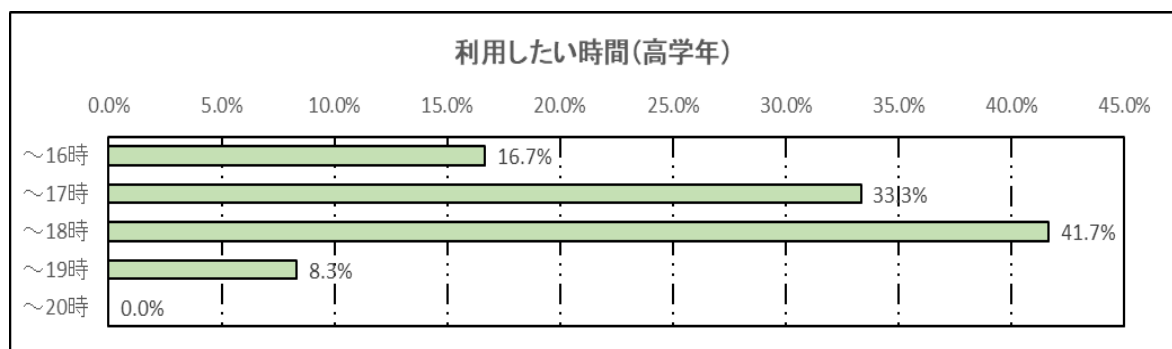
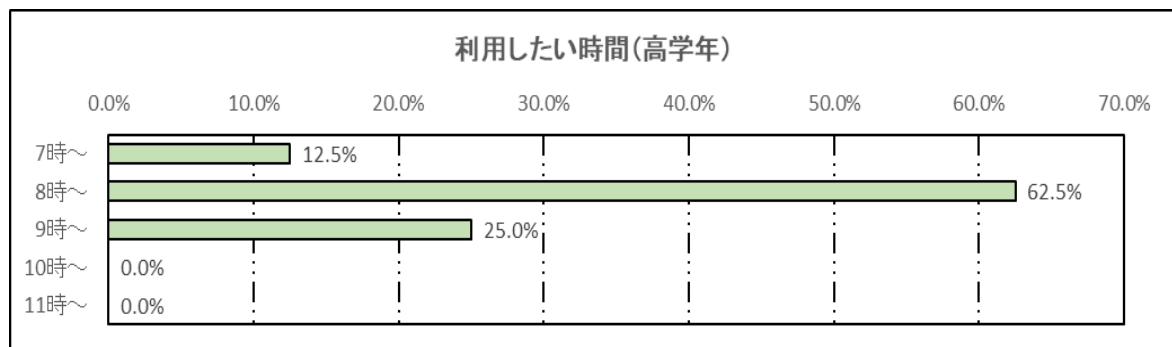
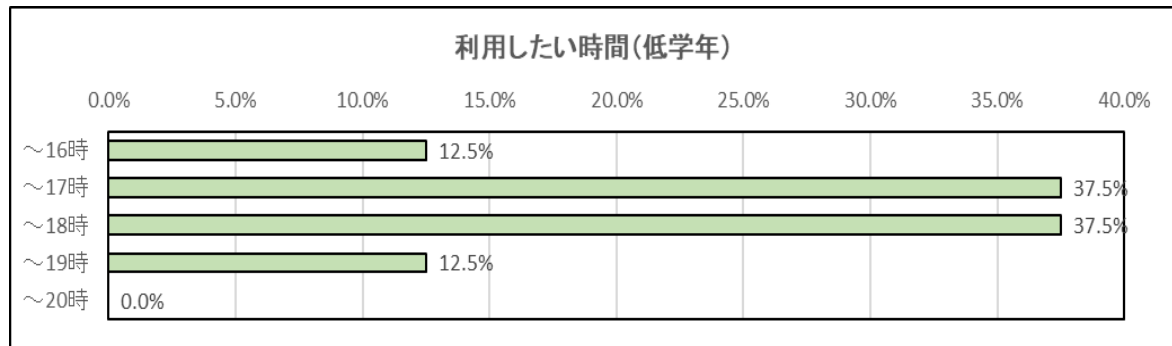




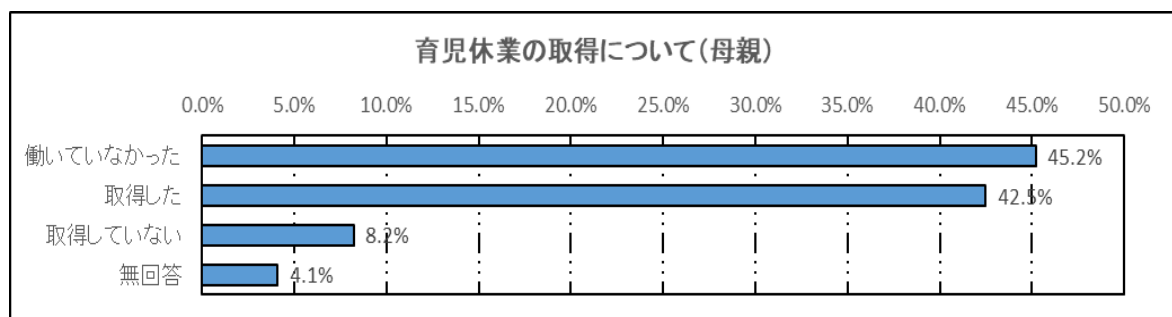


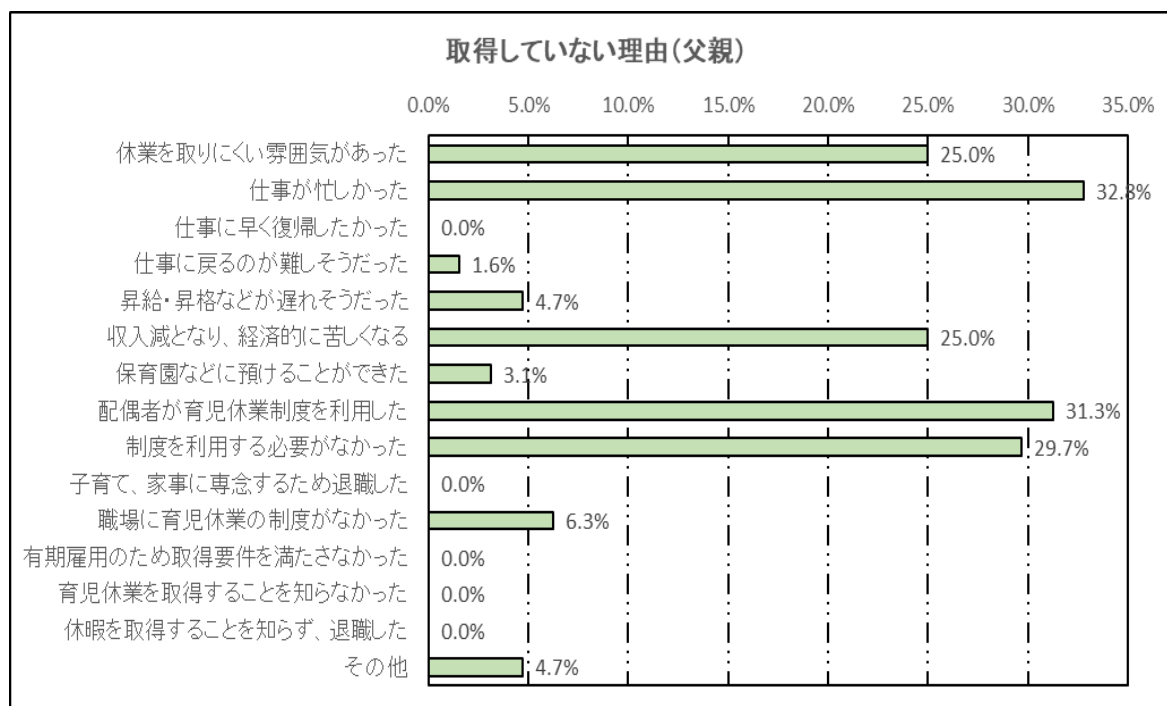
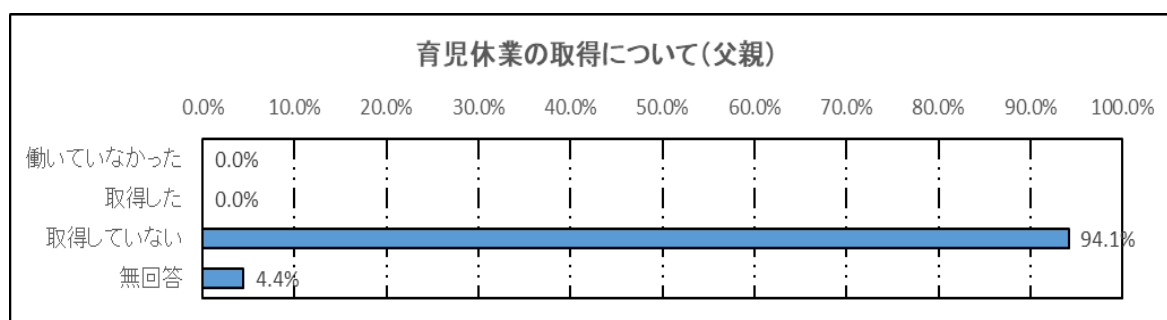
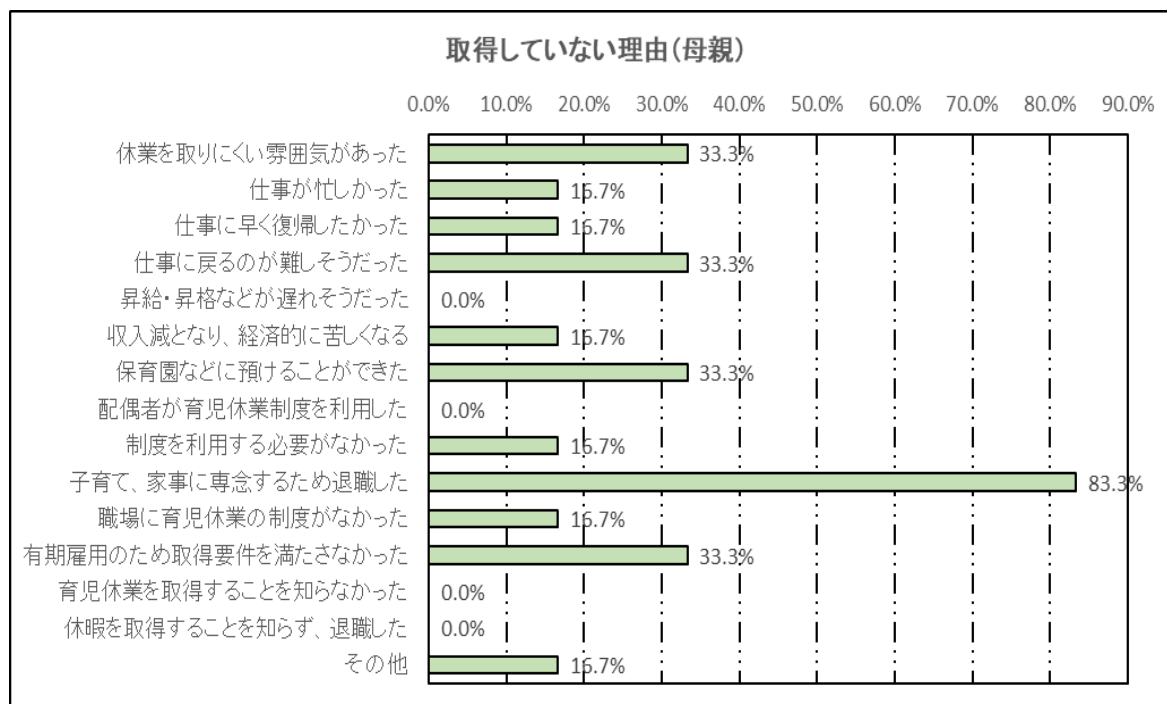


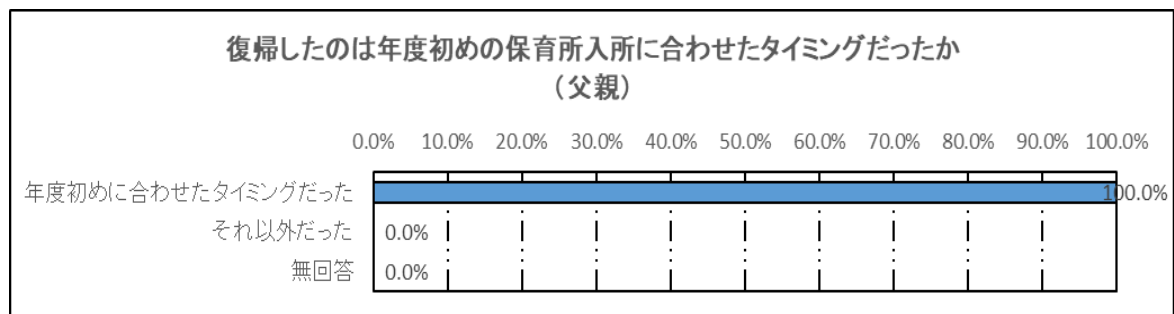
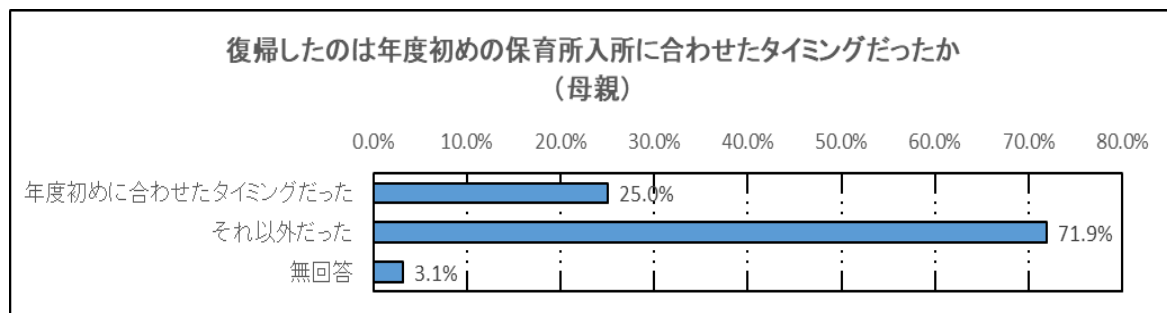
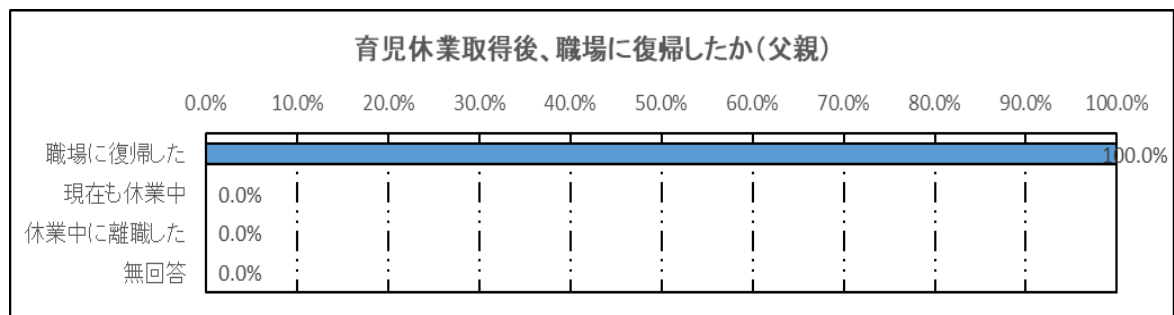
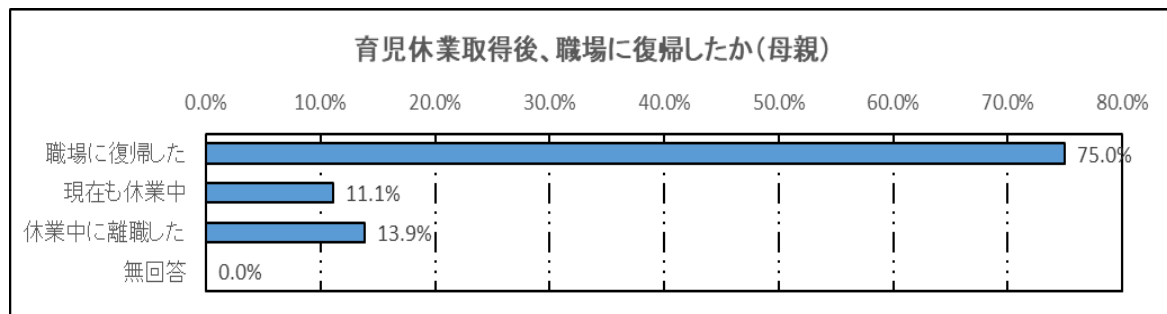
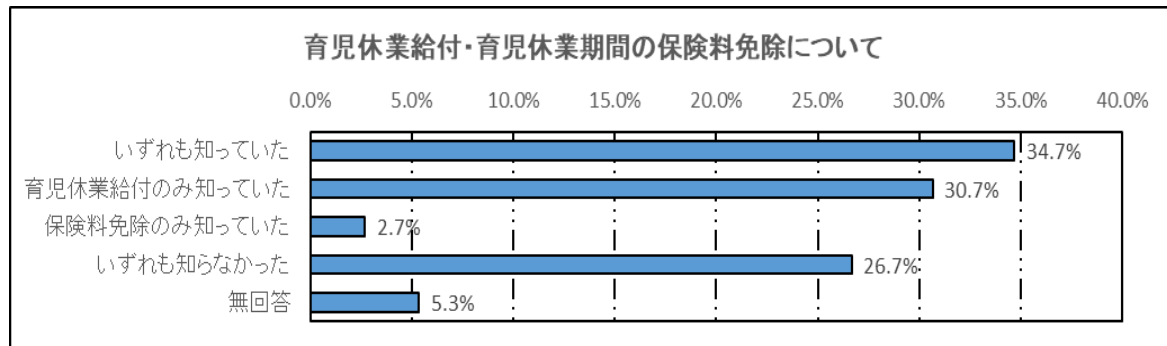


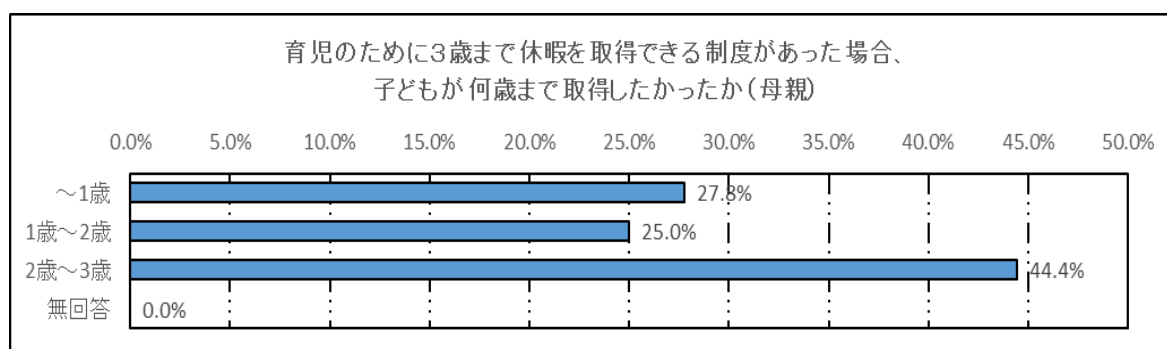
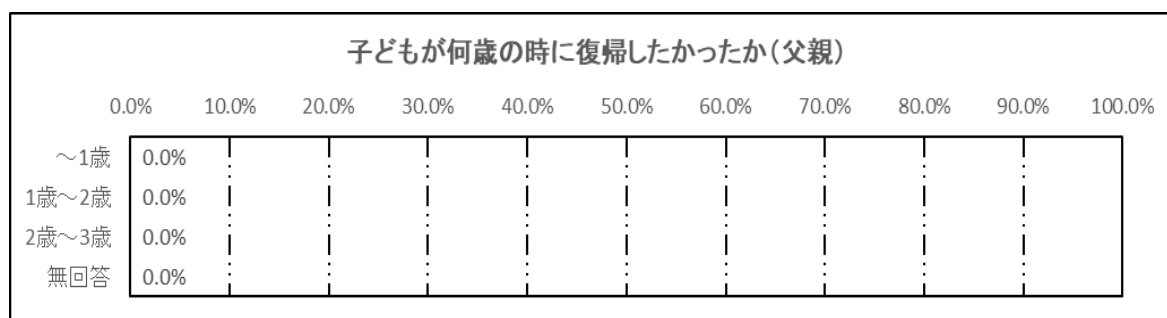
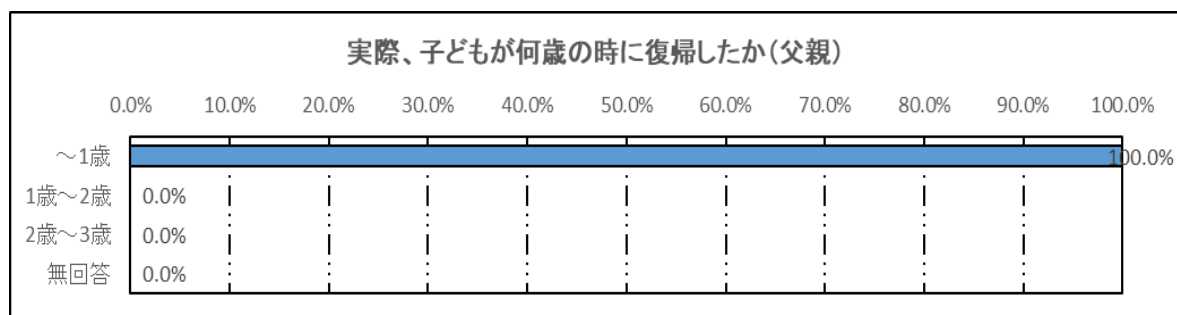
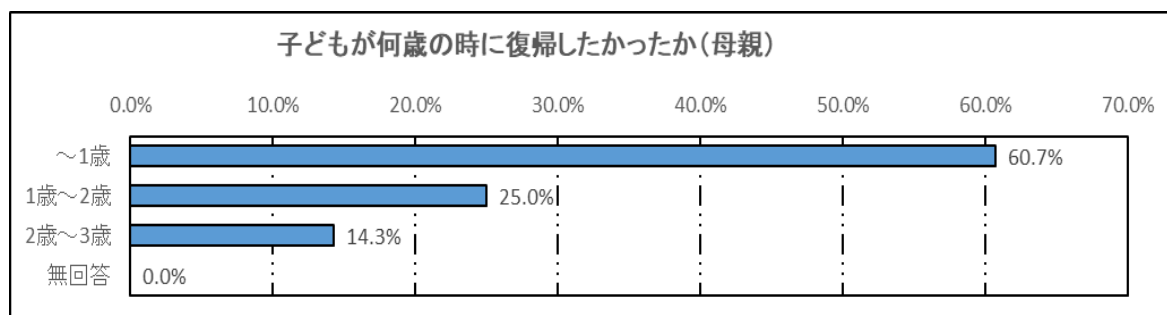
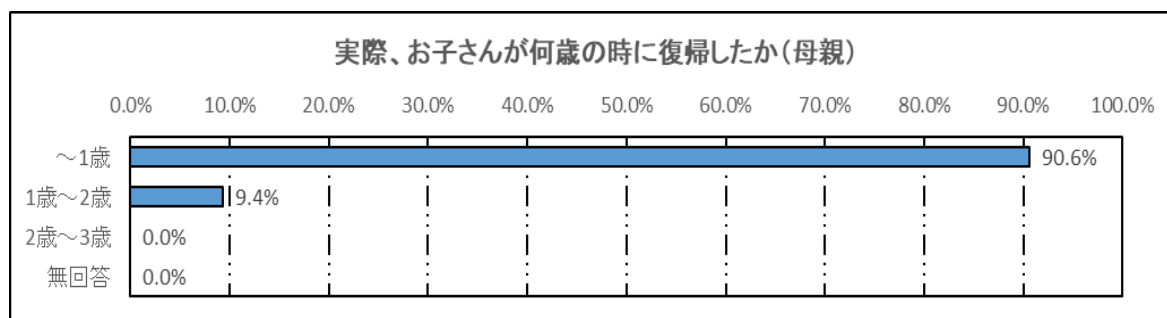


育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

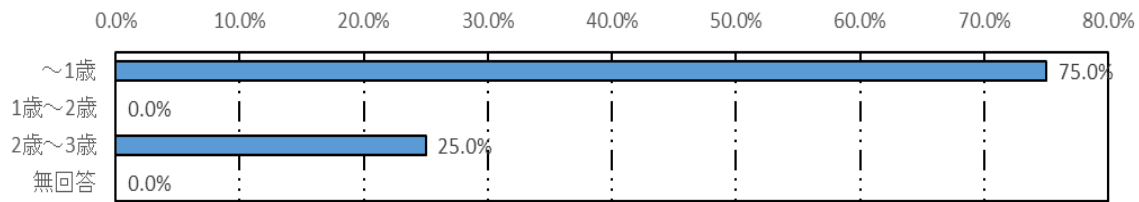




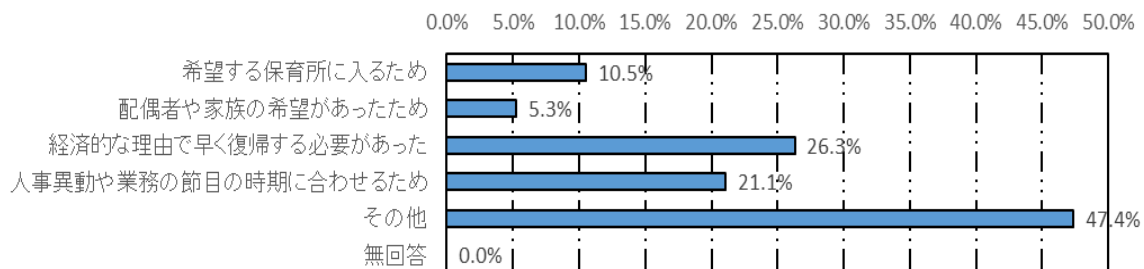




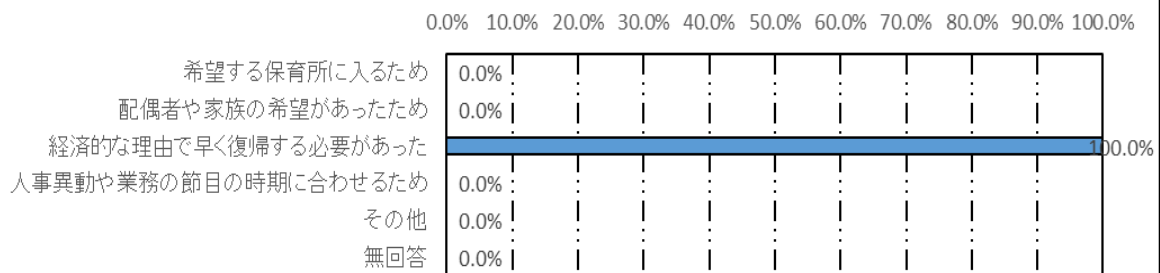
育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、
子どもが何歳まで取得したかったか(父親)



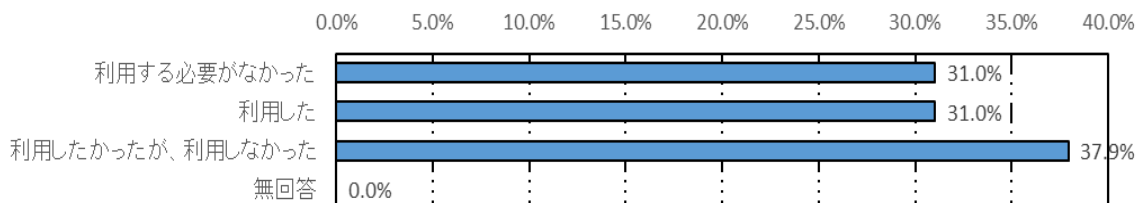
希望の時期に職場復帰しなかった理由(母親)



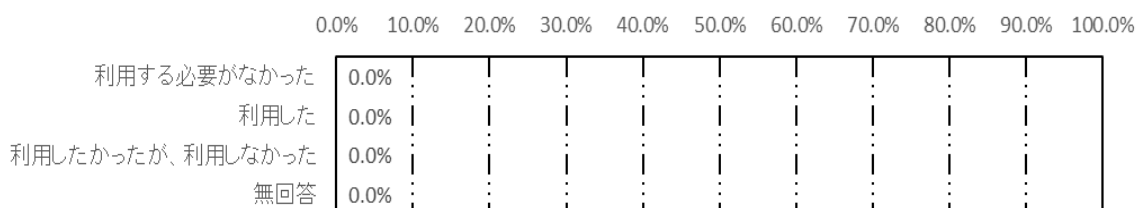
希望の時期に職場復帰しなかった理由(父親)



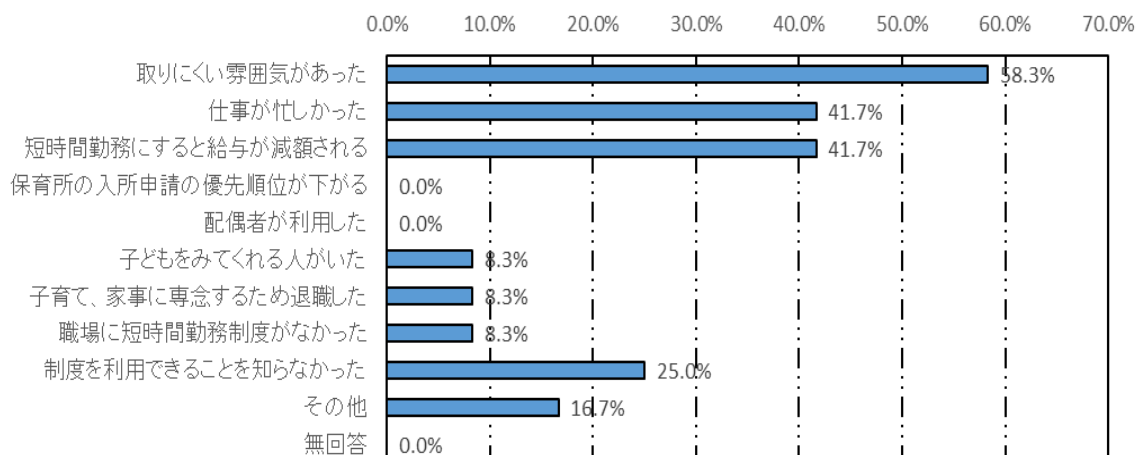
職場復帰時に、短時間勤務制度を利用したか(母親)



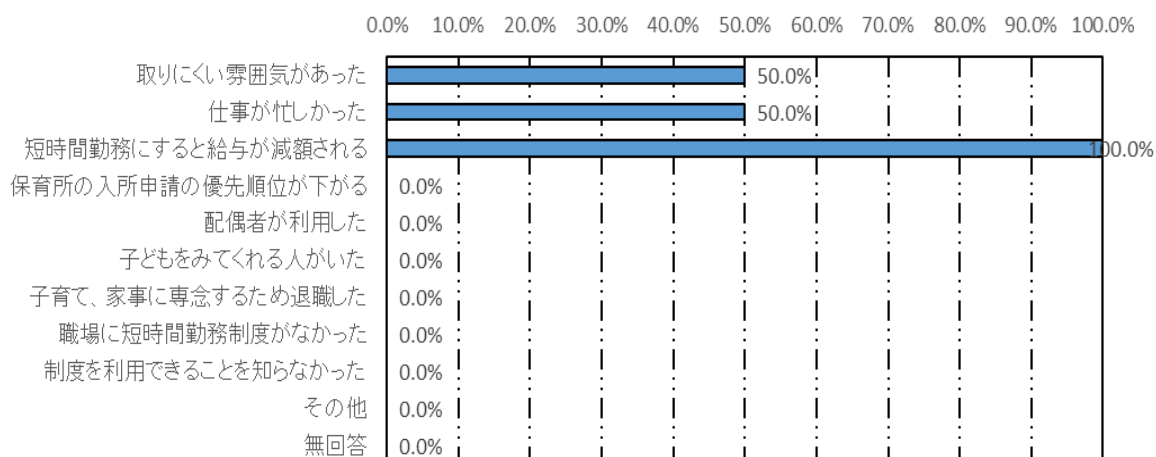
職場復帰時に、短時間勤務制度を利用したか(父親)



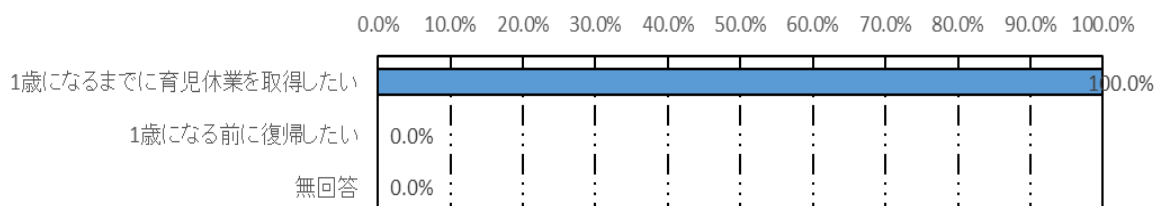
短時間勤務制度を利用しなかった理由(母親)



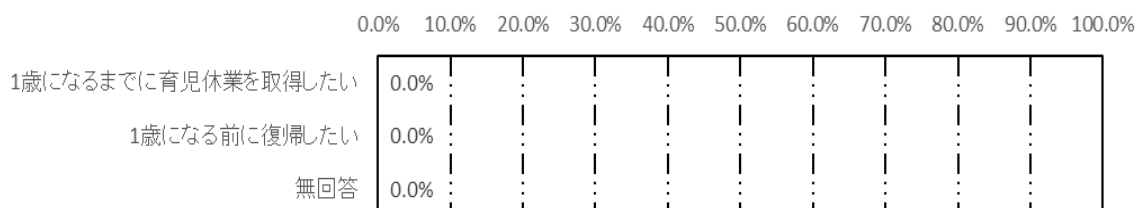
短時間勤務制度を利用しなかった理由(父親)



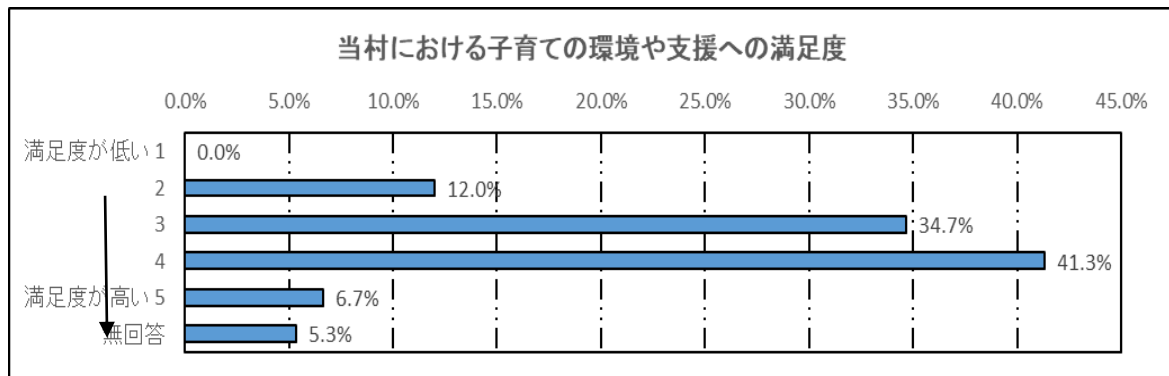
子どもが1歳になった時に必ず利用できる事業があった場合について(母親)



子どもが1歳になった時に必ず利用できる事業があった場合について(父親)



鯨川村における子育て環境や支援への満足度



第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

「村民がまめにこぞって子育て支援プラン」鮫川村次世代育成支援行動計画の後期計画を通じて『子ども 夢 みんなが育つ子育ての村 鮫川』を基本理念に掲げ、関連施策等の取り組みを進めてきました。

本計画では、次世代育成支援行動計画との連続性並びに整合性に配慮しつつ、子ども子育て支援法における基本的視点を勘案して、子ども・子育て支援を推進します。

みんなで見つめ みんなで支え みんなで子育て

2 基本的な目標

本村では、温かくみんなで見守り、子どもを幸せに育成するために、村全体で子育てを支援し、次の基本的な視点と定め、子育て支援に取り組みます。

□ みんなで子どもを育てるむら

親として責任を負い、責任を果たしていく子育ては、不安や負担が伴うものですが、子どもの育ちに大きな喜びや生きがいを感じることができる尊いものです。すべての家庭が地域で安心して子どもを生み育てることができるよう推進します。

□ 安心して子育てできるむら

親や子どもが気軽に集える交流の場やふれあう場をつくり、子育て家庭の孤立を防ぎ、親や子どもの健やかな成長を推進します。

妊娠、出産から乳幼児期を通じ、健康相談や子育てなどの悩みの相談体制の充実を図り、妊娠への不安や育児不安の軽減を推進します。

□ 子育てをみんなで助け合うむら

次代を担う子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで成長することができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

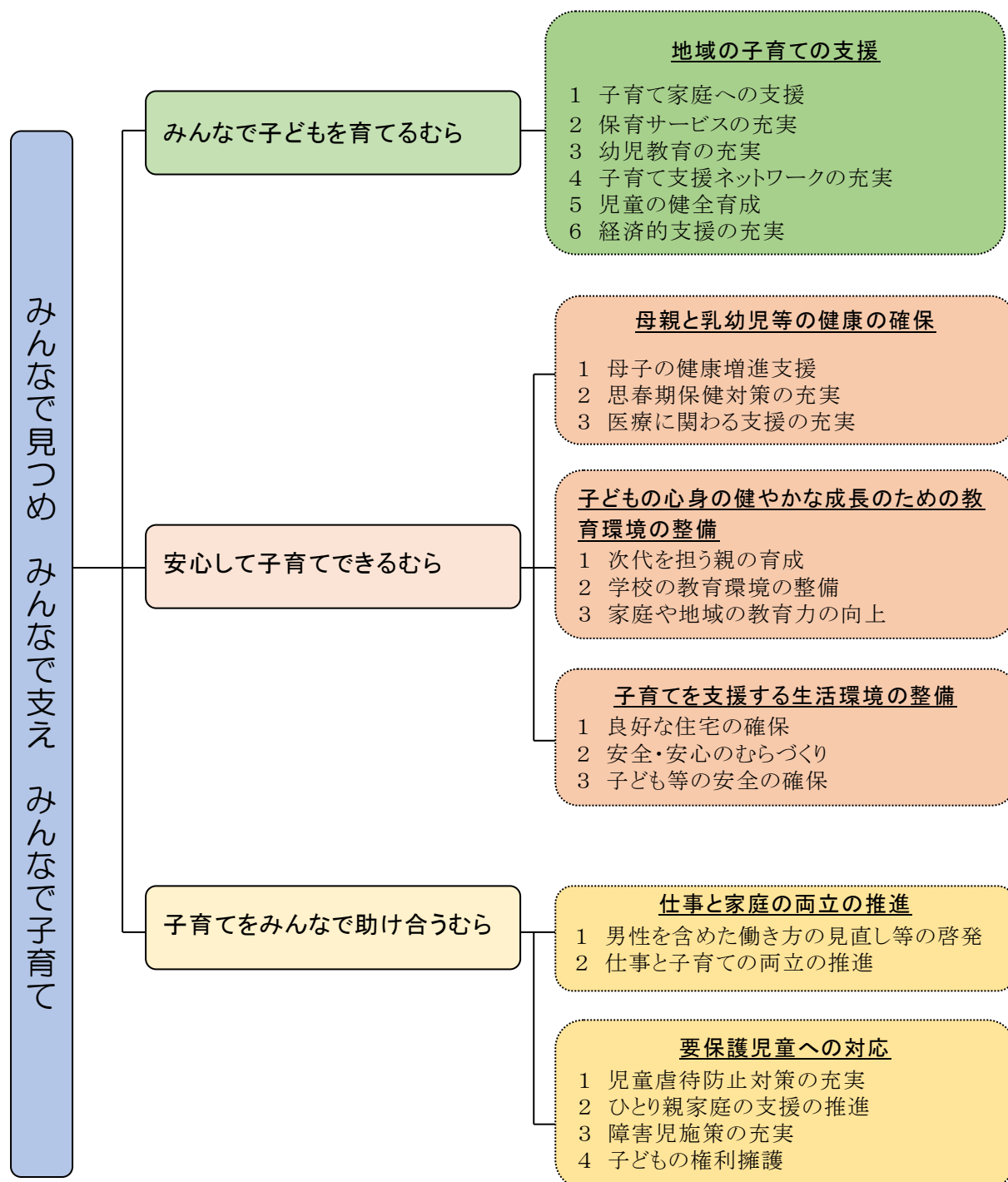
子どもや子育て家庭の置かれた状況や子どもの発達段階に応じた適切な関わりや子育て家庭へのきめ細やかな支援を充実します。

3 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》



第4章 地域の子育ての支援

1 子育て家庭への支援

(1) 子育て支援サービスの充実

村では、平成 17 年 4 月からこどもセンターにさめがわ地域子育て支援センターを設置し、育児相談、サークル活動等を実施、在宅の子育て家庭の支援に努めています。また、保護者への情報提供を推進し、より地域に密着した事業展開を図ることにより、すべての子育て家庭への支援に努めます。

ア やまゆり保育室・やまゆり乳児室

やまゆり保育室は、概ね 1 歳 6 か月以上のお子さんで、こどもセンターに入園していない幼児とその母親（家族）を対象に月 1 回開催しています。室内あそびや戸外あそびなど親子でふれあいながら子ども同士、保護者同士がつながりを持って楽しく子育てができることを目的としています。

やまゆり乳児室は、概ね 6 か月～1 歳 6 か月のこどもセンターに入園していない乳児とその母親（家族）を対象に月 1 回開催しています。わらべうたや手あそびなど発達に応じた遊びを親子でふれあいながら、保護者同士のつながりを持って楽しく子育てができることを目的としています。

■実績及び目標

事業名	実 績						目 標
	平成 29 年度		平成 30 年度				令和 6 年度
	開催回数	延参加人数	開催回数		延参加人数		開催回数 延参加人数
やまゆり保育室	11 回	70 人	4 回	7 回	8 人	42 人	現状を維持します。
やまゆり乳児室	11 回	30 人	4 回		20 人		

イ 子育てサークル施設

子育てサークル施設は、村内に住む未入園児とその母親が子育ての知識や技術の情報交換をしながら、交流を深め合うことを目的としています。

ウ 世代間・異年齢児との交流

こどもセンターでは、地域の子どもや高齢者と在園児たちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間、異年齢児による交流を図ります。また、中学生や高校生の保育ボランティアへの参加や地域高齢者等との交流も図ります。

エ 園庭・園舎の開放

こどもセンターの園庭・園舎を開放し、在園児と地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図るなど、子育て相談や未入園児の親子登園等を推進します。

(2) 時間外保育の充実

多様な家庭形態や働き方が進む中で、こどもセンターの利用時間や利用日など、多様なニーズへの対応を図るため、時間外保育の充実が課題となっています。

さらに、弾力的な利用時間や利用日に対応する特定保育など、要望に対応すべく検討をしていく必要があります。

ア 延長保育

延長保育とは、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常保育の時間帯を超えて保育を行う事業です。

こどもセンターでは、子どものための教育・保育給付1号認定児（3歳以上児で保育の必要性がない子ども）を対象に、平日及び土曜日の午前7時から午前8時及び午後3時30分から午後6時30分に保護者の希望によって保育を行う、延長保育事業を継続して実施していきます。

イ 預かり保育

こどもセンターでは、家庭の事情で保育が困難と認められる子どものための教育・保育給付1号認定児を対象に同認定における休日等を除いた日の開園日、午前7時から午後6時30分まで保護者の希望によって保育を行う、預かり保育事業を継続して実施していきます。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
利用人数	25 人	10 人	現状を維持します。

ウ 休日保育

休日保育とは、日曜、祝日などの休日の保育ニーズに対応するため、保育施設等で保育を行う事業です。村では実施していませんが、多様化する保育ニーズに対応するため、検討を図る必要性があります。

(3) 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、放課後帰宅しても保護者が就労などのため家にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

村では、平成 24 年度は小学校 1 年生から 3 年生までの児童、平成 25 年度からは、小学校 1 年生から 6 年生までの児童を、鮫川小学校敷に設置して、放課後及び春休み、夏休み、冬休みに行っています。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
登録人数	68 人	69 人	現状を維持します。

(4) 一時保育事業

一時保育とは、保育施設等に入所していない子どもの保護者が、急病などで保育が必要な状態のときに、一時的に保育を行う事業です。

村ではこどもセンターで実施しています。

■実績及び目標

事業名	実 績				目 標	
	平成 29 年度		平成 30 年度		令和 6 年度	
	利用者	延べ回数	利用者	延べ回数	利用者	延べ回数
一時保育	2 人	125 回	4 人	11 回	現状を維持します。	

(5) 幼児送迎バス

保護者の利便性や幼児が安全に通園できるよう幼児送迎バスを運行しています。

■実績及び目標

利用者等	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
園児	33 人	18 人	利便性に考慮しながら運行します。
たんぽぽ通所者	4 人	5 人	
計	35 人	23 人	
延べ利用者数	297 人	257 人	
保護者負担(月額)	2,500 円	2,500 円	
運行台数	3 台	3 台	
運行路線	6 路線	6 路線	

2 子育て支援ネットワークの充実

(1) 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を検討します。

家庭教育の支援を図るために家庭・学校・こどもセンター・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施するとともに、その支援を実施する子育てサポーターを養成するなど、村内の子育て支援対策を整備します。

(2) 情報提供体制の強化

各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、ホームページの設置など情報提供の充実を図ります。

また、広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

(3) 児童相談事業

この事業は、家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して相談にあたります。必要に応じ、専門機関を紹介します。

■実績及び目標

事業名	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
育児相談指導事業	面談相談 2 件 電話相談 0 件	面談相談 3 件 電話相談 5 件	現状を維持します。

3 児童の健全育成

(1) 子どもの居場所や活動の場の確保

少子化に伴い子どもの数が減少しており、テレビゲームの普及等により遊びが変化するなど、子ども同士が遊ぶ機会が減少しています。そのため、遊びを通じての仲間づくりによる社会性の発達などに大きな影響があると考えられています。

村では、子どもたちが気軽に遊び、親同士も雨の日も気軽に集まれる場を確保するため、保健センターを開放しています。

公民館事業や世代間交流事業など各種事業を充実し、地域においても子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる場の確保の推進に努めます。また、事業内容の見直しを行い、参加しやすい事業や充実に努めています。

(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売しているコンビニエンスストア等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

(3) 民生児童委員活動の充実

児童虐待への民生児童委員及び主任児童委員の対応等、地域活動における役割はますます大きくなっています。今後とも、連絡体制を十分にとって活動を支えていきます。

4 経済的支援の充実

(1) 手当の支給

ア 児童手当

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給される手当です。

※子ども手当：平成22年4月から平成24年3月まで実施

■実績及び目標（児童手当）

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
児童数	延べ 4,401 人	延べ 4,166 人	—

イ 児童扶養手当

母子・父子家庭の生活安定と自立を促進するための制度で、母子・父子家庭に支給される手当です。養育している子どもの数や受給する人の所得によって手当額が異なります。所得制限があり、一定額以上の所得がある場合は支給停止になります。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
受給者	34 人	33 人	—
母子	26 人	26 人	—
父子	8 人	7 人	—
新規認定者	6 人	5 人	—

ウ 特別児童扶養手当

20歳未満の障害児を養育する父母又は養育者に対して支給される手当です。障害状況に応じて1級、2級に区分され、区分によって手当額が異なります。所得制限があり、一定額以上の所得がある場合は支給停止になります。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
受給者	8 人	8 人	—

(2) 保育料の負担軽減

「こども・子育て支援法」の一部改正により令和元年10月から保育・幼児教育無償化が開始されました。

法に基づく認定制度では、子育てのための教育・保育給付認定を受けることにより、3歳以上児の保育料や0～2歳児の住民税非課税世帯における保育料が無償化されるなど、子育て世代への負担軽減が図られました。

また法改正に基づき、村保育料の改定を図り、更なる経済的支援を図っています。

そのほか、国の基準に基づき、同時入所世帯の保育料の軽減をしています。

保育料基準額

(令和元年10月1日適用)

※子どものための教育・保育給付

村の基準額				
各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			保育料（月額/単位：円） 標準時間・短時間	
階層	定 義		2号認定(3～5歳児)	3号認定(0～2歳児)
第 1	生活保護世帯		無料	0
第 2	村民税非課税世帯			0
第 3	村民税所得割非課税世帯			4,700
第 4	村民税所得割課税世帯	12,100円未満		6,400
第 5		12,100円以上 24,300円未満		8,100
第 6		24,300円以上 48,600円未満		9,800
第 7		48,600円以上 57,700円未満		12,400
第 8 - 1		57,700円以上 77,101円未満		15,000
第 8 - 2		77,101円以上 97,000円未満		15,000
第 9		97,000円以上 133,000円未満		18,600
第10		133,000円以上 169,000円未満		22,200
第11		169,000円以上 213,000円未満		25,000
第12		213,000円以上		27,700

国の基準額			
各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育料（月額/単位：円） 標準時間	
階層	定 義	2号認定 3～5歳児	2 3号認定 0～2歳児
第 1	生活保護世帯	無料	0
第 2	村民税非課税世帯		0
第 3	村民税所得割課税額48,600円未満		19,300
第 4	村民税所得割課税額97,000円未満		29,600
第 5	村民税所得割課税額169,000円未満		43,900
第 6	村民税所得割課税額301,000円未満		60,100
第 7	村民税所得割課税額397,000円未満		78,800
第 8	村民税所得割課税額397,000円以上		102,400

（３） 給食費の無料化

村では、令和元年 10 月からこどもセンター在園児に対し、保護者の経済的支援を図るため、給食を無料で提供しています。

（４） 乳幼児紙おむつ給付事業

村では、出生した月から満 1 歳 6 か月到達前の月までの間、月額 5,000 円を限度に保護者へ紙おむつ給付券を支給し、子育て支援を行っています。

（５） 出産祝い金「赤ちゃん商品券」給付事業

村では、まめで達者な村づくりを担う子どもの誕生を祝福するとともに子どもの健全な育成を図るため、出産祝い金として、出産した一子につき額面 30,000 円の「赤ちゃん商品券」を給付します。

（６） 子育て応援祝金支給

村では、平成 31 年度から子どもの入学を祝福するとともに子どもの健やかな成長を願い、小学校及び中学校に入学する児童の保護者に対し、対象児一人につき 50,000 円を支給します。

(7) 就学援助制度

村では、経済的理由によって小中学校への就学が難しい児童・生徒のために、学校での費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

■ 補助対象となる方

要保護	・保護者が生活保護を受けている世帯
準要保護	・生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯 ・前年度または当該年度において村民税が非課税の世帯 ・児童扶養手当の支給を受けている世帯 ・保護者が失業中(または職業が不安定)で、生活状態が悪いと認められる世帯 ・その他教育委員会が必要と認める世帯
援助される費用	・学校給食費 ・学用品費 ・通学用品費(小学2～6年生、中学2・3年生のみ) ・新入学児童生徒用品費(小学1年生、中学1年生のみ) ・校外活動費 ・修学旅行費(参加者)

第5章 母親と乳幼児等の健康の確保及び増進

1 母子の健康増進支援

(1) 妊娠期

① 母子健康手帳交付

妊娠届出の際に母子健康手帳の交付を随時行い、合わせて健康診査の勧奨を含め、妊娠中の健康的な生活についての助言や子育て支援に関する情報提供及び相談を実施しています。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度	
母子健康手帳 交付(妊娠届)	22 件 (100%)	13 件 (100%)	全妊婦が妊娠週数 19 週までに手帳の交付を 受けることができる	目標値 100%

① 妊婦一般健康診査

疾病及び障害の早期発見、早期治療に結びつけ、母胎の健やかな発育と安全な分娩と健康な子どもの出生支援のため、妊婦一般健康診査及び精密検査を医療機関に委託して行っています。村では、妊婦健康診査 15 回分及び産後 1 か月健康診査費用を助成しています。

また、令和 3 年度から妊娠 20 週健康診査と産後 2 週間健康診査費用の助成を行います。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
受診者(延べ)	289 人	130 人	適切な時期に健診を 受けることができる
前期健診(実)	14 人	10 人	
後期健診(実)	18 人	8 人	
受診者(実)	38 人	19 人	

③ 訪問指導及び相談

電話や面談、家庭訪問による相談や助言を行い、また必要時、医療機関と連絡を取り合い、妊婦の不安の軽減を図り、健やかな妊娠経過を辿ることができるよう支援をしています。

また、令和2年度から妊娠期からの切れ目のない支援の一環として、出産を間近に控えた妊婦に対して、出産や子育てに関する不安や悩み等を傾聴し、必要な助言や情報提供を行うために、妊婦訪問を行います。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
転入妊婦相談	3 件	1 件	必要時、適切な助言を受けることができる
健康相談	74 件	34 件	
電 話	22 件	13 件	
来所面接	52 件	21 件	
訪 問	0 件	0 件	

(2) 産褥期、新生児・乳幼児期

① 訪問指導及び相談

生後3か月までの新生児・乳児及び産婦、健康診査の結果から事後が必要な母子などを対象に全戸訪問し、発育、発達及び産婦や養育者の心身の健康状態の確認、養育環境の把握、疾病予防や育児についての助言を行うとともに、育児に関する不安の軽減を図り、安心して育児ができるよう支援しています。

■実績及び目標

項 目		実 績		目 標
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
訪問指導	全件数 (延べ)	144 件	84 件	必要時、適切な助言を受けることができる
	産 婦	42 件	37 件	全員が適切な助言を受け ることができる※母子が 里帰りなどで訪問できな い場合も養育状況などの 把握ができる
	新生児	0 件	0 件	
	乳 児	63 件	37 件	
	幼 児	13 件	5 件	必要時、適切な助言を受 けることができる
	未熟児	0 件	2 件	
	その他	8 件	3 件	

② 産後ケア事業

出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、村内に住所を有する産後6か月未満の乳児とその母親に対して、宿泊又は日帰りでケアを行い、安心して育児ができるよう支援しています。

③ 乳幼児健康診査

乳児及び幼児の発育、発達、母や養育者の心身の健康状態と生活状況の確認を行い、疾病の早期発見や育児などの不安の軽減を図り、母子の健康の保持増進を支援しています。これまでも取り組んできた未受診者への対応を今後も継続し、受診率の向上を図ります。

また、このような乳幼児健康診査などを活用して、誤飲、転落・転倒、やけどなど、子どもの事故予防の啓発や母親同士が交流できる場を提供します。

■実績及び目標

項 目	実 績				目 標	
	平成 29 年度		平成 30 年度		令和 6 年度	
	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
新生児聴覚検査	25 人	100%	15 人	100%	適切な健診時期に健診を受けることができる	100%
1 か月児 (医療機関で実施した健診費用助成)	22 人	88.0%	12 人	80.0%		
4 か月児 (問診・身体計測・内科健診・股関節健診・栄養及び歯科指導・保健指導)	24 人	92.3%	18 人	100%		
6～7 か月児 (問診・身体計測・内科健診・股関節健診・栄養及び歯科指導・保健指導)	—	—	—	—		
10 か月児 (問診・身体計測・内科健診・栄養及び歯科指導・保健指導)	16 人	88.9%	24 人	95.7%		
1 歳 6 か月児 (問診・身体計測・内科健診・歯科健診・栄養及び歯科指導・保健指導)	20 人	90.9%	29 人	81.3%		
3 歳児 (問診・身体計測・内科健診・歯科健診・栄養及び歯科指導・保健指導・視力検査・聴力検査・尿検査)	23 人	92.0%	30 人	95.2%		

④ 5歳児健康相談

3歳児健診以後の集団生活の中で明確になる、発達や情緒、社会性、種々の要因による集団不適応などの課題に対して、早期に発見し、早期に必要な支援へつなげることにより、保護者と関係機関が幼児の特性に気付き、連携を取りながら適切な支援体制の構築を図り、幼児の健やかな療育を促すことを目的とする。

⑤ 育児相談

乳幼児の保護者及び養育者などに対し、電話や面談などにより育児などに関する相談や助言を行い、また必要時、医療機関や専門機関と連絡を取り合い、保護者の不安の軽減を図り、安心して育児ができるよう支援しています。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
健康相談（延べ）	204 件	219 件	必要時、適切な助言を受けることができる
電 話	42 件	82 件	＊子育てアンケートにおける、子育てに不安や負担を感じている保護者の割合の軽減。
来所面接	162 件	137 件	

⑥ 健やか発達支援事業（東白川郡内4町村の合同事業）

乳幼児健康診査や乳幼児相談などの結果、心身の発達に遅れがみられ、経過観察が必要と思われる乳幼児とその保護者を対象に、不安の軽減を図りながら発達の確認や支援をしています。

事業には親子遊びを通して児の発達を促し、児への関わり方を母が学び、母同士で悩みなどを話し合う「にこにこ教室」と、医師、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門的な相談を行う「発達観察相談会」があります。

⑦ 赤ちゃん絵本の贈呈

鮫川村子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの家庭での本との出会いを目的として、生まれた赤ちゃんの出生児訪問の際に、保護者に「絵本」の贈呈を行っています。子どもたちの豊かな感性と個性の育みや、自ら進んで読書をするようになることを助長しています。

(3) 歯の健康づくりの推進

① お母さんの口腔健康相談

健康な乳歯を守るために、歯に関する意識を高め歯に良い習慣づくりを促すことを目的に、4 か月児健康診査及び 10 か月児健康診査のときに、産婦の生活状況と口腔内を確認し、ブラッシングを含めた衛生指導と口腔相談を行い、合わせて乳歯の衛生指導を行っています。

■実績及び目標

項 目	実 績				目 標	
	平成 29 年度		平成 30 年度		令和 6 年度	
	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
4 か月児健康診査時	24 人	92.3%	18 人	100.0%	全員が適切な助言を受けることができる	100%
10 か月児健康診査時	16 人	88.8%	22 人	95.7%		

② 歯科健康診査

歯に対する正しい知識の普及を図り、生涯を通じた歯の健康づくりへの推進を目的に、食生活を含めた生活状況の歯科健康問診、歯科健康診査及びブラッシングや食生活改善の指導を実施しています。

■実績

項 目	実 績							
	平成 29 年度				平成 30 年度			
	1 歳 6 か月児	2 歳児	2 歳 6 か月児	3 歳児	1 歳 6 か月児	2 歳児	2 歳 6 か月児	3 歳児
受 診 者	20 人	23 人	17 人	23 人	13 人	8 人	10 人	20 人
受 診 率	90.9%	88.5%	85.0%	92.0%	81.3%	53.3%	55.5%	95.2%
う 歯有病者率	02 型 60.0%	0%	5.9%	18.8%	02 型 7.7%	0%	0%	25.0%
一人平均う 歯 数	0 本	0 本	0.29 本	0.7 本	0 本	0 本	0 本	1.15 本

■ 目標

項目	目 標			
	令和 6 年度			
	1 歳 6 か月児	2 歳児	2 歳 6 か月児	3 歳児
受 診 者	適切な健診時期に健診を受けることができる			
受 診 率	100.0%			
う 歯 有病者率	02 型の児 10%以下	3 歳児健診におけるう歯有病者率 20%以下		
一人平均 う 歯 数	＊保護者が寝る前に仕上げみがきをしている割合の増加			

(4) 学校保健法による健康診査等

学校保健計画に基づき、各種定期健康診査による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。

学校が家庭に配布する保健だよりなどでは、健康増進を啓発し、心の健康なども取り上げ、スクールカウンセラーや教育相談と連携して進めており、今後も家庭や地域、関係機関との理解と協力を得ながら進めていきます。

(5) 鮫川村子育て世代包括支援センターによる支援

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談等について、切れ目のないきめ細やかな支援を行う拠点として、令和元年 11 月に、子育て世代包括支援センターを設置しました。

2 思春期保健対策の充実

(1) 性教育

学校で実施されている性教育（性に関する指導）の授業に、資料や媒体などの提供を通して協力を行います。

性に関する健全な意識のかん養と併せて、性に関する正しい知識の普及、豊かな男女の人間関係の構築、課題がおきたときに適切に対処できる力を身につけられるように努めています。また、学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する教育や周知を行います。

(2) 思春期保健事業

思春期に変化する自分の心と体について理解し、生命の大切さや家族、異性との関わり方について考える機会を持つことで、自己効力感を高め、自分の健康増進のために正しい知識を持って判断し対処できる力を養うために行っています。

① ふれあい体験事業・思春期保健講座

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
対象者	小学 5 年生 中学 1・2・3 年生	小学 5・6 年生 中学 1・2 年生	小学 5・6 年生 中学 1・2・3 年生
参加者	147 人	190 人	対象者が全員 参加できる
内 容	「出産擬似体験」 「赤ちゃんともとのふれあい体験」 「妊婦とのふれあい体験」 「男女の身体の仕組み」、「受精・妊娠・ 出産の経過」、「思春期の心」、「異性の理 解」、「性感染症の予防」など		学校との協議のうえ、妊 産婦や赤ちゃんとのふれ あいを通して命の大切さ について学習する機会を 充実し、自己肯定感を向 上できるよう支援しま す。 また、授業参観時に実施 する等、保護者も巻き込 み、親子で学習できるよ う働きかけていきます。 *事業前後で自己肯定感 が向上する児童・生徒の 割合の増加 学校との協議のうえ、思春 期の急激な心身の成長発 達（二次成長）や性に関す る情報を正しく知り、自己 肯定感が向上し、適切な判 断や行動ができるよう支 援します。 *事業前後で自己肯定感 が向上する生徒の割合 の増加 *心身の成長発達につい て教育を受けたことが ある中学生の増加

② 思春期保健相談

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
対象者	高校生	高校生	小・中・高校生など
参加者	0 人	0 人	必要時、悩みを相談できる機会があり、適切な助言を受けることができる
内 容			各学校でスクールカウンセラーを積極的に活用していることから、今後は村に相談があった場合に対応できるよう、引き続き体制を整えていきます。

(3) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

学校ではたばこに関する教育、アルコールや薬物に関する教育などを推進していきます。合わせて家庭や地域、関係機関との理解と協力を得ながら進めます。

(4) 子どもの健康を守る会

村内関係機関が連携し、保健担当者等による「子どもの健康を守る会」を設置しています。村民の健康に関する意識の高揚と乳幼児からの正しい生活習慣の確立を進めます。

3 医療に関わる支援の充実

(1) 小児医療の充実

村には、医療機関が村国保診療所しかないため、近隣の市町村の小児科の専門医がいる病院に「かかりつけ医」の確保をせざるを得ない状況にあります。小児医療の体制は、安心して子どもを生み健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携に努めます。

また、各家庭に対しても「かかりつけ医」の普及促進を図るほか、休日・夜間の救急医療の周知を図ります。

夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため小児病院群輪番制」の参加病院に対し運営費の一部を補助し、小児医療の充実を図ります。

■実績及び目標

項 目	実 績	目 標
	平成 29 年度・平成 30 年度	令和 6 年度
小児医療体制の充実	・広報さめがわでの日曜祝日当番医の周知 ・福島県総合医療情報システム運営費の負担 ・在宅当番医体制事業の負担 ・第二次救急医療運営費の負担	現体制の継続及び関係機関との連携をより図り、安心して出産・育児ができる保健・医療体制の整備を図ります。

(2) 周産期医療の強化

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

(3) 妊産婦医療費助成

妊娠 5 か月目の初日から出産した翌月末日まで、妊産婦自身が病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合、支払った医療費を助成しています。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
受給者証交付	14 人	11 人	随時交付にて対応
助成件数	116 件	48 件	※必要なときに活用できる

(4) 乳幼児医療費助成

乳幼児の疾病又は負傷の治癒を促進し、乳幼児の保健向上を図るため、満6歳までの乳幼児の保護者に対し、医療費の10割を助成しています。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
受給者数	128 人	118 人	継続します
助成件数	1,877 件	2,038 件	

(5) こども医療費助成

満6歳までの乳幼児の保護者を対象に行っていた乳幼児医療費助成事業は、平成21年度から乳幼児及び中学3年生までの子どもを対象に、平成24年10月から18歳以下の子どもまでを対象とし、医療費の10割を助成しています。

■実績及び目標

項 目	実 績		目 標
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
受給者数	344 人	301 人	継続します
助成件数	2,164 件	2,527 件	

(6) ひとり親医療費助成

18歳未満の児童を監護している配偶者のない父親又は母親を対象に医療費の助成を行うもので、対象者が医療機関の窓口で支払った医療費について、同一受診月ごとに1世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その超えた金額が給付されます。ただし、所得額が一定額を超えると支給対象とはなりません。

(7) 出産育児一時金

医療保険制度（健康保険や国民健康保険など）における出産育児一時金については、出産費用に要する現金がお手元になくても安心して出産できるよう、平成21年10月から出産費用に出産育児一時金を直接充てることができ、各医療保険者から直接病院などに出産育児一時金を支払う仕組みになりました。額は、原則42万円（「産科医療補償制度」に加入している病院などで分娩した等の場合に限りません。）です。

(8) 不妊治療対策

6組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われていますが、治療についての適切な情報を得る機会や、悩みや不安を相談できる場が少なく、また、医療保険が適用にならない治療や、繰り返しの治療が必要になることから、医療費の負担が高額となり、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくない状況にあります。そのため、気軽に相談できる専門窓口や不妊治療費助成事業などの情報を村民に周知し、不妊に悩む夫婦に対する支援をしています。

(9) 未熟児養育医療費助成

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を平成25年度から村が助成しています。給付を受けることができるのは、指定養育医療機関での治療に限られ、世帯の所得税額等に応じて自己負担金が生じます。

(10) 疾病予防対策

伝染病の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するために、集団及び個別予防接種を行っています。

保護者への理解と啓蒙を図るため、予防接種に関する情報などの周知に努めていきます。

【定期接種】：予防接種法で定められた予防接種です。

●A類疾病（子どもの予防接種）

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん・風しん、日本脳炎、結核、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎

令和2年10月からロタウイルス感染症

●B類疾病（高齢者の予防接種）

インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

【任意接種】：予防接種法で定められていないもので、保護者または本人の希望で受けるものです。

第6章 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代を担う親の育成

(1) 家庭教育事業

村では、「村民こぞって子どもの教育を考える会」を実施しています。この事業は、幼児・児童・生徒の保護者・一般村民を対象に子育て支援のために育児や家庭教育等についての理解を深めることを目的としています。

2 学校の教育環境等の整備

(1) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、少人数など指導方法の工夫、地域人材の活用など子ども、学校及び地域の実態を踏まえ、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進します。

(2) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道德教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実に努めます。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めます。

(3) 健やかな身体の育成

学校におけるスポーツ活動の充実をめざし、外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、学校間の交流を増やし、部活の充実を図ります。

(4) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、より充実した制度として実施するため地域及び家庭とこどもセンター・学校との一層の連携・協力を図ります。地域の集会所等を活用し、地域の人とのたまり場化、高齢者の子どものふれあいの場を推進するなど特色ある幼稚園・学校づくりを進めます。

あわせて、こどもセンター・学校においては、園児・児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理を強化します。

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育への支援の充実

ア 家庭教育ネットワークの充実

教育委員会や公民館だけでなく、保健や福祉部門との連携を強化しながら、公民館等の社会教育施設を始め、こどもセンター、小中学校の授業参観や乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報の提供や学習の支援に努めます。

(2) 地域の教育力の向上

ア 地域活動の充実

地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な経験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力の向上を図ります。

イ 各種スポーツ等の振興

各種スポーツの年度事業計画に基づき、体育協会及び体育指導委員の協力指導により実施されています。

今後は、村のスポーツ振興計画の策定や住民の意向を踏まえ、スポーツの振興を図ります。

(3) 子どもの活動教育・啓発活動

青少年健全育成推進協議会主催により、青少年の健全育成を図るため、「少年主張大会」、「こども俳句短歌詩のコンクール」、「文集「こころのうた」発行」等の事業を開催しています。

第7章 子育てを支援する生活環境の整備

1 良好な住宅の確保

子育て世帯がゆとりをもって生活できるようにするためには、快適な住環境を確保していく必要があります。しかしながら、子育てをしている若い世代は、子育てに関わる経済的負担において比較的厳しい状況にあることから、ゆとりある住環境を確保することは容易ではありません。

村では、子育て世帯が安心できる住宅で生活することができるよう、快適な公営住宅の供給や宅地造成分譲を進めます。

2 安全・安心のむらづくり

(1) 安全な道路環境の整備

妊産婦や子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差の解消や交差点の改良などを推進します。

(2) 防犯灯等の整備

地域の安全を図るため、防犯灯の設置や各家庭の門灯の点灯推進などを推進します。

(3) 公共施設等の改善整備

公共施設が子ども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやベビーベットの設置等、各種施設の整備を図ります。

(4) ユニバーサルなむらづくりの推進

妊産婦や高齢者、障害者など、誰にとっても利用しやすいユニバーサルなむらづくりを推進します。

3 子ども等の安全の確保

(1) 交通安全教育の推進

交通安全については、警察や関係団体と協力のもと、交通死亡事故ゼロを目指し、交通安全教室の開催や街頭指導の充実を図っています。

交通安全協会や警察を中心に交通安全教室をこどもセンターや小学校において実施していますが、事故を起こさないためには、さらに教育の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

子どもを交通事故から守るため、警察、こどもセンター、小・中学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、カーブミラー・ガードレールなどの設置、交通安全教室、テント村など総合的な交通事故防止対策を推進します。

ア 交通指導員の配置

小学校の登・下校時の交通安全を図るため、交通指導員を配置していますが、より一層の安全確保を図るため、指導員の強化を図ります。

イ 新幼稚園児交通安全対策事業

交通安全用具（黄色い帽子）を支給し、交通安全対策に努めます。

ウ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

エ 新小学1年生交通安全対策事業

交通安全用具（黄色い帽子・ランドセルカバー・交通安全あいうえお表）を支給し、交通安全対策に努めます。

カ 新中学1年生交通安全対策事業

交通安全用具（通学用ヘルメット）を支給し、交通安全対策に努めます。

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動

子どもをめぐる防犯については、近年、子どもが犯罪の被害者となることが多く、夜間や危険な場所で遊ばないことや見知らぬ人に声をかけられた時の対応など、子どもたち自身が自らの身を守る意識と実践知識を身につける必要があります。

今後、行政区と各学校 P T A、村防犯協会、警察署等との連携により、子どもに対する犯罪の発生状況や危険な場所等の情報を共有化し、対策につなげていくことが重要です。

警察をはじめ関係機関・各種団体の協力のもと、子どもが危険や不安を感じることがない村にするため、防犯活動の充実を図ります。

ア 地域での見守り

各小・中学校の P T A や地域においてパトロール活動など、自主的な防犯活動を支援します。

イ 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校や P T A 活動等の場を利用して防犯講習を実施します。

ウ 地域の見守り活動の支援

防犯指導隊や P T A 等による地域の見守り活動を推進します。地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動の充実と緊急時への対応、地域すべての家庭「子ども 1 1 0 番の家」となる啓発活動の充実を図ります。

(3) 防災活動

災害時に要援護者となる可能性の高い障害者・幼児等への災害予防対策については、村の地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発については、村の地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発と村内のこどもセンター・小中学校での避難訓練を実施します。

第8章 仕事と家庭との両立の推進

1 働き方の見直し等の啓発

地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域の住民、事業所等の協力も必要となります。すべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう「働き方の見直し」を進める必要があります。

子育てしやすい職場環境としていくため、国、県、関係団体等との連携を図りながら、育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務などについて、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、男女とも子育てに参加できる職場環境を推進します。

(1) 育児休業体制等への理解

育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、事業主に対して理解と協力を求めています。

(2) 職場環境づくりの促進

男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発に努めます。

2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立に向けては、核家族化や地域の人間関係の希薄化などにより、育児や家事といった家庭内の女性の負担が大きくなっています。

このため、家族一人ひとりが家庭の大切さを認識し、育児や家事などを男女がともに担うという意識啓発が大切となっています。

また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続け、出産・子育て後も職場へ復帰ができるよう、関係機関や企業等の連携・協力のもと、取り組みを進めていく必要があります。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合えるよう、仕事と家庭生活とのバランスある生き方への意識改革を促進します。

(1) 意識啓発の推進

家庭生活において、男女が互いに責任をもち、協力しあっていくことができるよう、意識の啓発に努めます。

(2) 男性の家事参加促進のための啓発

男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発に努めます。

(3) 男性が参加する子育ての促進

男性が家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業などへの男性の参加を促進します。

(4) 女性の再就職の支援

出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、再雇用制度の普及・啓発に努めます。

第9章 要保護児童への対応

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、全国的にも大きな問題となっています。最悪の場合、児童が死亡するケースもみられ、深刻な状況がみられます。児童虐待等については、単に児童相談所に対応すればよいというわけではなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

(1) 虐待防止ネットワークの構築

ア ネットワークの構築

虐待防止ネットワークについて、児童相談所、警察署、民生児童委員、行政等が連携して虐待防止に取り組めるよう組織の構成を図ります。

ネットワーク設置後は、その強化に努め、広報・啓発活動やケース検討、関係者の研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。

イ 地域や民間の参加促進

児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところでもあり、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、民生児童委員はもちろんのこと、各種団体等も含めた幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めていきます。

(2) 児童虐待の防止と早期発見

児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実し、虐待の防止と早期発見に努めます。

また、乳幼児健康診査やこどもセンターで子どもの体の様子を細かく見守るとともに、親の身体的・精神的負担の状況を把握します。

(3) 相談機能の強化

育児不安をもつ母親などや子どもとの関係がうまくいかない母親などのための育児相談を開催するなど、虐待の防止に努めます。

2 ひとり親家庭の支援の推進

ひとり親家庭については、離婚の増加等によりひとり親家庭が増加し、母子家庭の場合には低所得、無就労で経済的に恵まれないケースが多いため、経済的自立の支援等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の情報提供を進めながら母子家庭を支援していきます。

また、国・県の施策が少ない父子家庭についても、主任児童委員及び民生児童委員の活動等を通じて地域の父子家庭の状況を把握し、適切な支援に努めます。

3 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

障がい児に対しては、こどもセンターで実施している障がい児保育事業の充実とともに障害児施設の担当医との連携を図りながら、保護者に対する療育相談の推進など家族の支援を図ります。

第 10 章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本方針において、村は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本村の第 1 期計画において村内全域を 1 区域としてきたことから、本計画においても引き続き村内全域を 1 区域とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 子ども人口の推計

本村の子ども人口の推計について、0～5 歳では、平成 31 年の 112 人から令和 6 年には、80 人と推計し 32 人の減少を予測しました。また、6～11 歳では、平成 31 年の 151 人から令和 6 年には、118 人と推計し 33 人の減少を予測しました。

□ 子ども人口の推計

区 分		実績	推 計				
		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
就学前 児 童	0 歳	12	15	15	13	13	12
	1 歳	25	12	15	15	13	13
	2 歳	10	25	12	15	15	13
	3 歳	21	10	25	12	15	15
	4 歳	24	21	10	25	12	15
	5 歳	20	24	21	10	25	12
	小計	112	107	98	90	93	80
小学生	6 歳	18	20	24	21	10	25
	7 歳	24	18	20	24	21	10
	8 歳	24	24	18	20	24	21
	9 歳	27	24	24	18	20	24
	10 歳	30	27	24	24	18	20
	11 歳	28	30	27	24	24	18
	小計	151	143	137	131	117	118
合 計		263	250	235	221	210	198

単位：人／住民基本台帳の平成 31 年 4 月 1 日現在を基本に推計しています。

3 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

□ 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

○認定区分（子どものための教育・保育給付）

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要なし）	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就 学前児童 （保育を必要とする子ども）	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就 学前児童 （保育を必要とする子ども）	認定こども園 保育所 地域型保育事業

（1）教育・保育の提供体制及び見込み量

① 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

本村では、3歳から5歳までの量の見込みを需要率15%として設定します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計		49	52	50	48	46
量の見込み		7	8	8	7	7
需要率		15	15	15	15	15
確保の内容	特定教育・保育施設	12	12	10	10	10
	確認を受けない幼稚園					
	特定地域型保育事業					

※特定教育・保育施設：幼稚園、保育所、認定こども園

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けない幼稚園

地域型保育事業：小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育

② 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

本村では、3歳から5歳までの量の見込みを需要率80%として設定します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計		49	52	50	48	46
量の見込み		39	42	40	38	37
需要率		80	80	80	80	80
確保の内容	特定教育・保育施設	78	78	60	60	60
	確認を受けない幼稚園					
	特定地域型保育事業					

③ 3号認定（3歳未満保育の必要有り）

本村では、0歳から2歳までの量の見込みを需要70%として設定します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計		50	42	40	38	36
量の見込み		35	29	28	27	25
需要率		70	70	70	70	70
確保の内容	特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
	確認を受けない幼稚園					
	特定地域型保育事業					

第 11 章 計画の推進に向けて

1 庁内における推進体制の充実

本計画の実施にあたっては、各種計画などとの整合性を図るとともに、担当所属長をはじめ、関係機関・団体との連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

庁内の横断的な「子ども子育て会議」を設置し、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

2 住民への情報の公開

本計画の実施状況等に係る情報を広報紙やホームページ等において、公開し、村民の理解と協力を得られる体制を整備します。